

預金部資金・資金運用部資金

序章 資金 総説

一 資金の設置規定

資金という言葉は、財政上の用語としていろいろな意味に使われるが、ここでいう資金とは、財政法(昭和二年三月三十一日法律第三四号)第四四条に規定される「特別の資金」のことであって、預金部(資金運用部)資金もその一つである。ここではまず、資金の一般的制度について簡単にふれることにしよう。

この「特別の資金」は、毎年度の予算に計上される歳入歳出金と異なり、「一会計年度内に消費し尽すことのない意思をもって保有される金銭」⁽¹⁾であって、特定の目的又は用途に充てたり、特別に運用するために、国が一般の国庫金と区別して保有する資産(原則として金銭で保有されるが、時により他の財産に変えて保有されることもある)である。とくに資金が回転資金として運用される場合には、歳入歳出外として経理されるので、毎年度の歳計に資金の収支が計上されないのが特徴である。

この種の資金については、旧「会計法」(大正一〇年四月八日法律第四二号)第四條において、
各官庁ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノヲ除クノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

と規定し、とくに法律勅令によって規定した場合には各官庁に国は資金を保有することができる旨定められていた。この規定によって、すでに旧会計法時代から各種の資金が設置されていた。「財政法」第四四条も旧会計法の立法方針をうけついで

国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

と規定し、資金の設置を法律事項としたうえで、特別の資金設置の必要性を認めている。「財政法」が資金を設置する必要性を認めている理由として一般に説明される根拠は次のような点である。⁽²⁾すなわち、財政は私経済と異なり、必要な経費はその必要に応じて随時、国民から徴収すべきであつて、特定の目的のために資金を保有することは財政本来の目的に反し、原則として認むべきではない。しかしながら、国が一定の事業の経営をする場合、その他特別の理由がある場合には、特別の資金を保有することによってその事業の経営なり計画の遂行が円滑に行ないうる場合もあるので、例外的にこれを認めたものである。したがつて、資金の設置については、その都度法律の根拠を必要とすることが明定される。

二 資金の種類と経理

資金の設置については、前述のように「財政法」で規定されているが、資金を定義づけた規定はない。旧「会計法」時代以来、実際には国の必要に応じて種々の性格と目的をもった資金がつきつぎに設置されてきた。そのため、すべての資金が共通した要素を持っているわけではない。戦後から昭和二六年度末までの期間に、法律によって設置されていた資金をその設置目的によって分類すると、①一会計年度内に限らず、将来の消費に充てることを目的とす

る消費的資金、②運用自体を目的として資金の消費を予定しない運用的資金、③双方の目的を兼ね有する資金、④その他、特別の理由によって歳計外で処理することを目的とする資金の四区分に分けることができよう。いまこの分類に従つて戦後の設置資金を類別すると次のようになる。⁽³⁾

(一) 消費的資金

①資金を歳出としてあるいは歳計外支出として支払に充てることにより、逐次消費することを目的とするもの……
国債整理基金、大学および学校資金など。

②予期せざる不時の用途または欠損の補填に使用する目的を以て準備されるもの……農業共済再保険金支払基金、各特別会計決算剰余積立金など。

(二) 運用的資金

資金の運用と回収によって常に回転させることを目的とするもの……預金部(資金運用部)資金、貿易資金、外国為替資金、特別調達資金、米国対日援助見返資金など。

(三) 双方の目的を兼ね具える資金……造幣局資金、補助貨幣回収準備資金、金資金

(四) その他特別の理由で設置された資金……国税収納金整理資金(昭和二九年設置)

なお、戦前に設置された資金の中には、資金そのものの消費は許されず、その資金の運用利殖金のみを消費に充てる目的で設けられる資金(基本的資金)に属する資金——教育基金、教育改善及農村振興基金——があり、この種の資金はとくに基金とよばれていた。しかし、両基金が廃止された後(昭和一八年三月に廃止、戦後になつても、この種の資金は設置されなかつた。戦後の資金の中で「基金」という名称のついているものは、国債整理基金、農業共済再保険金支払基金、中小企業信用保険基金などがあるけれども、これらの基金はその性質から見て基本的資金に属する

ものではない。資金とか基金とかのよび方は、必ずしもこれによって資金設置の目的や性格をあらわすものではなくなっているといえよう。

次に資金の所属については、旧「会計法」時代には、設置した資金は特別会計をもって経理することが通例とされていたから、實際上資金はいずれかの特別会計に所属していた。しかし、「財政法」第四四条の規定は一般会計でも資金を保有できるものと解釈され、昭和二三年度から、従来学校特別会計に所属していた学校資金が、同会計の廃止に伴って大学および学校資金として一般会計に移された。これによって一般会計も初めて資金を保有するようになり、それ以来、特別調達資金（昭和二六年設置）、国税収納金整理資金（二九年設置）が一般会計所属資金として設置され、さらに昭和三〇年代になると、一般会計は経済基盤強化資金（三三年設置）、農業近代化助成資金（三六年設置）を保有するに至る。

いずれの会計に所属するものでも、資金の受払は歳入歳出外として処理されるのが資金の特徴である。しかし、その経理方法は資金の種類によって異なっている。将来の消費を目的として消費的性格を持つ資金の場合には、資金への繰入、資金からの払出はそれぞれ当該会計の歳入歳出に計上される。国債整理基金の受払がそのまま歳入歳出として処理されているのはその一例である。これに対して、消費的資金の中でも不時の場合に準備される準備的資金や運用自体を目的とする運用資金のように、直接消費を目的としない資金の場合は、資金に属する現金の受払は収入支出とはみなされず、資金運用に伴う運用利殖金や支払利子、事務経費などの収支のみが特別会計に計上される方式がとられてきた。

運用的資金の受払が歳入歳出外で処理されることについての法的根拠は、国が保有する資金（現金）の運用のためにする払出は、「財政法」第二条にいう「国の各般の需要を充たすための」支払ではないから支出ではなく、資金の回収も「国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納」には当たらないから収入ではないということにある。しかし、運用は同時に政策の遂行である場合が多く、同じ現金の払出を資金の運用とするか国の需要を充たすための支払と見るかについて、一定の基準はない。とりわけ戦時期から戦後にかけて運用的資金が⁴つきつきと設置され、その資金量が大きくなって、資金の運用が財政運営の大きな柱になると、運用的資金の政策的重要性はきわめて大きくなる。この点が問題となって運用的資金の経理方式が改正されたのが、昭和二四年度の資金関係の特別会計法の改正である。この改正の主眼点は、資金の受払を歳入歳出外とし、運用に伴う収支のみを予算として計上する方式を改め、資金の受払全体を特別会計の収支として予算の対象にすることであった。この方式は貿易資金特別会計、金資金特別会計に適用されて、それぞれ資金の収支全体を計上する方式をとった貿易特別会計、貴金屬特別会計に改組された。また外国為替の売買についても、外国為替特別会計が設置されたのは、同じ方式を採用したからである。しかし、外国為替の売買については、この方式は拘束性を強めてかえって運営が円滑に進まないという問題をおこし、外国為替特別会計は、昭和二六年度から資金を歳入歳出外とする方式の外国為替資金特別会計に改組された。

三 各種資金の制度概要

昭和二〇年八月から二七年三月までの間に「財政法」第四四条（旧「会計法」第四四条を含む）に基づいて設置されていた資金および基金の一覧表を表0-1に掲げておく（ただし、資本的資金を含まない⁴）。このうち、主要な運用的資金は、本財政史で詳述される（預金部資金・資金運用部資金については、本細次章以下で、米国対日援助見返資金は第一一巻で、外国為替資金は第一五巻「国際金融・貿易」編で取り扱われる）から、その他の資金の概要を以下で述べることにする。

表0-1 資金および基金

No.	資金名	根拠法	所属会計
1	国債整理基金	国債整理基金特別会計法(明39.3.2, 法6)第1条	国債整理基金特別会計
2	預金部資金	預金部預金法(大14.3.30, 法25)第4条	大蔵省預金部特別会計
3	資金運用部資金	資金運用部資金法(昭26.3.31, 法100)第1条	資金運用部特別会計
4	造幣局資金	造幣局特別会計法(大4.6.21, 法9)第1条	造幣局特別会計
5	補助貨幣回収準備資金	造幣庁特別会計法(昭25.3.31, 法63)第18条	造幣庁特別会計
6	金資金	金資金特別会計法(昭12.8.11, 法61)第1条	金資金特別会計
7	貿易資金	貿易資金設置に関する法律(昭20.12.22, 法53)第1条	為替交易調整特別会計
8	貿易資金	貿易資金特別会計法(昭21.11.13, 法54)第1条	貿易資金特別会計
9	貿易資金	貿易資金特別会計法(昭22.12.13, 法179)第1条	貿易資金特別会計
10	外国貿易特別円資金	外国貿易特別円資金特別会計法(昭23.8.3, 法213)第1条	外国貿易特別円資金特別会計
11	外国為替資金	貿易特別会計法の一部を改正する政令(昭24.5.28, 政令120)第3条	貿易特別会計
12	外国為替資金	外国為替資金特別会計法(昭26.3.31, 法56)第1条	外国為替資金特別会計
13	米対日援助見返資金	米対日援助見返資金特別会計法(昭24.4.30, 法40)第1条	米対日援助見返資金特別会計
14	緊要物資輸入基金	緊要物資輸入基金特別会計法(昭26.3.30, 法58)第1条	緊要物資輸入基金特別会計
15	学校資金	学校特別会計法(昭19.2.15, 法9)第1条	学校特別会計
16	大学及び学校資金	公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律(昭22.3.31, 法42)第10条	一般会計
17	特別調達資金	特別調達資金設置令(昭26.6.11, 政令205)第1条	一般会計
18	農業共済再保険金支払基金	農業共済再保険特別会計法中改正(昭26.3.30, 法57)第2条	農業共済再保険特別会計
19	鉄道改良準備金	帝国鉄道会計法中改正(昭17.2.20, 法28)第9条ノ2	帝国鉄道会計
20	国有鉄道事業調整資金	国有鉄道事業特別会計法(昭22.3.31, 法40)第13条	国有鉄道事業特別会計
21	通信事業調整資金	通信事業特別会計法(昭22.3.31, 法41)第13条	通信事業特別会計

一覽表(昭和20年8月—27年3月)

種類	設置年月日	廃止年月日	備考
消費的資金	明治39年度	(現存)	
運用的資金	大14.4.1	昭26.3.31	資金運用部資金に改組(昭26.3.31, 法100)
運用的資金	昭26.4.1	(現存)	
消費的・運用的資金	大正5年度	昭25.3.31	貨幣整理資金(明治30年設置)を継承し, 補助貨幣回収準備資金に改組(昭25.3.31, 法63)
消費的・運用的資金	昭25.4.1	(現存)	造幣庁は昭和27年8月造幣局と改称
消費的・運用的資金	昭12.8.25	昭24.4.20	貴金属特別会計に帰属(昭24.4.25, 法43)
運用的資金	昭20.12.22	昭21.11.23	貿易資金特別会計に帰属(昭21.11.13, 法54)
運用的資金	昭21.11.23	昭22.12.15	貿易資金特別会計に帰属(昭22.12.13, 法179)
運用的資金	昭22.12.15	昭24.4.20	貿易特別会計の事業費勘定に帰属(昭24.4.30, 法41)
消費的資金	昭23.8.19	昭25.4.1	解散団体収入金特別会計に帰属(昭25.3.31, 法66)
運用的資金	昭24.5.28	昭24.12.1	外国為替特別会計に帰属(昭24.12.1, 法227)
運用的資金	昭26.4.1	(現存)	
運用的資金	昭24.4.20	昭28.8.1	産業投資特別会計へ帰属(昭28.8.1, 法122)
運用的資金	昭26.4.1	昭29.4.1	昭和29年5月31日まで一般会計所属の資金となり, 以後一般会計および産業投資特別会計に帰属(昭29.3.18, 法6)
消費的資金	昭和19年度	昭22.4.1	帝国大学・官立大学・学校及図書館資金(明治23年設置)を継承し, 大学および学校資金へ継承(昭22.3.31, 法42)
消費的資金	昭22.4.1	昭39.4.3	国立学校特別会計積立金に繰入れ(昭39.4.3, 法55)
運用的資金	昭26.6.11	(現存)	
準備的資金	昭26.4.1	(現存)	
準備的資金	昭17.4.1	昭22.3.31	国有鉄道事業特別会計へ継承(昭22.3.31, 法40)
準備的資金	昭22.4.1	昭24.6.1	日本国有鉄道へ継承(昭24.5.25, 法105)
準備的資金	昭22.4.1	昭24.6.1	郵政事業・電気通信事業両特別会計へ帰属(昭

表0-1 つ

No.	資金名	根拠法	所属会計
22	特別会計決算 剰余積立金		
(1)	厚生保険	厚生保険特別会計法(昭19.2.15, 法10)第7, 8, 9条	厚生保険特別会計
(2)	船員保険	船員保険特別会計法(昭22.12.24, 法236)第15条	船員保険特別会計
(3)	農業家畜再保 険→農業共済 再保険	農業家畜再保険特別会計法(昭19.2.15, 法11)第6条	農業家畜再保険 (農業共済再保険) 特別会計
(4)	漁船再保険	漁船再保険特別会計法(昭12.3.31, 法24)第3条	漁船再保険特別会 計
(5)	森林火災保険	森林火災保険特別会計法(昭12.3.31, 法26)第3条	森林火災保険特別 会計
(6)	簡易生命保険 及郵便年金	簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭19.2.15, 法12)第7条	簡易生命保険及郵 便年金特別会計
(7)	労働者災害扶 助責任保険	労働者災害扶助責任保険特別会計法(昭6.4.2, 法56)第3条	労働者災害扶助責 任保険特別会計
(8)	労働者災害補 償保険	労働者災害補償保険法(昭22.4.7, 法51)第13条	労働者災害補償保 険特別会計
(9)	失業保険	失業保険特別会計法(昭22.12.8, 法157)第13条	失業保険特別会計
(10)	大蔵省預金部	大蔵省預金部特別会計法(大14.3.30, 法13)第4条	大蔵省預金部特別 会計
(11)	資金運用部	資金運用部特別会計法(昭26.3.31, 法101)第8条	資金運用部特別会 計
(12)	国営競馬	国営競馬特別会計法(昭24.4.30, 法42)第11条	国営競馬特別会計
(13)	不正保有物資 等特別措置	不正保有物資等特別措置特別会計法(昭23.5.1, 法36)	不正保有物資等特 別措置特別会計

- (注) 1. 「財政法」第44条(旧「会計法」第4条を含む)に基づき設置された資金および「資金」「基金」をおくことを規定したものおよび「歳入歳出決算上の剰余立金」は除外した。
2. 廃止年月日欄の現存は昭和54年9月1日現在。
3. 当該期間に設置されていた下記5資金は、戦後は機能を停止していたので
- (1) 特殊財産資金……昭18.3.27設置(昭18法86), 昭22.3.31廃止(昭22)
 - (2) 営繕用品資金……昭18年度設置(昭18法12), 昭20年度廃止(昭21法)
 - (3) 海軍工廠資金……明38年度設置(明38法15), 昭20年度廃止(同上)。
 - (4) 朝鮮鉄道用品資金……大14年度設置(大14法18)。
 - (5) 台湾鉄道用品資金……明35年度設置(明35法13)。

づき

種類	設置年月日	廃止年月日	備考
			24.5.31, 政191)
準備的資金	昭和19年度	(現存)	健康保険(昭和2年1月1日設置)・労働者年金保険(昭和17年度設置)・船員保険(昭和15年度設置)各特別会計積立金を継承
≧	昭22.11.1	(現存)	
≧	昭和19年度	(現存)	農業再保険(昭和14年度設置)・家畜再保険(昭和4年度設置)両特別会計積立金を継承, 昭和22年12月改称
≧	昭和12年度	(現存)	昭和42年8月漁船再保険及漁業共済保険特別会計と改称
≧	昭和12年度	(現存)	昭和36年3月森林保険特別会計と改称
≧	昭和19年度	(現存)	簡易生命保険(大正5年8月20日設置), 郵便年金(大正15年10月1日設置)
≧	昭6.9.1	昭22.6.30	労働者災害補償保険特別会計に継承(昭22.4.7, 法51)
≧	昭22.7.1	昭47.4.28	労働保険特別会計に継承(昭47.4.28, 法18)
≧	昭22.11.1	昭47.4.28	同上
≧	大正14年度	昭26.4.1	資金運用部特別会計に帰属(昭26.3.31, 法101)
≧	昭26.4.1	(現存)	
≧	昭24.4.30	昭30.4.1	昭和30年度一般会計に帰属(昭30.3.31, 法7)
≧	昭23.5.1	昭26.4.1	昭和25年度一般会計に帰属(昭26.3.26, 法37)

よび基金で、昭和20年8月から27年3月までの間に設置されていたもの——法律上、金」の全部または一部を積立てるもの。したがって「資本」および「損益計算上の積

除外した。
法42)。
21)。

(1) 国債整理基金

国債整理基金は、国債元金の償還およびその利払ならびに借入金、短期証券の償還およびその利払に充てられる目的で、明治三十九年以来設置されている資金である。

(一) 基金の内容

国債整理基金は一般会計または特別会計からの繰入金および当基金の運用利殖金から構成されている。その主なものは、①一般会計からの繰入（決算上の剰余金の一部——「財政法」第六条——および公社設置後は国鉄・電電二公社からの法定債務の償還金等）、②特別会計からの年度越しの短期証券または借入金金の償還金および利子、年度内に償還される短期証券または一時借入金金の利子ならびに事務経費の繰入、③国債整理基金の運用上保有した国債の利子等の運用利殖金である。他方、基金による償還の対象となるものは、内国債、外国債、借入金、一時借入金および短期証券である。

国債整理基金はその運用として国債を保有することができ（実際には食糧証券、外為証券等の短期証券を保有）または資金運用部に預託することができるとされている。その運用は日本銀行が取り扱っている。

(二) 経理方法

国債を償還しまたはその利払を行なうための国債整理基金への繰入額および運用利殖金は、国債整理基金特別会計の歳入に計上され、国債を償還しまたはその利払を行なうための国債整理基金からの払出額は、当該会計の歳出に計上される。借換償還の場合は、旧国債の償還に要する額が歳出に、新国債の発行による収入が歳入に計上されているが、借換によって生じる債権債務は相殺によって処理されて、当該額に相当する現金の受払は、現実には行なわれない。ただし、国債整理基金の運用のための受払は歳計に計上されない。

同特別会計の歳入歳出は相互に見合って計上されているが、一般会計の決算上の剰余金を主たる資金源としているため、国債の償還必要額と繰入額が一致することはほとんどなく、この不一致を調整するため通次繰越が行なわれる（特別会計法第八条二項）。

(2) 造幣局資金・補助貨幣回収準備資金

資金の起源は、明治三一年、金本位制の採用に伴い、従来の本位貨幣であった一円銀貨の整理を目的として設置された貨幣整理資金に端を発する。その後、大正四年、「造幣局特別会計法」によって造幣局資金が設置され、貨幣整理資金は其中に吸収された。昭和二四年六月、造幣局が造幣庁と改称した際、造幣庁資金と改名した。二五年三月、「造幣庁特別会計法」の全面改正に際し、造幣庁資金は、補助貨幣回収準備資金に改組された。

(一) 造幣局資金の内容

造幣局の貨幣製造作業によって生じる益金を繰り入れ、旧貨幣および流通不便貨幣の交換および処分に関する用途に使用される（特別会計法第二条）。すなわち、流通過程で磨損した貨幣の引換および効力を失った貨幣の回収資金に充てるため設置された資金である。しかし、別途法律を定めて、しばしば前記以外の目的にもこの資金が使用されていた。

昭和二二年三月、造幣局特別会計は発生主義の計理原則を採用して大幅に改正され（昭和二二年三月三十一日法律第三七号）、従来、別途法律をもって一時の便宜的措置としてとられていた造幣局資金による固定資本の補充が、資金の使用目的に加えられた（第二条第二項）。

(二) 造幣局資金の経理方法

造幣局特別会計には、作業部会計と並んで資金部会計が設けられていた。資金部会計では、地金売払代が歳入に計

上され、貨幣交換費を中心とした各種の支出が歳出に計上されたが、作業益金の造幣局資金への繰入分は歳入歳出外として取り扱われていた。

前述の昭和二二年の「造幣局特別会計法」の改正によって、固定資本の補充財源が作業上の歳入から資金に変更され、造幣局資金の支出項目に「固定資本ノ拡張費、改良費、補充費及維持修理費」(特別会計法第二条第二項)が加えられた。そして「資金ニ不足ヲ生シタルトキハ一般会計ハ第二条第二項ノ規定ニ依リ資金ヲ固定資本ノ拡張費及改良費ノ財源ニ使用シタル金額ヲ限度トシテ之カ補足ノ為繰入金ヲ為スコトヲ得」(同法第九条ノ二)と規定して、固定資本の増額資金は一般会計が負担する建前となることを定めた。一般会計から造幣局資金へ繰入金を補充する措置は、臨時的規定としてはすでに戦前からとられていたものであるが、昭和二二年改正で、固定資本の補充に関してこれが恒久的規定とされたのである。

(三) 補助貨幣回収準備資金の内容

造幣局特別会計は、二五年三月全面改正され、二五年四月、補助貨幣回収準備資金が設置された。

補助貨幣回収準備資金という名称が用いられた趣旨は、まず政府発行の補助貨幣が流通過程で磨損等によって流通不能になった場合、これを引換または回収するための資金として、あらかじめ準備しておく必要のあるものであることを明確にし、さらに補助貨幣発行による利益は、本来の企業利益ではなく政府の貨幣発行権によるものであるから、国民経済との関連において歳入という形で調達された他の財源と同様にこれを国の需要を充たすための財源とすることは適当でなく、通貨の信用維持の見地からも望ましくないので、補助貨幣発行のつど、発行額に相当する額を資金として積み立てることを規定した(法第九条)とある。この準備資金は、前述の補助貨幣発行の際の組入金のほか、旧造幣局資金から継承した造幣局特別会計の利益金、資金の不足を補填するための一般会計からの繰入金および資金の運用利益がその内容となっている。また引換または回収した補助貨幣(地金)も資金に所属する。

(四) 補助貨幣回収準備資金の経理方法

補助貨幣回収準備資金の現金は、造幣局特別会計の歳入歳出外として経理される。造幣局において補助貨幣を製造し、これを日銀に引き渡すと、発行額に見合う国庫預金が形成され、これは資金に組み入れられるが、この場合の資金増は歳入として経理されない。また資金が引換または回収に充てられた場合の現金の払出は、造幣局資金の場合には歳出に計上されていたが、準備資金ではこれは運用と見なされ、歳出としては経理されない。

準備資金は、本来の用途である補助貨幣の引換回収に充てられるほか、①造幣局の事業に要する経費および地金、②固定資産の拡張改良に要する費用に充てられる。これら二つの用途に充てられる場合は、国の需要を満たすための支払の財源として同会計の歳入となる。ただし地金は現金ではないから、その受入は歳入とはならない。資金が前述のような用途に充てられるために、資金の残高は補助貨幣の総発行額以下となるが、回収率の関係から回収準備金として必ずしも全額を要しないわけである。しかし引換回収のため資金が不足する場合には、一般会計から繰り入れることができることになっている(法第一八条の四)。

その他、資金の運用益および資金に属する地金の売払収入は資金に編入されるが、これは歳入歳出外として経理され、また、同会計の利益の組入も決算処理として行なわれ、歳入歳出として整理されない。

(3) 金 資 金

(一) 金資金の沿革と内容

金資金は、昭和二二年八月「金資金特別会計法」(昭和二二年八月一日法律第六三号)によって設置された資金で、政府に金を集中し、この資金で保有した金によって為替調整を行なうとともに、産金の増加をはかる目的でこの資金

が運用された。

資金は、「金準備評価法」(昭和十二年八月一日法律第六〇号)によって、発券銀行の保有する正貨準備を評価換えすることによって生じた評価益を日本銀行、朝鮮銀行および台湾銀行から国に納付させた納付金と、「日本銀行金買入法」(昭和九年四月七日法律第四四号)を廃止し、日本銀行が同法によって買い入れ保有した金を国庫に移したときの評価益等についての日本銀行からの納付金を資金に受け入れて創設された。

また、同時に「産金法」(昭和十二年八月一日法律第五九号)が制定され、国内の産金はすべて政府によって買い上げるとともに、既存の金についても政府が強制的に売却を命じることができるようになった。

このような政府の正貨対策の一環として、金資金の運用が開始されたのであるが、まず当初の資金のうち四億余円をもって金を買い入れ、その後政府は金資金の運用によって金の受払を行なうとともに、予算に定める額を一般会計に繰り入れて産金の増加にあて、資金に余裕があるときは国債等に運用された。また、昭和一八年から金鉱業の整備が行なわれた結果、金資金は産金事業に対する補償金を支払う役割を果たした。

終戦後、国内の貴金属は司令部の直接管理のもとに置かれることになった。まず、昭和二〇年九月二二日付覚書「金、銀、証券および金融証券の輸出入の統制」(SCAPIN-四四)および「金融取引の統制」(SCAPIN-四五)により、金、銀、白金などの貴金属の国内取引および輸出入など、いやくも貴金属の移動、変動を伴う事項は、すべて司令部の事前承認を得て政府の許可が必要となった。

同時に、二二年九月から司令部の民間財産管理局 Office of Civil Property Custodian の手で、貴金属およびダイヤモンド等の宝石類の接収が開始され、金資金所有の日本政府の金も司令部に接収され、その管理下におかれた。その後二二年三月一日覚書「貴金属の買上および売却」(SCAPIN-六三七A)により、日本政府が国内の新産出

表0-2 政府・日本銀行の金保有高

(単位：キログラム)

年 末	政 府 保 有			日本銀行 勘 定	合 計
	金 資 金	造 幣 局	計		
昭和12	16,378	986	17,364	227,135	244,499
13	10,152	976	11,128	352,099	363,227
14	9,046	909	9,955	140,459	150,414
15	8,917	936	9,853	97,399	107,252
16	3,340	849	4,189	126,319	130,508
17	3,210	963	4,173	145,373	149,546
18	7,312	955	8,267	135,373	143,640
19	17,493	953	18,446	104,153	122,599
20	5,614	938	6,552	100,693	107,245
21	1,001	0	1,001	0	1,001
22	1,796	0	1,796	0	1,796
23	2,333	0	2,333	0	2,333

(注) 昭和21年末以降は、司令部に接収された金を除く。
出所：『国の予算』昭和24年度、203ページ。

貴金属を日銀を通じて買い上げるときは司令部の事前許可を要しないこととなり、ついで二二年九月一〇日付覚書「貴金属の購入」(SCAPIN-一九三)によって、国内産出の金、銀、白金等の指定貴金属は、すべて日本銀行を通じて司令部の承認する価格で政府が買い上げることになった。そのため「金資金ノ運用ニ関スル件」(昭和一四年三月三一日勅令第一三七号)は改正され(昭和二二年一〇月一日勅令第四五六号)、金、銀のみならず白金等に対しても、金資金の運用として政府が買い上げることができるようになった。こうして、戦後の金資金は、国内産出貴金属を買い上げ、国内の医療、工芸、工業用の必需貴金属を司令部の承認のもとに民間に払い下げるが、これで調達できないような必需貴金属は、司令部に接収された貴金属の解除を受け、これに相当する代替貴金属を金資金から司令部管理の接収貴金属に繰り入れるという措置をとって調達する役割を果たした。なお、昭和一二年以降、政府および日本銀行で保有した金の保有高のうち、金資金で保有した金の重量を表0-2に示しておく。

(二) 金資金の経理

金資金は、貴金属の買上および払下のほか、余裕のある場合は、国債、興業債券、外貨、大蔵省預金部への預金等に運用されてきたが、その運用は大蔵大臣の自由裁

量によって行なわれ、特別会計の歳入歳出には計上されなかった。すなわち、金資金特別会計は、資金の運用利殖金（有価証券利子、貴金属地金売買差益等）を主たる歳入とし、これによって資金運用に伴う事務取扱費、手数料、運用損失金その他の支出を賄うとともに、産金奨励等に必要な経費を一般会計に繰り入れてきた。⁽⁸⁾

(三) 金資金の廃止と貴金属特別会計の設置

前述のように、昭和二四年度の予算編成に際し、資金の収支を歳入歳出外として処理する予算方式が改められ、収支全体を予算の対象とするよう、資金関係特別会計の一部が改組された。これに伴って、金資金特別会計は廃止され、貴金属特別会計が設置された（昭和二四年四月二五日法律第四三号）。新設の貴金属会計は、従来歳入歳出外として処理されていた貴金属の買上、売払を含むいっさいの資金操作が予算上明白にされるようになった。なお、金資金に属する資産および負債は、貴金属特別会計に帰属した。

(4) 緊要物資輸入基金

この基金は、朝鮮戦争勃発後の重要物資需給の世界的逼迫に対処して、特需用の原材料を確保するため、政府輸入の途を開くことを目的として、昭和二六年四月、「緊要物資輸入基金特別会計法」（昭和二六年三月三〇日法律第五八号）により設置された。基金には一般会計から二五億円が繰り入れられ、特需等を充足するための緊急輸入物資の取得および売払に運用された。

基金の経理は歳入歳出外で処理され、基金の運用に伴う利益および損失補填金は、特別会計の歳計に計上された。

国際情勢が落ち着きを取り戻し、物資需給も緩和したため、特別会計は二九年四月一日廃止されたが、以後同年五月まで一般会計に緊要物資輸入資金がおかれ、基金を引き継いで物資の売却に運用され、資金廃止（二九年五月末）の際保有した現金は、産業投資特別会計に繰り入れられた。

(5) 大学及び学校資金

(一) 資金の沿革と目的

この資金は「学校特別会計法」（昭和一九年二月一五日法律第九号）により、同特別会計所属資金として設置された。学校特別会計はそれ以前に存在した大学特別会計と学校及び図書館特別会計の両者が統合してできたものであるが、その際各々の会計に所属していた資金のうち、図書館に関する資金のみは一般会計に帰属し、大学及び学校に関する資金が学校特別会計の所属になった。その後、学校特別会計が昭和二二年度限りで廃止されることになったが、その際同会計の資金のうち、現金および有価証券を大学及び学校資金として一般会計の所属に移した。

この資金は、「大学及び学校資金の運用等に関する政令」（昭和二三年三月二四日政令第六〇号）によって、①大学および学校（国立総合大学、その他の文部省直轄の大学・学校）の創設または整備に必要な経費に充用するとき、②①以外で大学および学校において不動産、船舶、機械、器具または図書取得、修理、改造または移設に必要な経費に充用するとき限り、予算の定めるところにより使用できる。ただし、とくに用途を指定されている大学及び学校資金を指定された用途以外の経費に使用する場合は用途指定者の同意を得なければならない（第四条）、と規定されている。

この資金は文部大臣により管理され、ここに属する現金は預金部に預託しなければならず（昭和二二年三月三一日法律第四二号第一〇条）、資金から生じる果実は資金に組み入れなければならない。またこの資金を国債に運用できると規定された（前記政令第二・三条）が、実際には全額預金部（資金運用部）に預託され、国債には運用されていない。

(二) 経理の方法

資金が使用される場合は、一般会計の歳出に計上されるが、資金の資金運用部への預託、国債への運用および果実の資金への組入は、歳入歳出外として扱われる。

(6) 特別調達資金

(一) 資金の目的および内容

特別調達資金は昭和二六年六月一日、ポツダム政令「特別調達資金設置令」(昭和二六年六月一日政令第二〇五号)によって設置された。設置の趣旨は、政府がアメリカ政府または国連軍派遣国との間に締結する契約に基づき、日米安全保障条約により駐留するアメリカ軍、日米相互防衛援助協定によって駐在する軍事顧問団または国連軍協定により駐留する国連軍の需要に応じて行なう物および役務の調達を円滑に処理するために設けられた(設置令第一条)。

具体的には、当時わが国が負担していた終戦処理費の一部(労務費)をドルで支払われるようになったのに伴い、アメリカ駐留軍が国内で需要する労務については、わが国の方でこれを調達提供し、後にその対価の支払をドルで受けるといふ立替払の形式をとることになったので、その処理を円滑にするための運転資金として、昭和二六年度の終戦処理費(一般会計)より七五億円が資金に繰り入れられた。

この資金に受け入れられるものは、当初の運転資金としての七五億円のほか、アメリカ政府または国連軍派遣国政府より受け入れる受入金および資金の運営に伴うその他の受入金で政令に定めるものであり(設置令第三条)、他方この資金の使用は、調達に要する経費および過誤による受入金の還付金の支払に充てる場合および調達に関する事務の取扱に要する経費の財源として一般会計に繰り入れる場合に限ると規定されている(設置令第四条)。

なお、この資金は、内閣総理大臣が管理し、調達庁長官が運営する。

(二) 経理の方法

資金の収支は歳入歳出外として扱われ、一般会計の歳入歳出には入らない。資金の受払は駐留軍に対する立替のためであり、かつ一定額の資金が常に回転する形で消費されるものではないから、「財政法」第二条の収入支出とみな

されないからである。ただ調達に関する事務の取扱いに要する経費は、一般会計に計上されるので、間接的にはその限りで歳計に計上されているわけである。

(7) 国有鉄道・通信事業調整資金

国鉄会計および通信事業会計は、昭和二二年三月、企業的経理会計方式を導入するため特別会計法を全面改訂し、新たに「国有鉄道事業特別会計法」(昭和二二年三月三十一日法律第四〇号)、「通信事業特別会計法」(同日法律第四一号)が二二年四月から施行された。このとき、鉄道および通信事業の建設改良費および事業設備費の財源の不足を補うため、調整資金を保有することができ旨規定された(両特別会計法第一三条)。

この種の資金としては、すでに帝国鉄道会計において、昭和一七年から鉄道改良準備金が設置されており、国有鉄道事業調整資金はこれを継承した。

調整資金は決算剰余金をもって充てられ、将来の消費に備える目的をもった資金であり、歳入歳出に計上されることになっていたが、この時期の両会計は赤字続きであったため、実際に剰余金の資金繰入は行なわれなまま、昭和二四年六月、国鉄会計は公社に改組のため廃止され、通信事業特別会計は郵政事業特別会計と電気通信事業特別会計の二会計に分離されたが、同時にこの調整資金も廃止された。

(8) 事業特別会計決算剰余積立金

(一) 積立金の性格と内容

各種保険事業特別会計、資金運用部資金特別会計および外国為替資金特別会計等の事業特別会計の大部分は、決算上剰余が出た場合、これを積立金として積み立てる方式をとっており、後年度において決算上歳入不足が生じた場合、この積立金をもって歳入不足を補填する準備に充てている。この種の決算剰余積立金は、歳入歳出外として保有さ

表0-3 国庫所属資金の年度末現在高 (単位：百万円)

資 金 名	昭和20 年度末	21	22	23	24	25	26
1 国債整理基金	570	644	1,435	1,423	4,045	5,201	9,840
2 預金部資金→資金運用部資金 (26～)	64,918	60,903	67,840	117,259	181,312	253,308	434,498
3 造幣局資金→補助貨幣回収準備 資金(25～)	26	56	123	170	804	2,216	2,875
4 金 資 金	918	924	1,007	1,705	—	—	—
5 質 易 資 金	50	50	1,000	1,000	—	—	—
6 外国貿易特別円資金	—	—	—	…	…	—	—
7 外国為替資金	—	—	—	…	4,040	—	192,447
8 米対日援助見返資金	—	—	—	—	67,214	167,436	216,091
9 緊要物資輸入基金	—	—	—	—	—	—	2,500
10 学 校 資 金	b) 428	b) 978	—	—	—	—	—
11 大学及び学校資金	—	—	60	56	54	56	58
12 特別調達資金	—	—	—	—	—	—	7,500
13 農業共済再保険金支払基金	—	—	—	—	—	—	2,500
14 鉄道改良準備金	15	15	—	—	—	—	—
15 国有鉄道事業調整資金	—	—	15	15	15	—	—
16 通信事業調整資金	—	—	(—)	(—)	(—)	—	—
17 特別会計決算剰余積立金	—	—	—	—	—	—	—
(1) 厚生保険 {健康勘定 年金勘定 船員勘定	238 1,456 51	267 2,923 92	262 5,542	515 12,072	136 23,726	175 36,881	1,266 51,953
(2) 船員保険	—	—	154	408	460	473	1,016
(3) 農業家畜再保 {農業勘定 險→農業共済 {家畜勘定	1 (—)	(—) (—)	96 (—)	84 (—)	159 (—)	(—) (—)	(—) (—)
(4) 再保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(5) 漁船再保険	1	1	0	3	25	76	148
(6) 森林火災保険	5,362	5,895	6,864	10,053	20,410	41,385	67,971
(7) 簡易生命保険 {保險勘定 及郵便年金 {年金勘定	2,211	2,786	2,805	2,773	2,845	2,907	3,474
(8) 労働者災害扶助責任保険	—	—	—	—	—	—	—
(9) →労働者災害補償保険 (22～)	23	23	45	45	14	(—)	(—)
(10) 失 業 保 險	—	—	766	5,691	8,985	11,222	19,169
(11) 預金部→資金運用部 (26～)	2,268	2,484	2,269	1	1	888	0
(12) 国 營 競 馬	—	—	—	—	(—)	(—)	(—)
(13) 不正保有物資等特別措置	—	—	—	1	2	(—)	(—)

(注) 1. 資金の範囲は表0-1と同じ。
 2. 一は当該年度に制度的に資金が設置されていないもの、(—)は、制度上設置されているが現実に資金が設置されていないもの、…は資金量不明。
 3. 各資金の計上の方法は、国債整理基金→当年度の収支差額、預金部資金・資金運用部資金→預託金、積立金、剰余金の合計で、未整理勘定を除く。造幣局資金→資金額、当期純益、作業益金の合計。見返資金→運用資産残高、運用利益累計の合計で、未達残高を除く。なお一定額を資金に組み入れた後、法令上増減の規定のないものは元入高を記入した。
 4. a)は24年11月30日現在高、b)は土地・建物を含む。含まない場合は、20年度60百万円、21年度59百万円である。
 5. 特別会計決算剰余積立金は、すべて当年度の剰余金の積立を当年度の積立金に算入したものと計上した。

出所：各年度『決算書』により作成。

れ、後年度に使用することを予定しているものであるから、一種の資金である。政府の管掌する保険事業や金融的諸事業が拡大するにつれて、この種の積立金を保有する特別会計の数は増加しており、また積立金の額も年々増加して来た。戦時期から戦後にかけてこの種の積立金は、資金全体のなかで数の上で最も多くなったのが特徴である。

(二) 經理の方法

各会計において決算上の剰余が生じた場合には、当該剰余は積立金に組み入れられる。決算上不足を生じた場合には、積立金を取り崩してこれを補填する。何れの場合においても決算処理として行なわれ、歳入歳出として整理されない。積立金は決算上の不足の補填に充てられる以外に、保険給付等の財源に充てるため、あらかじめ予算で定めるところにより、これを取り崩して使用することを認めている特別会計もある(たとえば、厚生保険特別会計、労働者災害補償保険特別会計、失業保険特別会計など)。この場合には、当該会計の歳入として受け入れられる。

積立金はまた資金運用部に預託して運用することができ、その運用益は当該会計の歳入に計上される。積立金の運用については預金部資金・資金運用部資金の章で詳述する。

最後に、以上説明してきた資金の資金量を示すため、表0-3に国庫所属資金の年度末現在高を掲げておく。どの範囲を資金とみなすかという点では、法令上に示された資金の範囲を『決算書』に添付された貸借対照表、資金増減表などによって計算したもので、資金の運用によって減額または剰余を生じても、法令上資金に繰り入れる規定がない場合は、名目的在高(元入額)を計上した。したがって、これらの資金(貿易資金、特別調達資金など)の年度末在高は実際上の資金在高を示していない。また、国債整理基金のように、年度内に他会計から基金を繰り入れ、当該年度中に消費する資金については、年度末在高がその資金の当該年度の運用量を示すものではない。このような制約はある

が、同表は一応、各資金の財政上に占める地位を示すものといふことができよう。

昭和二〇年度から二六年度の間には大きな比重を占めるのは預金部資金（二六年度から資金運用部資金）、米対日援助見返資金ならびに厚生年金、簡易生命保険および郵便年金の決算剰余積立金である。その運用については、以下に詳述する（見返資金は続く第一巻所収）。

- (1) 河野一之『予算制度』昭和二七年、一九六ページ。
- (2) 平井平治『改訂予算決算制度要論』昭和二五年、三八七―八九ページ。
- (3) 資金の分類については、西野元『会計制度要論』では消費的資金、資本的資金、基本的資金の三つに分け、平井平治前掲書では消費的資金、準備的資金、資本的資金、基本的資金、特殊の資金の五つに分けられている。本章での分類のしかたはこれらの分類とは違い資本的資金を除いている。発生主義を導入した事業会計の場合の資本概念は、財政法上の資金とは一致しないからである。しかし、基本的資金についてはこの分類の内容と同じである。
- (4) 法律上、「資金」、「基金」を置く、と規定されたものおよび「歳入歳出決算上の剰余金」の全部または一部を積立てるものを一覽にまとめた。したがって、「資本」および「損益計算上の積立金」は除かれる。また、①法律上は「基金」とされているが、実質上は「資本」に該当するもの（例、国立病院特別会計および中小企業保険特別会計の基金）、②回轉資金的な「資本」で、実質上「資金」と同様な役割を果たすもの（例、輸出信用保険特別会計の資本）は含まれていない。
- (5) 「造幣局資金払出ニ関スル法律」（昭和七年六月一八日法律第一二二号）、「造幣局ノ資金ニ関スル法律」（昭和一八年三月一三日法律第一三三号）により、資金の使用範囲が拡げられた。
- (6) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第一七卷「会計制度」、三五二―五六ページ、同第一三卷「国際金融・貿易」、二四九―五六ページ。
- (7) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (8) 『国の予算』昭和二四年度、二〇四ページ。

第一章 終戦直後の預金部

第一節 戦時期の預金部資金

大蔵省預金部は、戦時期から終戦時に至るまでに、日本の全金融機関に占める比重をしいに増していった。預金部の預金、貸出、国債所有について、全金融機関のそれと比較すれば、表1-1のとおりである。預金部の預金（特別会計預金等の政府部内の預金を除く）は、昭和一二年末約四〇億円で、全金融機関の預金合計の一四・七%であったが、終戦の月の二〇年八月末の預金額は四二九億余円に増加し、全金融機関の二二%を占めるに至り、全国の銀行預金合計額約一一二〇億円の四割近い額となった。預金ののび率が他の金融機関に比し、きわめて高かったのである。預金に比して貸出額（政府部内への貸付を除く）は少なく、二〇年八月において全国の銀行貸出が金融機関貸出の八六・八%を占めているのに対して、わずか四・一%を占めるに過ぎない。それは預金部預金の大部分が国債の引受および買入に向けられたからであって、預金部の国債所有高は戦時期を通じて激増し、終戦時には三四四億円の国債を所有し、全金融機関の所有国債の三八・五%を占めていた。同じ時の全国の銀行の国債所有高は全金融機関の四六・一%を占めていたが、一機関の国債所有高としては預金部のそれが圧倒的に大きかったのである。

表1-1 戦時期における預金部の

区分	預 金				昭和12年末
	昭和12年末	16	18	20年8月末	
1. 金額					
預 金 部	3,994	10,679	21,442	42,966	734
簡易保険・郵便年金	1,413	2,575	4,093	6,374	461
銀 行	15,746	37,801	56,328	111,943	11,011
信 託	1,865	3,047	4,226	5,954	1,115
保 険	3,763	6,712	9,874	12,629	791
そ の 他	2,128	7,918	20,615	37,515	1,553
計	28,909	68,732	116,578	217,381	15,665
重 複 勘 定	1,751	3,421	11,737	21,977	302
差 引 計	27,158	65,311	104,841	195,404	15,363
2. 構 成 比					
預 金 部	14.7	16.4	20.5	22.0	4.8
簡易保険・郵便年金	5.2	3.9	3.9	3.3	3.0
銀 行	58.0	57.9	53.7	57.3	71.7
信 託	6.9	4.7	4.0	3.0	7.3
保 険	13.9	10.3	9.4	6.7	5.1
そ の 他	7.8	12.1	19.7	19.2	10.1
計 (重複分差引)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注) 1. 日本銀行統計局調べ、単位未満切捨。
 2. 「預金部」欄中「預金額」には特殊預金、その他会計預金、積立金を、「貸
 3. 「簡易保険・郵便年金」の「昭和12年末」は年度末の計数、「預金額」は運
 れている。
 4. 「その他」は諸金庫、農業会、市街地信用組合、無尽会社の合計。

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和23年、8～13ページ、大蔵省・日本銀行

資金として、また軍需生産拡
 充資金として活用するため、
 半ば強制的な貯蓄増強運動が
 展開されたことによるもので
 あった。
 また、郵便貯金のほかに、
 貯蓄債券、報国債券、福券な
 どの小額戦時債券が発行さ
 れ、その収入金が預金部預金
 に吸収された。これら戦時債
 券の収入金預金は、郵便貯金
 に比して額は少なかったが、
 昭和一二年度末の九四〇〇万
 円から一六年度末には一〇億
 円を超し、二〇年八月末には
 二六億円に達し、負債総額の
 五・六%を占めていた。
 預金部資金急増のもう一つ

全金融機関に占める地位

(単位：百万円，%)

貸 出			国 債 所 有			
16	18	20年8月末	昭和12年末	16	18	20年8月末
797	1,824	3,549	2,248	8,128	16,792	34,451
558	603	918	307	782	1,200	1,194
20,985	32,354	74,616	4,188	12,884	24,085	41,273
1,775	2,123	2,981	409	360	574	943
1,164	1,268	1,655	292	1,316	2,937	4,070
2,743	3,737	5,178	63	573	3,715	7,511
28,022	41,909	88,896	7,507	24,043	49,303	89,441
517	848	2,980	—	—	—	—
27,505	41,061	85,915	—	—	—	—
2.9	4.4	4.1	29.9	33.8	34.1	38.5
2.0	1.5	1.1	4.1	3.3	2.4	1.3
76.3	78.8	86.8	55.8	53.6	48.9	46.1
6.5	5.2	3.5	5.4	1.5	1.2	1.1
4.2	3.1	1.9	3.9	5.5	6.0	4.6
10.0	9.1	6.0	1.0	2.4	7.5	8.4
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出額」には一般会計、特別会計貸出金を控除して計上。
 用資金総額であり、預金部への預入を含むから、その分は「預金部」欄と重複計上さ

『財政経済統計年報』昭和23年、332～37ページ。

右にみたような戦時期にお
 ける預金部の金融機関として
 の比重の増大は、主として郵
 便貯金等の預金の急増の結果
 であって、それは、戦時期に
 おける預金部の資産・負債構
 成の推移(表1-2)に如実に
 表われている。すなわち、負
 債における郵便貯金等(振替
 貯金、郵便切手収入金預金を含
 む)は、昭和一二年末の三九
 億円から、二〇年八月末の三
 六五億円弱へと九・二倍の増
 加となった。その理由は、一
 六年末に策定された「財政金
 融基本方策要綱」に基づい
 て、財政金融体制が再編強化
 され、預金部資金を国債消化

表1-2 戦時期における大蔵省預金部の資産・負債

(単位：百万円，%)

	昭和12年度末		16		18		20年8月末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 資 産	5,627	100.0	14,257	100.0	27,941	100.0	46,688	100.0
国 債 証 券	2,796	49.7	9,743	68.3	20,266	72.5	34,451	73.8
一般会計・特別会計貸付金	92	1.6	104	0.7	179	0.6	410	0.9
外国国債証券	75	1.3	169	1.2	200	0.7	200	0.4
国外関係債券・貸付金	—	—	—	—	1,206	4.3	1,735	3.7
地方債証券	1,068	19.0	1,259	8.8	1,487	5.3	1,426	3.1
地方公共団体貸付金	302	5.4	404	2.8	588	2.1	1,324	2.8
特殊銀行等債券	675	12.0	918	6.4	1,521	5.4	2,822	6.0
特殊会社社債券	62	1.0	974	6.8	1,406	5.0	2,354	5.0
特殊銀行会社等貸付金	286	5.1	241	1.7	1,043	3.7	1,896	4.1
現金	135	2.4	154	1.1	44	0.2	70	0.1
預金部支出金	134	2.4	291	2.0	—	—	—	—
減価償却金	1	0	0	0	—	—	—	—
2. 負 債	5,627	100.0	14,257	100.0	27,605	100.0	46,688	100.0
郵便貯金等 ^{a)}	3,919	69.6	10,027	70.3	19,472	70.5	36,477	78.1
貯蓄債券等収入金 ^{b)}	94	1.7	1,053	7.4	2,349	8.5	2,624	5.6
簡易保険・郵便年金預金 ^{c)}	—	—	—	—	1,522	5.5	2,770	5.9
厚生保険預金 ^{c)}	—	—	—	—	374	1.4	958	2.1
特殊財産預金 ^{c)}	—	—	—	—	504	1.8	530	1.1
その他会計預金	657	11.7	1,603	11.2	1,943	7.0	262	0.6
基金・保管金・供託金・法人預金等 ^{d)}	91	1.7	74	0.5	123	0.4	137	0.3
積立金その他 ^{e)}	866	15.4	1,501	10.5	1,318	4.8	2,929	6.3

(注) 「負債」の部区分について

- a) は振替貯金、郵便切手収入金預金を含む。
- b) は復興貯蓄債券収入金預金を含む。
- c) は、17年度以前は、特別会計資金に一括計上されており、「その他会計預金」欄に計上した。
- d) は各種基金・保管金・供託金・共済組合その他法人預金の合計。
- e) は預金部収入金等を含む。

出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年，460～63ページ。

の原因は、政府資金の統合が進められて、簡易保険・郵便年金、厚生保険などの資金が預金部に預入されたことによる。まず昭和一七年一〇月には労働者年金保険（一九年度から厚生保険）、船員保険等の医療福祉関係保険を中心とする資金を預金部に預入する協定が、大蔵・厚生両大臣の間で結ばれ、ついで一八年一月、簡易保険積立金、郵便年金関係資金を預金部に預入する協定が、大蔵・通信両省の間で結ばれた¹⁾。これによって、政府管掌の保険特別会計預金が一八年度以降増加した。特別会計預金は昭和一二年度末六五七〇万円であったが、二〇年八月末には簡易生命保険および郵便年金預金、厚生保険預金ならびにその他会計預金の合計額は、約四〇億円となり、負債総額の八・六%を占めた。

このような原資の増加に対応して、資産の構成も変化し、国債証券の占める割合が一二年度末の五〇%弱から二〇年八月末の七三・八%へと増加したが、その趨勢を資金運用という観点から次にみることにしよう。

戦時期における預金部資金の目的別運用額を各年度末の残高によってみると、表1-3のとおりである。

国債への運用は、日華事変期に入ってから急速に増加し始めた。昭和七年度末には国債への運用資金は、資産総額の三一・六%にすぎなかったが、満州事変期を通じてその比重は次第に高まっていった。それでも昭和一二年度までは全体の五〇%に満たなかった²⁾。一三年度以降、戦時財政の本格的進展に伴って、戦費を賄う国債の増発が飛躍的に高まると、国債の消化について預金部は大きな役割を果たすことになった。新規発行国債の預金部引受割合は急上昇し、また、既発行国債の買入も盛んに行なわれた結果、預金部資金の国債への運用残高は、一六年度末には九七億余円で資産額（前掲表1-2の資産合計から預金部支出金、減価償却金を差し引いた額、以下同じ）の六九・八%になったが、一九年度末には三二四億余円、七四・一%に増加した。

次に戦時期における資金運用において比重を増加したのは、特殊銀行会社等に対する事業資金の融資である。これ

表1-3 預金部資金目的別運用残

区分	昭和12年度末		16		17		18
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額
国債証券	2,796	50.9	9,743	69.8	12,865	71.0	20,266
一般会計・特別会計貸付金	a)92	1.7	104	0.7	150	0.8	179
地方資金	2,050	37.3	2,397	17.2	2,429	13.4	b)2,075
特殊銀行会社等事業資金	144	2.6	1,398	10.0	2,450	13.5	5,177
特別貸付金	192	3.5	—	—	—	—	—
外国国債証券	75	1.4	169	1.2	189	1.0	200
現金その他	142	2.6	154	1.1	41	0.2	44
合計	5,492	100.0	13,966	100.0	18,125	100.0	27,941

- (注) 1. 昭和17年度までは、『大蔵省預金部統計書』昭和17年度、70～71ページ、付支那債券元利保証証書を計上した。
 2. 昭和18年度以降は、大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年度、
 3. 「地方資金」b)欄には特殊銀行・特殊会社等を通じる地方資金融資が計上欄に一括計上されている。
 4. 「合計」は前掲の表1-2の資産合計から「預金部支出金」「減価償却金」を

これと反対に地方資金(目的別分類によるもので地方公共団体以外に対する運用も含まれる)は、戦時期に入ってしまったに減退した。昭和一〇年度まで、地方資金は全運用額の四〇ないし四五%を占め、預金部資金の主要な運用対象であったが、日華事変期に入ってから、運用の重点は国債消化と生産力拡充資金におかれ、地方資金は圧縮され、資金の地方還元政策は放棄された。戦時期の預金部は、むしろ地方の遊資を吸収し、これを戦時財政資金に動員する役割を果たしたのである。

地方資金への運用額は昭和一二年度末から一七年度末までの五年間にわずか三・八億円を増加したにすぎず、同期間に運用資産に対する比率は三七・三%から一三・四%に低下した。前述したように一八年度以降統計上の勘定区分が改変され、特殊銀行や特殊会社を通じる地方資金融資が、地方資金の運用額に算入されていないので、その分が一七年度末に全資産の約三・五%と推定すると、一八年度以降それを加算したとしても、なお地方資金の低下傾向は否めなかったものと考えられる。ただし、二〇年度には戦災対策と戦災の救済を目的とする戦時緊急地方資金が新たに計上されたので、一九年度末に比し二〇年度

高 (単位:百万円, %)

構成比	19		20	
	金額	構成比	金額	構成比
72.5	32,405	74.1	45,481	69.2
0.6	1,147	2.6	1,324	2.0
7.4	b)2,393	5.5	b)3,220	4.9
18.5	7,220	16.5	9,387	14.3
—	—	—	—	—
0.7	200	0.5	200	0.3
0.2	343	0.8	6,146	9.3
100.0	43,708	100.0	65,758	100.0

ただし、a)には他年度と同じく四分利

460～61ページにより作成。

されておらず「特殊銀行会社等事業資金」

差引いた額である。

銀行、戦時金融庫、産業設備営団の三法人で、二〇年度末の融資残高の合計は三九・七億円に及び、事業資金の四二・三%をこの三法人で占めている。これに次いで日本発送電、日本製鉄、燃料興業、住宅営団、北支那開発、中支那振興などの社債および朝鮮殖産債券、東洋拓殖債券、勸業債券などの金融債、さらにこれらの法人への貸付金が多くなっている。(注)これらの事業資金は、もちろん大部分軍需生産または戦時施設に注ぎ込まれたものであり、預金部資金は軍需生産を支える重要なテコになっていたのである。

は、政府出資の銀行、営団、金庫、国策会社、植民地経営会社などの債券引受による融資ならびに直接的な貸付金であって、日華事変以降、戦時統制経済の必要に応じて設置された政府出資法人の増加とともに、特殊銀行会社等事業資金の融資が増加した。昭和一二年度末には、一・四億円、資産の二・六%を占めるにすぎなかったこの資金は、一六年度末には約一四億円、一〇%に達し、一七年度末には二四・五億円、一三・五%に増加した。一八年度から統計上の勘定区分が変更になり、一七年度まで地方資金に算入されていた勸業債券、農工債券等特殊銀行債券の預金部引受を通じる地方資金融資および特殊銀行・会社を経由した地方団体への貸付金分の残高(一七年度末には六・四億円、資産の三・五%と推定される)が、特殊銀行会社等事業資金に算入されているため、若干割り引いて評価せねばならないが、戦時期の特殊銀行会社等への融資の増勢は、顕著であるといわなければならない。預金部が債券引受や貸付金の形式で事業資金を融資した法人の数は、終戦時までに五〇以上に及んでいるが、とりわけ融資が集中したのは、興業

は八・三億円の運用増加となっている。

戦時期の地方資金はその運用額が停滞しただけでなく、その内容においても大きく変化した。昭和一一年度までの地方資金は、満州事変期の大規模な農村救済政策の一環として、農村に供給された不況救済資金という性格をもっていたが、景気回復とともに救済資金の需要は減少し、むしろ旧債の償還が行なわれた。農村救済資金に代わって、一二年度以降新規に融資される地方資金は、戦争遂行に必要とみなされる事業に集中され、第一に戦争に直接に必要な施策、第二に「銃後の憂い」を軽減するための戦時社会政策の資金、第三に戦争とともに仕事の激増した地方公共団体の事業資金の三種類を主要な内容としていた。⁽⁵⁾そして戦争末期には、戦災者の生計応急資金、戦災復旧、食糧備蓄などに要する資金のような戦災救済的な資金が増えていった。

以上、戦時期における預金部資金の主要な運用対象について概観したが、これを要するに、預金部はあらゆる手段を講じて大衆の貯蓄資金を吸収し、これを戦費と軍需生産力増強のための資金に提供する役割を果たしていたのである。

- (1) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第一七巻「会計制度」、三三三―三七ページ、同第一二巻「大蔵省預金部」、四五―八ページ。大蔵省資料乙五二六―一〇―三。
- (2) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第一二巻「大蔵省預金部」、二四四―四五ページ。
- (3) 『大蔵省預金部統計書』昭和一七年度の地方資金の計数から、大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和二三年、四六〇ページの昭和一七年度末の「地方債証券」および「地方公共団体貸付金」の計数を差引いて算出。
- (4) 「昭和二〇年三月三十一日大蔵省所管大蔵省預金部会計運用資産明細表」〔決算書〕昭和二〇年度〕による（大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一九巻「統計」、三五八―六一ページ所収）。
- (5) 前掲『昭和財政史』第一二巻、四〇―一ページ。

第二節 終戦直後の資金運用と司令部による運用制限

一 昭和二〇年度資金運用計画と終戦直後の計画変更

(1) 二〇年度当初計画

昭和二〇年度の資金運用計画は、太平洋戦争末期の二〇年五月、空襲警報に耳をそばだてながら開かれた第九一回運用委員会で承認されたものである。⁽¹⁾これより前、昭和一八年度から預金部資金の運用を国家資金計画の一環に組み込み、運用の効率化を図る目的で、長期運用については年度初めに一年度間の資金運用計画が策定されることになっていた⁽²⁾ので、二〇年度においても前年度にない、年間の運用原資総額を一七五億八〇八〇万円と予定して、その運用計画を策定することになった。すでに当初計画策定時には、日本本土は米空軍の空襲にさらされ、本土決戦に備えて非常事態をむかえていた。そのなかで預金部は、空襲による被害に対する救済融資に乗り出すとともに、他方では郵便貯金等の無制限な払出に応じなければならなくなった。そこで「昭和二十年度資金計画要綱」⁽²⁾には、とくに前年度までにはなかった次の条項が加えられていた。

本年度預金部資金ノ運用ニ当リテハ戦局ノ推移ニ即応シ従前ノ運用方針ニ依ルノ外本資金ノ性質ニ照応シ戦時緊要企業、地方公共団体共ノ他須要ナル方面ニ於ケル防衛、疎開、必需食糧資材ノ備蓄、戦時災害対策ニ関シ必要ナル資金ノ供給ヲ適切ナラシムル如ク措置スルモノトス

表1-4 昭和20年度資金運用当初計画と修正計画 (単位：千円)

区 分	当初計画	改訂計画	増 減
1. 国債の引受・買入	12,500,000	12,500,000	0
2. 他会計貸付金	10,000	10,000	0
3. 戦時施設特別資金	300,000	220,000	△80,000
4. 社債債券等の引受・買入	2,450,000	2,030,000	△420,000
(1)事業債	1,200,000	1,000,000	△200,000
(2)金融債	1,250,000	1,030,000	△220,000
5. 特殊銀行会社等貸付金	285,000	235,000	△50,000
6. 地方資金	1,006,700	1,097,700	91,000
(1)地方公共団体事業資金	150,000	150,000	0
(2)公共組合等事業資金	70,000	70,000	0
(3)戦時緊急地方資金	500,000	150,000	△350,000
(4)戦災応急地方資金	—	500,000	500,000
(5)自作農創設維持資金	80,000	110,000	30,000
(6)育英資金	4,700	4,700	0
(7)外地関係資金	20,000	—	△20,000
(8)災害関係資金	60,000	60,000	0
(9)朝鮮増米資金	27,000	—	△27,000
(10)厚生保険関係福祉資金	33,000	33,000	0
(11)朝鮮簡保郵年関係資金	62,000	—	△62,000
(12)その他	0	20,000	20,000
7. 雑資金	150,000	150,000	0
8. 調整準備金	879,100	1,229,100	350,000
合 計	17,580,800	17,471,800	△109,000

出所：大蔵省資料Z 511-293-3.

本資金ノ運用ハ国家金融全般ノ情勢ニ照応シ之ヲ機動的ニ適切ナラシムルト共ニ時局ノ推移ニ依ル計画原資ノ消長ヲモ勘案シ能フル限り多額ノ調整準備金ヲ計上スルモノトス

当初計画における運用資金の配分を見ると、まず国債の引受・買入に七一・一%を当て、ついで特殊銀行・会社等の社債債券引受・買入または貸付金に一五・六%を当てている。つまり、国債の消化と生産力拡充資金に総額の八六・七%を振り向けており、計画の骨格は前年度までと変わっていない

(表1-4)。しかし、二〇年度から新たに運用される資金として、戦時施設特別資金三億円が加えられている。これは空襲激化に伴い、急務を要する重要施設、戦災の復旧等の事業資金として、特殊会社、営団、軍需会社に融資する資金であった。また地方資金一〇億円余の約五〇%に当たる五億円が、新設の戦時緊急地方資金に当てられている。これは地方公共団体、公共組合および戦時緊急産業を営む中小企業者等における防衛・疎開・必需食糧資材の備蓄・戦災者の生計応急資金等に要する所要資金に充当するものであった。

(2) 終戦直後の計画変更
八月一五日の終戦と同時に政府が戦後の新事態に対処してとった対策は、戦後の混乱によって生じるおそれのある全面的な恐慌状態を回避することであった。終戦当日、政府は国民預貯金の無制限支払を声明した。これに次いで実施された金融対策は、資金供給の重点を戦時目的から国民生活必需部門に転換することであった。この転換の一つとして、預金部資金運用方針の修正がとり上げられた。大蔵省は八月一九日省議を開いて、預金部資金運用計画の変更を決定し、二一日、次のように発表した。⁽³⁾

預金部資金に於ては、戦時施設特別資金の融通を打ち切り、社債・債券等の引受及び買入資金の内、軍需産業関係会社債券の引受・買入は之を停止し、新たに戦災応急地方資金を設定したるの外、特殊銀行会社等貸付金及び地方資金の一部を変更せり。
この方針変更にしたがって、二五日には戦災応急地方資金五億円を新たに運用項目に加えた改訂計画を決定した。⁽⁴⁾
当初計画に対する改訂計画は、表1-4に示すとおりである。特殊銀行会社等事業資金への運用を四・七億円減額し、地方資金を〇・九億円増額しているが、計画額の修正は小幅にとどまり、依然として戦時中の融資方針は継続されてきたといえよう。

また、原資計画では、当初計画で見込まれていた朝鮮簡易生命保険預金、朝鮮郵便年金預金が計画からはずされたため、総額は当初より一億九〇〇万円を減じ、一七四億七一八〇万円と算定されている。

二 預金部資金の運用制限に関する司令部覚書

終戦後日本に進駐した連合国軍の司令部が預金部資金について関与したのは、二〇年一月二四日付覚書「戦時利得の排除および国家財政の再編成」(SCAPIN-337)が最初であった。同覚書の第八項には、「当司令部の承認があった場合を除き、日本帝国政府、その下部機構、代行機関又は補助機関は、今後以下のことを行つてはならない」とあり、そのD号に「一切の形における信用の授受」とあった。国家機関として信用の供与を行なっている大蔵省預金部の活動が許されるかどうかについて、この覚書の解釈が問題となり、大蔵省は前記覚書の第八項にある「代行機関又は補助機関」の範囲について、二月一日付で司令部に照会した⁽⁵⁾。

司令部は大蔵省の照会に対して、二月八日付覚書「戦時利得の排除及び国家財政の再編成に関する覚書の適用に関する件」(ESSセクションメモ)によって、次のように回答してきた。

首題覚書第八項「代行機関又は補助機関……」なる語は民間銀行其他民間金融機関を含まず。特殊銀行及大蔵省預金部は、首題覚書の他の条項に抵触せざる限り、其の平常の貸付機能を継続して差支なし。但し聯合國最高司令部の許可ありたる場合を除き、公債・債券其他直接間接政府の保証を受けたる証券を発行することは之を許さず。

右に掲げた司令部の二つの覚書によって、預金部の平常の貸付業務は行なつてよいことになったが、資金の運用については司令部の承認を申請しなければならないことになった。

大蔵省は、二月七日付で司令部経済科学局 Economic and Scientific Section に対し、終戦直後に修正した前記の資金運用計画を提出し⁽⁶⁾、二〇年度の運用未実行額一三〇億一〇四八万九〇〇〇円を年度末までに計画通り運用する

こと、および余裕金を短期国債、売戻条件付国債の引受・買入、他の特別会計ならびに特殊銀行会社への貸付金として短期運用することについて、司令部の承認を求めた。この申請に対する司令部の回答が二月一八日付の左の覚書である⁽⁷⁾。

大蔵省預金部及び同種機能を有する其の他の政府機関による投資に関する件

(一九四六年二月一八日付ESSセクションメモ)

- 一、 閣聯文書 大蔵省預金部の信用供与認可申請に関する一九四五年二月七日付大蔵省終戦連絡部覚書第五号
- 二、 預金部は一〇日以内に、一九四六年一月一日乃至三月三十一日の四半期に於ける投資の明細案を提出すべし。上記計画案は先に最高司令部より発せられたる諸指令を勘考すべきものとす。
- 三、 右計画案が当最高司令部により受諾せらるる迄の間、預金部投資は国家、県及都市行政機関に対する貸付、若は前渡、又は公債購入に限定すべし。本覚書の要求事項は預金部に関する限り、一九四五年二月八日付当最高司令部発覚書「戦時利得の除去及国家財政の再編成に関する件」第三項の条項を修正するものなり。
- 四、 当最高司令部より別途認許無き限り、大蔵省預金部其他他公金私金の投資を委託されある日本帝国政府機関の投資は、本覚書第二項の要求条項に従ひて作製されたる上記の投資計画案が当最高司令部に提出受諾せらるる迄は、本覚書第三項に別挙せる種類に限定すべし。

この覚書を受けて、大蔵省は二月二六日付覚書により、昭和二十一年一月一日より三月三十一日に至る四半期の簡易生命保険および郵便年金の投資計画を、ついで同月二八日付覚書により同四半期の預金部資金の原資計画・運用計画の許可申請を提出した⁽⁸⁾。これらの申請に対して発せられたのが、戦後における預金部資金運用の基本指針となった昭和二十一年一月二九日付のマーケット W. F. Marquat 経済科学局長から大蔵大臣宛の左の覚書である⁽⁹⁾。

預金部資金並簡易生命保険及郵便年金関係資金運用計画に関する件

(一九四六年一月二九日付ESSセクションメモ)

- 一 貴大臣よりの昭和二十年十二月二十六日附覚書「簡易生命保険及郵便年金関係資金運用に関する許可申請の件」及昭和二十年十二月二十八日附覚書「預金部資金運用に関する許可申請の件」参照せられ度し
- 二 貴大臣は貯金保険局が契約者に対する貸付を除く一切の直接貸乃至投資活動を直ちに停止し且現在及将来の運用可能資金の総てを預金部へ預入すべきことを指令すへし
- 三 昭和二十一年三月三十一日を以て終了する本会計年度残余期間中に於ては預金部又は貯金保険局の余裕資金は本司令部よりの昭和二十一年一月二十一日附「政府借入に関する件」に依り特に承認せられたるものをも含め本司令部の許可済及今後許可さるべき中央政府及地方政府の一切の起債及短期借入を消化するため可能なる限り割当せらるへし
- 四 預金部は爾今国策会社、営団其他如何なる法人に対しても投融資をなすへからず
預金部に依る特殊銀行に対する貸付乃至特殊銀行債の買入は第三項に述べたる中央政府及地方政府の要求を充したる後猶ほ余裕金ある場合に限らるへし
右の特殊銀行に対する投融資は本司令部よりの承認なき限り行ふへからず
- 五 預金部に於て昭和二十一年三月三十一日迄の三ヶ月間に貯蓄債券及小額貯蓄債券(報国債券)を一四、〇〇〇千円を限り取得することを許可す

この「覚書」の要点は、第一に簡易生命保険および郵便年金資金は、契約者に対する貸付を除き投融資を停止し、預金部において統合運用しなければならないこと、第二に預金部資金の運用範囲は国債・地方債中心に限定し、特別法人の事業資金への投融資を全面的に禁止したほか、特殊銀行に対する投融資についても国債・地方債の需要を満たした上で資金に余裕のある場合に限り、司令部の承認を経たうえ許される、と明記したことにある。これ以降、この「覚書」は預金部資金の運用に関する基本方針として資金運用計画を規制することになる。

三 資金運用計画の追加変更

終戦直後の修正計画では、二〇年度の原資総額を一七四億余円と算定していたが、金融緊急措置後の郵便貯金の増加により、原資は相当の増加を見込み得る状態となった。一方、資金運用については司令部の運用制限指令によって、財政資金以外の投資を禁止されることになったので、預金部資金の運用は一向に進捗しなかった。二一年二月末現在における運用実績額は運用計画分(長期運用)八五億余円、運用計画外の運用分(短期運用)六二億余円であり、長期運用については計画額の半分以上が未運用のまま残されていた。そのため、同年二月末にはなお七二億余円の原資が保留されていたが、その上さらに原資は増加する見通しとなったわけである。

二一年三月末に至り、政府は戦後最初の赤字国債四八億円の新規発行を決定し、預金部でこれを引き受けることを予定したので、預金部はこの国債引受を中心とした資金の追加運用計画を策定することになった。追加運用計画は、二一年三月三〇日第九二回資金運用委員会(持回り書面審査)において策定された。⁽¹¹⁾

まず原資計画を終戦直後の改訂計画と対比すると表1-5のとおり、総額は既定額に八一億余円が追加され、二〇年度原資合計は二五六億余円と算定された。原資のうち、郵便貯金は既定計画額より九三億余円の増加が見込まれたが、それは前記のように金融緊急措置による預金封鎖の結果である。その他の原資は前年度繰越原資を除きすべて既定計画額より減少することとなったため、原資合計は八一億余円の増加にとどまった。

二〇年度の運用計画の推移を掲げると表1-6のとおりで、司令部「覚書」により特殊銀行会社等への運用が禁止されたので、蓄積資金の運用はもっぱら財政資金に限られた。まず、国債の引受・買入資金が前述の赤字国債引受

表1-6 預金部資金運用計画額・実績額（昭和20年度）

（単位：千円）

区 分	当初計画 (20.5.)	改訂計画 (10.8.24)	最終計画 (21.3.30) (A)	実績額 (B)	増 減 (B-A)
1. 国債の引受・買入	12,500,000	12,500,000	19,400,000	16,284,314	△3,115,686
2. 他会計貸付金	10,000	10,000	1,665,500	1,441,600	△ 223,900
(1)農業家畜再保険特別会計	10,000	10,000	33,000	33,000	—
(2)帝国鉄道特別会計	—	—	1,195,000	1,142,000	△ 53,000
(3)通信事業特別会計	—	—	287,500	266,600	△ 20,900
(4)為替取引調整特別会計	—	—	150,000	—	△ 150,000
3. 戦時施設特別資金	300,000	220,000	220,000	220,000	—
4. 社債債券等の引受・買入	2,450,000	2,030,000	1,059,000	1,058,956	△ 44
(1)事業債	1,200,000	1,000,000	561,800	561,748	△ 52
(2)金融債	1,250,000	1,030,000	497,200	497,209	9
5. 特殊銀行会社等貸付金	285,000	235,000	435,000	435,000	—
6. 地方資金	1,006,700	1,097,700	1,669,000	1,456,970	△ 212,030
(1)地方公共団体事業資金	150,000	150,000	a) 289,000	288,775	△ 225
(2)公共組合等事業資金	70,000	70,000	20,000	14,702	△ 5,299
(3)戦時緊急地方資金	500,000	150,000	103,500	100,000	△ 3,500
(4)戦災応急地方資金	—	500,000	a) 968,900	785,972	△ 182,928
(5)自作農創設維持資金	80,000	110,000	108,000	88,691	△ 19,309
(6)育英資金	4,700	4,700	a) 4,000	4,000	—
(7)災害関係資金	60,000	60,000	a) 162,300	162,280	△ 20
(8)厚生保険関係福祉施設資金	33,000	33,000	6,800	6,697	△ 103
(9)外地関係資金	20,000	—	—	—	—
(10)朝鮮増米資金	27,000	—	—	—	—
(11)朝鮮簡易生命保険及郵便年金関係公共資金	62,000	—	—	—	—
(12)その他資金	—	20,000	6,500	5,852	△ 648
7. 貯蓄債券・報国債券買入	150,000	150,000	b) 101,000	100,333	△ 667
8. 調整準備金	879,100	1,229,100	b) 1,078,023	—	△1,078,023
合 計	17,580,800	17,471,800	25,627,523	20,997,173	△4,630,350

(注) a)は最終計画額に対し、「地方資金」内で相互流用した後の額。

b)は最終計画額に対し、「調整準備金」から80,000千円を「貯蓄債券・報国債券買入」に流用した後の額。

出所：前表と同じ。

表1-5 預金部資金原資計画額・実績額（昭和20年度）（単位：千円）

区 分	改訂計画 (20.8.24)	最終計画 (21.3.30) (A)	実績額 (B)	増 減 (B-A)
1. 郵便貯金及同切手収入金預金	14,250,000	23,432,214	23,310,706	△121,508
(1)郵便貯金	14,050,000	23,409,419	23,287,924	△121,495
(2)同切手収入金預金	200,000	22,795	22,782	△ 13
2. 債券収入金預金	222,700	53,832	53,197	△ 635
(1)貯蓄債券	205,000	61,602	61,939	337
(2)報国債券	△ 12,600	△ 26,005	△ 26,977	△ 972
(3)福 券	30,400	18,335	18,335	0
(4)復興貯蓄債券	△ 100	△ 100	△ 100	—
3. 簡易生命保険預金	807,300	370,914	318,636	△ 52,278
(1)簡易生命保険	807,300	337,233	284,955	△ 52,278
(2)朝鮮簡易生命保険	—	33,681	33,681	△ 0
4. 郵便年金預金	225,500	100,275	116,814	16,539
(1)郵便年金	225,500	95,201	111,740	16,539
(2)朝鮮郵便年金	—	5,074	5,074	0
5. 厚生保険預金	747,800	526,312	545,412	19,100
(1)厚生保険年金預金	731,600	510,239	531,239	21,000
(2)厚生保険船員預金	16,200	16,073	14,173	△ 1,900
6. 特殊財産預金	150,000	11,955	11,955	0
(1)特殊財産余裕金	100,000	—	—	—
(2)特殊財産保管金	50,000	11,955	11,955	0
7. 収 支 差 額	300,000	200,000	392,227	192,227
8. 既運用回収金	390,700	305,283	354,554	49,271
(1)貸付金回収金	161,100	51,150	43,501	△ 7,649
(2)証券償還金	226,100	167,511	158,642	△ 8,869
(3)証券売却金	3,500	86,622	152,411	65,789
9. 前年度純剰余繰越原資	377,800	655,799	655,799	0
10. 共済組合預金	—	△ 16,954	△ 17,785	△ 831
11. 各種基金預金	—	△ 13,579	△ 13,553	26
12. 保管金及供託金預金	—	1,472	14,790	13,318
(1)保 管 金	—	△ 7,238	△ 3,651	3,587
(2)供 託 金	—	8,710	18,441	9,731
合 計	17,471,800	25,627,523	25,742,752	115,229

(注) 計画額、実績額欄の△は、当該預金の減少を示す。

出所：大蔵省資料 Z511-293-2および大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和20年度。

表1-7 昭和20年度長期資金時期別運用実績 (単位：千円)

区 分	20年4月～8月 (A)		20年9月～ 21年2月 (B)		21年3月～ 年度末 (C)		年 間 実 績 (D)	
	金 額	A/D	金 額	B/D	金 額	C/D	金 額	構成比
1. 国債の引受・買入	3,450,904	21.23	2,231,622	19.8	9,601,787	59.0	16,284,314	77.6
2. 特別会計への貸付	—	—	—	—	1,441,600	100.0	1,441,600	6.9
3. 戦時施設特別資金	—	—	220,000	100.0	—	—	220,000	1.0
4. 社債の引受・買入	836,422	79.0	222,533	21.0	—	—	1,058,956	5.0
(1) 事業債	389,140	69.3	172,607	30.7	—	—	561,748	2.7
(2) 金融債	447,282	90.0	49,926	10.0	—	—	497,209	2.4
5. 特殊銀行会社等貸付金	35,000	8.0	400,000	92.0	—	—	435,000	2.1
6. 地方資金	129,218	9.9	16,974	0.1	1,310,778	90.0	1,456,970	6.9
7. 貯蓄債券・報国債券買入	9,765	9.7	8,826	8.8	81,743	81.5	100,333	0.5
合 計	4,461,311	21.24	2,099,955	19.5	12,435,909	59.2	20,997,173	100.0

(注) 1000円未満切捨の計数があるため、合計は合致しない。

出所：大蔵省資料 Z511-293-3 および 大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和20年度により作成。

となり、終戦直後の計画の一・五倍に達した。これは、二月から三月にかけて郵便貯金が大幅に増加した結果であるが、三月末にたてた最終計画に比しても一億余円増加した。一方、運用実績においては表1-6にみるように、約二一〇億円に止まり、最終計画に対して四六億余円の減となり、原資と運用実績の差額四七億余円は翌年度原資に繰り越された。

次に二〇年度の運用実績を時期別目的別にみると表1-7のとおりである。

昭和二〇年度の運用実績のうち、二一・二%が終戦の日を含む八月末までに運用され、戦後九月から翌年二月末までに一九・五%、そして全体の約六〇%が年度末に集中して運用された。

二〇年八月までの運用のうち、絶対額が大きいのは国債であるが、社債債券の引受買入の七九%はこの時期に行なわれている。なお、この時期の地方資金融資約一・三億円のうち一億円は戦時緊急地方資金である。¹²⁾

等を予定して、六九億円追加された。地方資金も地方公共団体以外の者への融資は禁止されることになったが、二〇年度地方債の起債見込額一五億円を全額預金部で引き受けることになったので、司令部の指示以前にすでに融通された地方債以外の地方資金と合わせて、一六億六九〇〇万円の資金が必要となり、このため五億七三〇万円が追加計上された。他会計貸付金は既定計画では農業家畜再保険特別会計への貸付一〇〇〇万円が計上されていたのみであったが、その後帝国鉄道、通信事業、為替交易調整の三特別会計において借入金が必要となり、これは司令部「覚書」の趣旨により預金部から融資することとした。このため最終計画では他会計貸付金は一六億六五五〇万円となったが、このうちの七割は帝国鉄道会計への貸付である。つぎに戦時施設特別資金はすでに計画額全額が運用済みであり、社債債券等の引受・買入資金は覚書により停止されたので、すでに引受・買入をなした額にとどめられた。また特殊銀行会社等貸付金は既定計画では二億三五〇〇万円であったが、覚書発出前に調整準備金を流用して四億三五〇〇万円の融資が実行されていたので、最終計画では二億円が増額されている。

最終計画は年度末ぎりぎりの三月三〇日に決定されたものであるから、年度計画というよりは、むしろすでに実行された資金運用を追認するとともに、年度末に至って明確になった一般会計・特別会計および地方財政の赤字を補填するために、預金部資金を使用することに主眼がおかれていたものである。

四 昭和二〇年度資金運用実績

(1) 長期資金運用実績

昭和二〇年度の預金部資金(長期資金)運用実績は、原資においては、前掲表1-5に掲げたように、二五七億余円

表1-9 預金部資金短期運用実績(昭和20年度)
(単位:百万円)

区分	昭和18年度末現在高	昭和19年度末現在高	昭和20年度		
			運用額	回収額	年度末残高
国債証券	2,528	3,322	17,773	16,336	4,758
他会計貸付金	—	1,010	1,803	2,591	221
地方公共団体貸付	5	1	211	1	211
特別法人への貸付	921	854	3,600	3,070	1,383
合計	3,455	5,186	23,386	21,998	6,573

出所:大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和19年度,同昭和20年度。

銀行、戦時金融庫、産業設備営団の三者で一〇億円近く、全体の六六%を占めている。なお興業銀行への貸付金三億円のうち二億円は、日本石炭株式会社への炭坑設備復興資金への經由貸付で、終戦後二億円を調整準備金から補充して貸し付けられたものである。⁽¹³⁾ なお、短期運用額のうち三〇億余円は二〇年度内に回収されている(前年度運用分の回収額を含む)が、参考のために計数を掲げた。

二一年二月末までと異なり、年度末の運用は、司令部覚書の発出により、もっぱら財政資金への運用が行なわれた。国債は年間総額の五九%、特別会計貸付金は全額、地方資金は九〇%が年度末に集中して融資された。特別会計貸付金は、前掲表1-6にみるようにその大半が帝国鉄道会計への貸付で、残りは通信事業特別会計、農業家畜再保険特別会計への貸付である。

こうして年間を通じる二〇年度の運用実績は、国債が七七・六%と率も大きい比重を占めたが、その五九%は年度末に引き受けまたは買い入れられたものである。ついで地方資金および他会計貸付金がそれぞれ約七%を占めている。

(2) 短期資金の運用

昭和二〇年度の短期資金の運用実績は、表1-9に示すとおりである。運用累計額は二三三億余円で、二〇年度内の回収額(前年度運用分の回収額を含む)累計は約二二〇億円である。運用中最大の比重を占めるのは国債証券に対する一七七億余円で、それは食糧証券の買入および大蔵省証券の引受ならびに六カ月以内に売り戻しうる条件付の利附国債への運用である。ついで特別の法令によ

表1-8 昭和20年度特殊銀行会社等への融資内訳(単位:千円)

融資先	長期資金		短期資金
	事業債金融債	貸付金	
日本興業銀行	149,775	300,000	805,000
日本勸業銀行	—	20,000	200,000
国民更生金庫	30,000	—	40,000
戦時金融金庫	299,550	—	600,000
産業設備営団	236,110	—	230,000
住宅営団	45,000	—	36,700
商工組合中央金庫	—	—	140,000
恩給金庫	—	—	10,000
庶民金庫	30,000	—	10,000
農地開発営団	5,000	—	—
日本証券取引所	—	100,000	—
日本医療団	10,000	—	55,000
船舶運管会	—	—	380,000
同胞援護会	—	—	300,000
帝国燃料興業KK	34,432	—	5,000
日本発送電KK	49,195	—	37,000
日本製鉄KK	—	—	170,000
国際電気通信KK	19,680	—	5,000
北支那開発KK	19,690	—	207,000
中支那振興KK	9,845	—	5,200
日本鉱業開発KK	19,680	—	—
日本通運KK	9,835	—	—
日本石炭KK	9,840	—	—
朝鮮住宅営団	5,000	—	6,500
朝鮮重要物資営団	—	—	5,000
朝鮮食糧営団	—	—	40,000
朝鮮農地開発営団	—	15,000	—
関東州産業設備営団	—	—	5,000
関東州住宅営団	2,000	—	—
満州拓殖公社	65,000	—	30,000
その他 ^{a)}	24,322	—	—
合計	1,058,956	435,000	b) 3,599,500

(注) 1. a) は陸軍共済組合からの購入分。
2. b) の短期資金運用額のうち、3,070,060千円は年度内に回収されている(前年度運用分の回収を含む)が内訳は未詳。
出所:大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和20年度。

二〇年九月から二一年二月末までの時期では、国債に次いで特殊銀行会社等貸付金四億円、社債、債券引受二・二億円、戦時施設特別資金二・二億円に運用された。当初計画に計上された特別法人への事業資金が、終戦後のこの時期に運用されているのが特徴である。

昭和二〇年度の特種銀行会社等への融資の内訳は表1-8に示すとおりである。長期資金約一五億円のうち、興業

表1-10 預金部資産の対前月増減

年 月	国 債 証 券	一般会社及特 別会計貸付金	地 方 資 金	地方公共団 体貸付金	
				地方債証券	地方公共団 体貸付金
昭和20. 4	△ 512,335	50,000	19,975	△ 3,699	23,674
5	673,534	△ 980,000	308,563	5,458	303,105
6	△ 387,322	86,850	23,994	786	23,208
7	1,434,486	82,050	1,797	△ 9,068	10,865
8	837,284	24,815	2,777	5,422	△ 2,645
9	1,072,075	—	△ 7,527	△ 1,692	△ 5,835
10	2,392,052	△ 194,244	△ 5,329	△ 5,329	—
11	1,138,515	1,480	5,375	—	5,375
12	791,959	△ 6,183	△ 2,260	△ 5,486	3,226
昭和21. 1	483,630	20,000	△ 5,251	△ 5,729	478
2	△ 149,847	90,000	197,042	△ 2,983	200,025
3	5,302,110	1,002,400	288,598	△ 65	288,663
年 度 計	13,076,141	177,168	827,754	△ 22,385	850,139

(注) 1. △は減額。
2. 合計中には、外国国債証券、国外関係債券、国外関係貸付金および現金出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年、460-61ページ。

行会社等への貸付金が増加したことである。ことに、九月にはこれらの資産はいずれも増加し、増加額の合計は四・七億円と五月以来の最高を記録している。その後、特殊銀行債は一〇月から減少に転じるが、会社債は一〇月にも増加し、貸付金の増加は一月にまで及んでい。事業資金融資が減勢に転じるのは、司令部の特殊法人への運用制限についての覚書が発出された一二月以降であり、終戦後それまでに多額の資金が、特殊銀行、特殊会社等へ融資されたことを示している。これは、この間に地方資金および特別会計貸付金の回収が進み、減少をみていることと対照的である。

二〇年一二月頃から郵便貯金の増勢が鈍ったため、一月、二月は運用が停滞気味であったが、年度末の三月に原資の増加により、国債、地方資金、他会計貸付金が急増したことは既述した。うち、三月末に赤字国債四八億円を預金部引受で発行したことも前述した。

二〇年度中の資産増加額をみると、総額二二〇億余円のうち、国債の増加が一三〇億余円と、六〇%近くを占

(昭和20年度) (単位：千円)

事業資金	特殊銀行等 債券	特殊会社社 債券	特殊銀行会 社等貸付金	合 計 a)	
				増減	残高
284,136	△ 13,822	△ 6,142	304,100	△	175,575
602,611	190,840	120,781	290,990		618,206
221,708	206,509	59,994	△ 44,795	△	202,470
△ 10,643	△ 5,051	37,750	△ 43,342		1,615,697
275,079	2,947	95,875	176,257		1,124,492
470,115	45,354	59,686	365,075		1,776,171
61,935	△ 8,645	102,428	△ 31,848		2,102,715
186,575	△ 9,684	△ 6,293	202,552		1,547,803
△ 100,666	△ 4,788	△ 20	△ 95,858		476,695
△ 18,524	△ 141	△ 12,828	△ 5,555		557,753
40,664	△ 5,690	△ 54,344	100,698		962,612
△ 60,584	△ 11,813	△ 3,132	45,639		11,645,993
1,952,406	386,016	393,755	1,172,635		22,050,092

(内地指定預金、在外指定預金を含む)も一括計上した。

り設立された法人への貸付が三六億円で、その内訳は前掲表1-8に示した。他会計貸付金は一八億円であるが、前年度貸付残の分も含めて二六億円が回収された。また、都道府県市町村への運用は二億余円であるが、そのほとんど全額が翌年度に繰り越された。

注目すべきことは、結果的にみて、短期資金の年度末運用残高が年々増加していることであり、一八年度三四億余円であったのが、一九年度末に五一億余円、二〇年度末に六五億余円となっており、二〇年度は国債証券の残高が一四億円増、特別法人貸付金の残高が五億余円増であり、他会計貸付金は逆に八億円近い減額を示している。

このうち、特殊銀行会社等特別法人への短期融資が、回収しえない焦付き債券となって借換を繰りかえし、一部は後述する預金部の損失特別処理の対象となった。

(3) 月別運用状況

次に長期、短期両資金の月別運用状況(償還、回収も含む)を、表1-10によってみよう。同表は昭和二〇年度の各月末資産残高の対前月末増減額を示したものである。

第一の特徴は、終戦後、国債を除くと事業資金、すなわち特殊銀行の金融債、特殊会社の事業債および特殊銀

めているが、次いで、特殊銀行、特殊会社への融資残高が一億九千九百万円と八・九%を占め、逆に地方資金の融資残高八億九千九百万円の三・八%より大きくなっていることが注目されよう。

- (1) 大蔵省資料Z五一一二九三—三。
- (2) 同前。
- (3) 同前。
- (4) 同前。
- (5) Elimination of War Profits and Reorganization of National Finance, 1 December, 1945, LO 26. (大蔵省資料Z六〇一一一)。
- (6) Investment of Deposit Bureau Funds, 7 December, 1945, LO 55. (同前)。
- (7) 大蔵省資料Z五一一二九三—三。
- (8) Request for Approval of Investment Plan of Post Office Life Insurance and Post Office Life Annuities Funds from Jan. 1 to March 31, 26 December, 1945, LO 113. Request for Approval of Investment Plan of the Deposit Bureau, 28 December, 1945, LO 121. (大蔵省資料Z六〇一一一)。
- (9) 大蔵省資料Z五一一二七九。
- (10) 大蔵省資料Z五一一二九三—三。
- (11) 同前。
- (12) 同前。
- (13) 同前。

第二章 占領初期の預金部

第一節 昭和二年度の資金運用

一 郵便貯金の減少

昭和二年度における預金部資金の大きな特色は、その絶対額が年間を通じて減少したことである。その原因は主な資金源である郵便貯金が減少したためであった。

郵便貯金は金融緊急措置によっていったんは預入高が増加したが、二年四月以降は一般金融機関の預貯金の動向と同じく、封鎖預金の払戻の動きが活発となり、毎月生活消費資金あるいは事業資金として引き出されていった。その結果、大蔵省預金部へ預入された郵便貯金（振替貯金を含む）額は、表2-1に見るように毎月減少の傾向を辿った。二年四月以降の郵便貯金預入高の動向を見ると、金融緊急措置の実施により預入された郵便貯金が、事務の都合により四月中に預金部へ預入されたため、四月には三月に引き続いて対前月比増加を示しているが、五月以降の

表2-1 郵便貯金（貯金局預金）増減（昭和21年度）

（単位：百万円）

区 分	普通郵便貯金			振替貯金	増減額	前年度普通郵便貯金純増加額
	純増加額	元加利息額	計			
21年4月	2,382	0	2,382	180	2,563	1,141
5	△ 2,025	6	△ 2,019	△ 119	△ 2,138	717
6	△ 668	0	△ 668	△ 121	△ 788	1,049
7	△ 487	17	△ 471	△ 97	△ 567	1,431
8	△ 1,022	0	△ 1,022	△ 5	△ 1,027	938
9	△ 1,069	43	△ 1,027	△ 86	△ 1,113	1,333
10	△ 906	0	△ 906	△ 97	△ 1,003	1,855
11	△ 461	821	350	△ 172	188	997
12	△ 342	0	△ 342	△ 116	△ 458	638
22年1月	24	0	24	△ 10	14	615
2	△ 753	0	△ 753	75	△ 679	753
3	△ 1,839	23	△ 1,816	15	△ 1,801	10,096
年度計	△ 7,166	909	△ 6,256	△ 553	△ 6,809	21,563
22年4月	△ 1,476	0	△ 1,476	151	△ 1,325	2,382
5	△ 647	74	△ 573	△ 173	△ 746	△ 2,025
6	487	23	509	△ 89	421	△ 668
7	95	988	1,083	9	1,092	△ 487

出所：大蔵省資料 Z511-280.

格をもつわけであり、そうした観点から預金部資金の長期運用が行なわれて来た。ところが、郵便貯金のこのような減少により、二二年度においては長期運用の見通しはきわめて困難となり、運用資金の規模も大幅に縮小せざるをえなくなった。

預入高は、ほとんど毎月、前月に比べて減少を示した。そしてこの減少傾向は二二年五月まで続いた。この間、預入高が前月比増を記録したのは、二二年一月と二二年一月のみであるが、このうち一月中旬における預入高の増加は、元加利息算入のためである。結局、昭和二二年度の年間減少額は郵便貯金七一億円余、振替貯金五億円余、合計七七億円の純減を記録し、元加利息額九億円を加えると、六八億円の減となった。

元来、預金部資金はそつ一つの資金について見れば、大部分が短期で随時引き出せる浮動性の資金であるが、全体として毎年増加する傾向をもっているから、長期資金的性

二 資金運用計画の策定

上述のように、二二年度においては預金部資金の運用原資、とくに郵便貯金の減少が続いたので、長期運用の年度計画をたてることは困難であった。二二年一月二八日、事務当局は資金運用委員会の各委員に「昭和二二年度資金運用計画について」⁽¹⁾次のような議案を送付し、委員会の了承を求めた。

昭和二十一年度預金部資金運用計画について

一 昭和二十一年度に於ける預金部資金の運用計画は、現下の金融情勢に鑑み、なほ暫く、これが設定を見合すものとするにと。

二 運用計画未確定中においては、聯合軍総司令部の承認を得た左記資金の運用は、原資蓄積の状況に応じ、これをなし得るものとする。

- (一) 国債の引受及び買入資金
- (二) 他会計等貸付金
- (三) 金融債の買入資金（郵便貯金者より小額金融債券を買取る資金）
- (四) 地方資金、但し、地方公共団体に融通するものに限る。
- (五) 貯蓄債券及び報国債券買入資金

三 原資の減少した場合又は買入希望ある場合においては、国債の売却をなすことあるものとする。

右により売却をなしたときは、原資の状況に従ひ、大体これと同一条件の国債の買戻しをなし得ること。

四 預金部資金の金繰上必要ある場合においては、概ね従前の例により、国債及び他会計に対する短期運用をなすものとする。

表2-2 預金部資金運用計画額・実績額（昭和21年度）（単位：千円）

区 分	22年2月末 運用実績	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	増 減 (B-A)
I 運用の部				
1. 国債の買入資金	1,409	20,240	5,820 [△]	14,420
2. 他会計貸付金	800,000	817,000	812,500 [△]	4,500
(1)農業家畜再保険特会農業勘定	—	17,000	12,500 [△]	4,500
(2)通信事業特別会計	800,000	800,000	800,000	0
3. 社債債券の買入資金	35	125	64 [△]	61
(1)金 融 債	35	125	64 [△]	61
4. 地方資金	117,530	1,350,000	1,347,781 [△]	2,219
(1)地方公共団体事業資金	117,530	a)1,344,000	1,343,555 [△]	445
(2)公共組合事業資金	—	a)6,000	4,226 [△]	1,774
5. 雑 資 金	13,158	36,405	31,887 [△]	4,518
(1)貯蓄債券・報国債券買入資金	13,158	36,405	31,887 [△]	4,518
6. 調整準備金	—	387,809	— [△]	387,809
運 用 合 計	932,133	2,611,579	2,198,052 [△]	413,526
II 原資の部				
1. 郵便貯金・貯金切手収入金預金	△5,019,461	△5,519,462	△6,825,140	△1,305,678
(1)郵便貯金	△5,008,574	△5,508,575	△6,809,265	△1,300,690
(2)郵便貯金切手収入金	△ 10,886	△ 10,887	△ 15,874	△ 4,987
2. 債券収入金預金	△ 127,329	△ 134,532	△ 133,174	1,358
(1)貯蓄債券	△ 103,011	△ 108,828	△ 108,828	0
(2)報国債券	△ 17,352	△ 18,738	△ 18,737	1
(3)福 興 貯 蓄 債 券	△ 1,284	△ 1,284	△ 2,641	1,357
(4)復興貯蓄債券	△ 8,250	△ 8,250	△ 8,250	0
3. 簡易生命保険預金	1,109,924	1,078,676	924,972 [△]	153,704
4. 郵便年金預金	585,393	701,658	733,302	31,644
5. 厚生保険預金	1,053,252	1,103,252	1,303,252	200,000
(1)厚生保険年金預金	1,023,578	1,073,579	1,273,579	200,000
(2)厚生保険船員預金	29,673	29,673	29,673	0
6. 特殊財産預金	△ 38,277	△ 38,278	△ 38,277	1
(1)特殊財産保管金預金	△ 38,277	△ 38,278	△ 38,277	1
7. 収 支 差 額	67,934	100,000	216,326	116,326
8. 既運用回収金	510,311	525,606	1,025,093	499,487
(1)貸付金回収金	226,140	230,840	258,790	27,950
(2)証券償還金	152,758	157,302	158,439	1,137
(3)証券売却金	131,412	137,464	607,864	470,400
9. 前年度純剰余繰越原資	4,745,578	4,745,578	4,745,578	0
10. 共済組合預金	△ 30,329	△ 30,330	△ 30,285	45
11. 各種基金預金	422	422	432	10
12. 保管金供託金預金	78,989	78,989	95,522	16,533
(1)保 管 金	22,533	22,533	23,132	599
(2)供 託 金	56,456	56,456	72,390	15,934
原 資 合 計	2,936,406	2,611,579	2,017,603 [△]	593,976

(注) 1. 「運用の部」の「実績額」は、昭和22年度に繰越運用したものを含む。
 2. 計画額・実績額の△印は預金の減少、増減欄の△印は減。
 3. a)は計画額に対して400万円を相互に流用したのちの計数。

出所：大蔵省資料Z526-10-10、大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和21年度。

と。

右の議案は原資の見通しがたてられないために、原資計画には及んでいなかったが、運用面では、司令部の承認を得た資金でとくに必要あるものについての実行計画であり、暫定的な運用計画といえるものであった。議案の説明によれば、当面の運用の予定は大要次のとおりであった。

(一) 国債の引受および買入資金 新規国債発行予定額二六九・九億円の消化は、原資の余裕額と(二)の貸付金等との割合を考慮して引き受ける。郵便貯金者よりの国債証券買取は、本年度内で総額二〇二四万円を予定し、司令部の承認を得たので買入入れる。

(二) 他会計等貸付金 予定額五億六二六〇万円は、(一)との割合を考慮して貸し付ける。

(三) 社債債券の買入資金 郵便貯金者よりの勸業債券等小額金融債券を、本年度内に一二五〇〇〇円買取につき、司令部の承認を得たので買入入れる。

(四) 地方資金 地方公共団体（水利組合を含む）の起債は、内務省において司令部から二六億三三〇万円の承認を得ているが、そのうち緊急を要する一〇億円を限り融通する。その他起債は運用計画設定に当たり改めて考慮する。

(五) 雑資金 郵便貯金者よりの貯蓄債券および報国債券買取について、総額三六四〇・五万円を司令部から承認を得たので、買入入れる。

昭和二一年度の資金運用は、年度中は右の暫定的な運用計画によって行なわれたが、年度末の二二年三月に至り、ようやく二一年度の運用計画が策定される運びとなった。⁽²⁾

二一年度の資金運用計画は表2-2に見るとおりである。まず運用原資総額は二六億余円と算定される。しかしこの原資の主要財源は二一年度における新規蓄積資金ではなく、前年度からの繰越原資に依存している。すなわち、二

一年度に新たに増加を見込まれる資金は、簡易生命保険、郵便年金、厚生年金の各預金等約二九億余円であるのに対して、減少を見込まれる資金は郵便貯金五五億余円をはじめとして約五七億余円に上り、二二年度については原資は減少したことになる。しかしその減少分は、前年度純剰余繰越原資四七億余円、既運用回収金五億余円によって補填され、補填された後に残された資金が二二年度に運用される原資となっているのである。つまり、二二年度における預金部資金の運用は、前年度に蓄積された資金をとり崩すことによって賄われたといえることができる。

つぎに運用計画では、預金部資金による国債の引受は見合わされ、郵便貯金者からの国債の買入にとどめられたが、特別会計については緊急を要するものまたは預金部融資を適当とする農業家畜再保険特別会計、通信事業特別会計に対して八億余円の貸付がなされた。また地方資金については暫定計画では一〇億円の融資を見込んでいたが、本計画では一三億五〇〇万円に増額された。これによって二二年度では地方起債見込額の三三・八%が預金部資金により融資されることになった。また運用資金の配分割合を見ると、原資総額の五一・六%が地方資金、三一・三%が特別会計貸付金で占められ、二二年度の資金運用の重点がこの二つの項目にあったことを示している。

なお、資金運用計画額の規模を前の年度と比べると、昭和一九年度一四八億円、二〇年度二五六億円に対し、二二年度計画額は二六億円にすぎなかった。戦時中に比べ、預金部資金の規模は大幅に縮小したといえることができる。

三 運用実績

昭和二二年度の預金部資金の運用実績は、二二年三月の計画策定までは暫定計画によっていたため、二二年二月末までの実績は、前掲表2-2に見られるようにわずかに九億円に過ぎなかった。一方、原資は前年度純剰余繰越を含め

二九億円であった。この二二年二月末までの実績に基づき策定された資金運用計画では、郵便貯金および切手収入金預金の年間減少額を五五億余円と見込んでいたが、その後二二年三月における郵便貯金の減少は、計画作成時の減少見込額五億円をはるかに超えて一八億余円の減を記録した。そのため、郵便貯金および切手収入金預金の年間減少額は六八億余円にのぼり、計画額よりさらに一三億円余の減少となった。郵便年金預金、厚生年金預金等その他の原資については計画額より多少増加したが、原資全体の実績は計画見込額を大きく下回り、この原資の減少を補うために、預金部保有国債四・八億円(額面高)が二二年度中に日本銀行に売却された。それでも原資実績額は二〇億余円にとどまり、計画額より約六億円減少した。

運用実績額も原資の縮小により計画額を下回った。まず調整準備金として計上されていた三・八億円は取り崩され、国債買入資金も計画の約四分の一に減少した。実績額で運用資金の配分を見ると、地方資金六一・三%、他会計貸付金三七%であり、ほとんどこの二項目への運用であった。運用総額も計画額を約四億円下回り、二二億円弱にとどまったが、二二年度の実績収支では一・八億円の運用超過となり、この超過額は二二年度原資に繰り越された。

(1) 大蔵省資料Z五二六一〇一〇。

(2) 同前。

表2-3 郵便貯金（貯金局預金）増減（昭和22年度）

（単位：百万円）

区 分	普通郵便貯金			振替貯金	増減額	前年度普通郵便貯金純増額
	純増加額	元加利息額	計			
22年4月	△ 1,476	—	△ 1,476	151	△ 1,325	2,382
5	△ 647	74	△ 573	△ 173	△ 746	△ 2,025
6	487	23	509	△ 89	421	△ 668
7	95	988	1,083	9	1,092	△ 487
8	312	21	333	70	403	△ 1,022
9	398	19	417	59	477	△ 1,069
10	201	23	223	56	279	△ 906
11	392	—	392	33	425	△ 461
12	215	—	215	49	264	△ 342
23年1月	2,128	—	2,128	158	2,286	24
2	△ 359	—	△ 359	154	△ 205	△ 753
3	1,363	—	1,363	△ 128	1,235	△ 1,839
年度計	3,109	1,147	4,256	350	4,606	△ 7,166
23年4月	△ 243	146	△ 97	△ 85	△ 182	△ 1,476
5	1,350	—	1,350	△ 55	1,295	△ 647
6	924	—	924	△ 31	892	487

出所：大蔵省資料Z511-279.

第二節 昭和二二年度の資金運用

一 資金運用計画

(1) 計画策定の延期

昭和二二年度に入っても、運用原資の中心をなす郵便貯金は減少を続けた。表2-3に見られるように、大蔵省預金部に預入された郵便貯金（振替貯金を含む）額は、二二年四月末には対前月末比一三億余円減、五月末にも七億余円減となった。六月から郵便貯金預入額は増勢に転じたが、それは前月までの減少額を補填するまでには至らず、八月末にはまだ前年度末現在高に比べて一・五億余円の減となっていた。また、当時の金融情勢から見て、郵便貯金の増加見通しをたてることは困難であった。そのため、二二年九月に至り前年度と同様に全般的な運用計画の策定をしばらく見合わせることにした。

二二年九月二三日、預金部当局は「昭和二二年度預金部資金運用計画について」の書面を預金部資金運用委員会委員宛に送付し、①運用計画策定の暫時見合わせ、②計画未確定中の運用は、新規発行国債の引受ならびに小額国債証券の買入とし、司令部の承認を得たものに限ること、③原資減少に際しての国債の売却、④金繰り上の必要による短期運用について了承を求めた。

(2) 資金運用計画の策定

預金部資金運用委員会は戦争の末期から終戦後にかけて長い間開かれず、委員会の議を経べき事項は書面審査により便宜処理されていたが、昭和二三年一月九日開催された委員会は、終戦後初めて委員が実際に集まって審議を行なった。この委員会でようやく昭和二二年度の資金運用計画が決定された。

この当初計画は表2-4のとおり、資金運用原資の総額は八五億余円と算定され、運用面では戦時中から終戦直後まで続いた国債中心主義が大きく転換されて、地方資金に最大の重点がおかれた。すなわち、昭和二二年度においては原資総額の七六％に当たる六五億円を地方資金に融資するのに対し、国債の引受・買入資金は地方資金の一〇分の一の六・五億円にすぎない。昭和一七年度から二〇年度までの運用状況を見ると、国債の引受・買入資金は毎年つねに原資総額の七〇％を超えており、他方、地方資金は総額の五ないし八％を割り当てられたにすぎない状況であったから、二二年度の計画では戦時中の国債にかわる地位を地方資金が占めることになったわけである。また戦後の二二年度における運用計画では、地方資金は総額の五一・七％を占めるに至

表2-4 預金部資金運用計画額・実績額（昭和22年度）（単位：千円）

区 分	当初計画額 (22.1.9)	追加額 (23.3.26)	計画総額 (A)	実績額 (B)	増 減 (B-A)
I 運用の部					
1. 国債の引受・買入資金	650,000	—	650,000	529,263	△ 120,737
2. 他会計貸付金	745,000	762,731	1,507,731	1,384,883	△ 122,848
(1)国鉄事業特別会計	745,000	—	745,000	745,000	—
(2)大蔵省預金部特別会計	—	762,731	762,731	639,883	△ 122,848
3. 社債債券の買入資金	100	—	100	—	△ 100
(1)金融債	100	—	100	—	△ 100
4. 地方資金	6,500,000	1,200,000	7,700,000	8,839,563	1,139,563
(1)地方公共団体事業資金	6,460,000	1,200,000	7,660,000	8,749,363	1,089,363
(2)公共組合事業資金	40,000	—	40,000	90,199	50,199
5. 雑資金	88,000	—	88,000	87,739	△ 261
(1)貯蓄債券・報国債券買入資金	88,000	—	88,000	87,739	△ 261
6. 調整準備金	562,969	53,844	616,813	—	△ 616,813
合 計	8,546,069	2,016,575	10,562,644	10,841,448	278,803
II 原資の部					
1. 郵便貯金・貯金切手収入金預金	3,643,028	922,937	4,565,965	4,598,985	33,020
(1)郵便貯金	3,650,439	920,411	4,570,850	4,605,936	35,086
(2)郵便貯金切手収入金	△ 7,411	2,526	△ 4,885	△ 6,952	△ 2,067
2. 債券収入金預金	△ 18,020	△ 61,940	△ 79,960	△ 79,960	0
(1)貯蓄債券	△ 19,462	△ 43,530	△ 62,992	△ 62,992	0
(2)報国債	△ 1,272	△ 18,410	△ 19,682	△ 19,682	0
(3)福	2,714	—	2,714	2,715	1
3. 簡易生命保険預金	535,120	972,816	1,507,936	535,913	△ 972,022
4. 郵便年金預金	524,174	△ 275,163	249,011	189,392	△ 59,618
5. 厚生保険預金	1,968,153	235,234	2,203,387	2,077,531	△ 125,856
(1)厚生保険年金預金	1,790,000	405,239	2,195,239	2,070,414	△ 124,825
(2)厚生保険船員預金	178,153	△ 170,005	8,148	7,118	△ 1,030
6. 特殊財産預金	△ 45,794	△ 2,500	△ 48,294	△ 49,686	△ 1,392
(1)特殊財産余裕金	△ 45,094	0	△ 45,094	△ 45,094	—
(2)特殊財産保管金	△ 700	△ 2,500	△ 3,200	△ 4,592	△ 1,392
7. 収支差額	0	0	0	△ 215,105	△ 215,105
8. 既運用回収金	2,011,595	30,409	2,042,004	3,666,992	1,624,988
(1)貸付金回収金	927,019	△ 24,651	902,368	839,447	△ 62,921
(2)証券償還金	153,576	△ 11,816	141,760	1,829,669	1,687,909
(3)証券売却金	931,000	66,876	997,876	997,877	1
9. 前年度純剰余繰越原資	△ 180,449	—	△ 180,449	△ 180,450	△ 1
10. 共済組合預金	△ 19	△ 509	△ 528	△ 1,201	△ 673
11. 各種基金預金	82	16	98	106	8
12. 保管金・供託金預金	108,199	195,275	303,474	300,285	△ 3,189
(1)保管金	32,184	87,985	120,169	118,930	△ 1,239
(2)供託金	76,015	107,290	183,305	181,356	△ 1,949
合 計	8,546,069	2,016,575	10,562,644	10,842,804	280,160

(注) △印は、計画額・実績額については預金の減少、増減欄は減。
 出所：「昭和22年度預金部資金運用計画の追加変更調」（大蔵省資料Z511-279）および大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」、昭和22年度。

したが、資金規模が縮小して総額わずか二六億余円にすぎず、地方資金金融額はむしろ前年度を下回っていた。したがって、実質的に地方資金に重点をおいた運用がなされたのは、二二年度の計画からである。

このような運用方針の転換について大蔵当局は、「最近の老大な国家財政の需要を賄うには、預金部資金は余りにも全体的に見て少額になった」こと、および「地方財政の資金の調達ということが非常に大きな問題になった」ことをあげてその背景を説明している⁽³⁾。地方財政の悪化とその資金調達難については後述するが、国家財政の需要つまり国債の引受機関としての預金部の機能が昭和二二年度以降原資総額の急激な減少によって著しく低下したことは大きな変化であった。二二年度当初予算における新規国債の発行見込額一五一億余円に対して、二二年八月における預金部原資の実績額はわずかに二〇億余円にすぎなかった。しかも二二年度中に国債発行予定額は二五八億余円にもなったのである。したがって、戦時のように全面的に国債の消化を預金部が引き受けるといふ考え方は変えざるをえず、預金部の国債引受には、国債が発行される場合に他の金融機関が引き受けた金額の端数を調整する程度の役割をもたせるといふ方針がとられることになった。

つぎに当初運用計画のなかで、他会計貸付金として国鉄事業特別会計に対する七億余円の貸付が計上された。これは前年三月に預金部から同特別会計に短期で貸し付けた資金を国有鉄道が三カ年の長期借入に借り換えるための資金である。社債債券一〇万円、雑資金八八〇〇万円は、郵便貯金者から勧業債券等を買取りまたは貯蓄債券および報国債券の価格維持のために従来から勧業銀行が買い入れていた債券の買取に要する資金であった。また当初計画では原資計画において予定通りの資金の増加がなかった場合の見合資金として、調整準備金五億余円が留保されている。

以上の運用資金の原資は、前述のように総額八五億余円と算定されているが、この原資の主なものは郵便貯金の増加による資金である。前年度から引き続き減少していた郵便貯金は、六月から漸次好転の傾向が見えはじめ、一月

末までには元加利子を合わせて一〇億余円の増加となった。このため郵便貯金はこれ以後もこの趨勢を辿り得る見通しがつき、二二年度の増加は三六・五億円を見込まれることになった。このほか、簡易生命保険預金、郵便年金預金、厚生保険年金預金の増加が見込まれ、既運用回収金二〇億余円等と合わせて原資計画がたてられたのである。

(3) 運用計画の追加変更

昭和二二年度の運用原資は、二三年に入ってから当初計画の見込を上回って増加し、同年三月には当初計画の原資に二〇億余円を追加しうる見通しが現実になった。そこで第三回委員会(三月二六日)においては、原資総額を一〇五億余円と算定する当初計画の追加変更が決定された(表214)。

追加計画ではまず増加原資のうち、七・六億円が大蔵省預金部特別会計の収入不足の補填に充てられた。同会計の予算においては、収入不足は借入金によって賄うことになっていたが、二二年度の収入不足額は相当多額にのぼる状況であったので、預金部資金からの貸付の形式で補足することにした(八〇三—〇四ページ参照)。つぎに地方資金(地方公共団体事業資金)には一二億円が追加された。これにより二二年度の地方資金の総額は七七億円となった。地方資金については、前回の委員会でも当初計画の六五億円では予定されている地方債を全部消化できない事態になることが問題となり、結局原資に余裕のできた場合は地方資金として融通することが決議されていた。この決議に従って増加原資二〇億余円の半分以上が、地方資金にまわされたのである。追加変更された二二年度の運用計画では、地方資金は全体の七二・九%を占め、国債の引受・買入資金が六・二%、他会計貸付金が一四・三%、調整準備金が五・八%となった。

二二年度の資金運用の最大の問題は、地方債引受であった。六・三制教育の実施を中心として、国の地方に対する委任事務が増大し、地方債が急増したが、その消化がきわめて困難であったからである。運用計画は地方債の消化資金を二二億円増加し七七億円に変更した。しかし、二二年度における地方団体の起債見込額は、二三年三月の段階で一四四億円の巨額に達していた。この起債見込額のうち交付公債または国庫金の貸付によって賄われる部分および他の金融機関によって消化される部分を差し引くと、預金部から七七億円を融資したとしても、なお約一九億円の地方債の起債が未消化に終わることが確実となった。そこで、この未消化額全額については、預金部の手持ちの国債証券を日本銀行に買戻条件付で売却し、これによって調達した資金を地方資金に充てることとし、次の事項を第三回委員会において運用計画の追加変更と同時に決定した。

(前略——引用者)

二 緊急已むを得ない地方資金の借入希望額が本運用計画額以上になった場合は、その不足額を所有国債証券を日本銀行に売却して資金を調達融通し得ることとする。但し国債の売却額は総額(額面)式拾億円を超えない額とすること。

三 右以外の条件は前回の決定(他項目の計画額と実績額の差を地方資金に流用しうること——引用者)の通りとすること。
なお、運用計画のなかで調整準備金は六億余円に達したが、これは短期資金の貸付のうち、回収しえないものが増加したため短期運用資金が増加したので、調整準備金はその資金繰りにまわされたためであった。

二 資金運用実績

昭和二二年度の資金運用実績額は、前掲表214に掲げた。まず、原資面の実績額は一〇八億余円であり、計画額に比して二・八億円の増加であった。しかしその内容を見ると、郵便貯金の実績は計画額より多少上回っているものの、簡易生命保険・郵便年金・厚生保険の各預金はいずれも計画額を下回っている。にもかかわらず、実績額が増加

表2-5 昭和22年度地方金融通計画（最終）

（単位：百万円）

消化資金不要		資金融通計画	
区分	金額	区分	金額
1. 交付地方債	640	1. 地方債起債	11,101
(1)住宅営団解散による資産引継に要する経費	353	(1)教育費	1,049
(2)日本医療団解散による資産引継に要する経費	280	うち)六・三制 a)	665
(3)東京都電気事業費	4	(2)衛生費	609
(4)鳥取市住宅買収費	3	(3)勸業費	836
2. 国庫貸付金	5,223	(4)災害土木費	2,227
(1)生活補給金・給与基準差額支払に要する経費	5,179	(5)普通土木費	1,792
(2)戦災私立学校に対する転貸に要する経費	44	(6)ガス・交通事業費	348
3. 合計	5,863	(7)社会事業費	95
		(8)警察費	91
		(9)戦災復旧費	2,468
		(10)交通・水道事業歳入欠陥補填費	1,175
		(11)その他	361
		(12)災害復旧予備費	50
		2. 国庫債務負担行為分つなぎ資金 b)	930
		3. 合計	12,031

(注) 1. a) は、新制中学整備費で、当初予定額1,474百万円であったが、差額は翌年度に繰越された。
 2. b) の内訳は、災害土木費 (660), 耕地復旧事業費 (215), 民有林林道復旧事業費 (30), 漁港復旧費 (5), 港湾災害土木費 (20).

出所：大蔵省銀行局「昭和22年度地方債消化概況」昭和23年4月, (大蔵省資料 Z 526-10-4).

二二年度末を迎えて、地方公共団体は深刻な財政難に逢着し、地方債の起債所要額もさらに増額をやむなきに至り、二二

預金部資金の割当のほか、金融機関の積極的融資を要請する。
 (三) 預金部において緊要やむを得ない地方債を引受けるについて資金の不足するときは、所有国債を日本銀行に売却して資金を調達する。

(一) 来年度予算の支出されるまでの国庫債務負担行為九億円のつなぎ資金については、資金の性質上金融機関で極力賄うこととするが、困難なものは事情によって預金部において短期融通する。
 (二) 地方債については、市町村に対しては預金部において起債額の全部又は大部分を引受けるが、都道府県及び都市に対しては

よって処理することとした。(8)

昭和二二年度における地方債の起債予定額は当初約五七億円、二二年末には一三八億円と見積もられていたが、二三年三月にはその所要額は一四四億円に増加した。それは、六・三制の発足に伴う新制中学校整備費、災害土木費、戦災復旧費のほか地方職員の年末生活補給金支給などのための起債予定が大幅に増加したためであった。(6)
 一五日付の「昭和二二年度地方資金融通計画」によれば、地方債起債総額一四四億円のうち、交付地方債および政府貸付金で処理されるものが三七億円含まれているので、消化資金を要する起債額は、一〇七億円と見込まれた。二二年度の地方公共団体の所要資金としては、このほか地方公共団体に対する災害復旧事業費の国庫補助として、翌年度予算で支出される国庫債務負担行為九億三〇〇〇万円の本年度つなぎ資金を融資する必要があった。したがって、二三年三月の時点で、二二年度の地方資金所要額は総額一一六億円となった。預金部においては地方資金を次の方針に

三 地方資金の融通計画と配分方法

したのは、第三回委員会での議決に基づき日本銀行に売却した預金部所有国債の売却代金一六億八八五百万円（額面一七億二三〇〇万円）が、原資実績額に繰り入れられたからであった。
 原資実績の増加により、運用実績額も一〇八億余円と計画額を二・八億円上回った。運用実績で計画額より増加したのは地方資金で、計画額に国債売却代金一一億余円を加えて八八億余円となり、総額の八一・五%を占めることとなった。これに対して地方資金以外の項目は、いずれも計画額を下回った。結局、原資面で各種保険年金預金が計画額に達しなかったために、地方資金以外の項目が計画額より減少したばかりでなく、保有国債の売却代金のうちの一部も、地方資金以外の運用資金にまわされたことになる。

年度の起債総額の予定は、二三年四月に一四四億円から一七〇億円へと増加した。このため、地方資金の融資計画は改訂された。二二年度最終の地方資金計画の内訳は、表2-15に示すとおりとなった。地方起債予定一七〇億円のうち、交付地方債および国庫貸付金で処理されるもの五九億円を差し引くと、消化のため実際に資金を要するものは一一億円であり、このほか国庫債務負担行為つなぎ資金九・三億円、計一二〇億円の資金調達が必要となった。そこで、その資金調達方針として、つなぎ資金九・三億円のうち六・五億円を預金部資金（短期資金）で賄い、他は一般金融機関の融資によって賄うこと、地方債一一億円については、すでに一般金融機関で融資済みの一五億円のほか、六大都市交通および水道事業歳入欠陥債一一億七五〇〇万円を一般金融機関で、他は預金部資金で賄う方針のもとに、預金部は国債売却等の手段によって原資の調達につとめたのである。⁽⁹⁾

これより前、大蔵省は地方債の起債許可にあたって、当該都道府県内の貯蓄増加実績を考慮にいれる方針を決定し、これを二二年九月の第一回運用委員会（書面審査）に報告している。これは、貯蓄増強に資するとともに、地方債の消化促進と預金部特別会計の経理改善をはかるためのものであった。その措置を示すと左記のとおりである。⁽¹⁰⁾

一、貯蓄実績と地方債起債許可額

(一) 都道府県（管下地方公共団体を含む。以下同じ。）に対し、起債を許可しようとするときは、当該都道府県別新規発行地方債許可見込額（所謂地方債の枠）に対し、起債を許可しようとする月の前月末における当該都道府県の貯蓄増加目標額達成割合を乗じて得たる額に達するまで起債を許可しようとする月において、これを認めることとする。但し右の達成割合が一〇〇％を超えるときは、当該都道府県の事情等を勘案して、その超過額の範囲において、地方債の引受けによる資金の地方還元を考慮し得るものとする。

(二) 特別の事情により当該地方債の起債が緊急已むを得ざるものと認められる場合においては、全国の地方債の枠に対し起債を許可しようとする月の前月末に於ける全国貯蓄増加目標額達成割合を乗じて得たる額と(一)による起債許可の累計額の合計額

との差額を限度として地方債の起債を許可することができる。

(三) 六・三制その他特殊の目的を有し、特に(一)の地方債の枠に含まれない地方債については、前二項に拘らず起債調整協議会の審議を経て、その起債を許可し得るものとする。

（中略——引用者）

二、預金部資金の融通

(一) 大蔵省預金部において郵便貯金として増加した資金（本年四月以降分）の総額の六〇％に相当する金額は、地方資金として地方債に融通すること。

(二) 右地方資金の内その六分の五に相当する金額についての各都道府県に対する当該年度の融通割当の累計額は、融通せんとする月の前月末迄の当該都道府県の郵便貯金増加額の全国郵便貯金増加額に対する割合を乗じた金額によるものとする。右地方資金の内その六分の一に相当する金額については当該都道府県の実情等を勘案し地方資金として地方債に融通すること。

(三) 前項による地方債の融通額の累計額は一、による当該都道府県に対する起債許可累計限度額を超えることができないこと。

(四) 右地方資金以外の預金部資金についても、別に運用計画を定め地方の実情等を勘案し、地方資金として融通することを得るものとする。

（中略——引用者）

三、本措置の実施に当つては、起債調整協議会を活用するものとする。

四、本措置により許可せられた地方債起債に関しては大蔵省（財務局）及び日本銀行（本支店及事務所）においてその成立につき斡旋をなすこと。

つまり、都道府県の貯蓄増加目標達成率に応じて地方債の起債を認め、これに対応して預金部の地方資金融資は、

表2-6 地方債消化状況(昭和22年度)
(単位:百万円)

区 分	預金部	金融機 関等	合 計
地 方 債	a)8,840	2,261	11,101
六三制整備起債	665	—	665
六大都市交通水道 事業歳入欠陥債	464	711	1,175
そ の 他	7,711	1,550	9,261
国庫債務負担行為分	b)650	280	930
合 計	9,490	2,541	12,031

(注) 1. a)は蓄積原資により71.5億円、
所有国債の日銀への売却により
16.9億円を調達、b)は短期資金
融資。
2. 金融機関等の消化額は推定。
出所:「昭和22年度地方資金消化状況調(昭
23.8.19.銀行局)」(大蔵省資料Z
526-10-11)。

郵便貯金増加実績にに応じて都道府県に配分しようという方針であった。

二二年度の地方資金融資は、前年度実績一三億円に比べ、最終的には前掲表2-4にあるように八八億円の融資が行なわれたのであるが、早くから融資計画、配分方法が検討されていたにもかかわらず、その実行は遅延し、二三年二月に至るまで、短期資金一九億円が年度内に償還または長期資金への振替えを条件にして融資されたのみであった。長期資金としては、二三年二月中旬に第一次三〇億円、続いて三月末に第二次二五億円の融通の細目が指示される状況で、二二年度

の最大の項目である新制中学整備に伴う起債については、三月一日から三一日間にわたる定額郵便貯金の増加成績を加味して融通する方針がとられた⁽¹¹⁾。また、残額の第三次融資の要領が検討されたのは、二三年五月に入ってからであった。預金部資金の各都道府県への配布にあたっては、貯蓄目標達成率が加味された⁽¹²⁾。二三年三月末の地方資金運用額は、わずか一一億余円にすぎなかった⁽¹³⁾から、残額は二三年五月末の地方公共団体の出納閉鎖期をめざして、集中して融資が実行されたのである。なお、六大都市の交通および水道事業の歳入欠陥補填債は、預金部資金で赤字補填を行なわないう方針であったが、五月末に近づいて、事情やむをえないものに融資することとなったため⁽¹⁴⁾、昭和二二年度の地方債の消化は、最終的に表2-6に示すように、一二〇億円のうち九五億円(七九%)を預金部地方資金で引き受けた。このうち七一・五億円は蓄積原資により、一六・九億円は所有国債の日本銀行に対する買戻条件付売却に

より、六・五億円は短期資金により融資されたのである。

四 地方資金融通利率の引上

大蔵当局は、二三年一月、二二年度第二回運用委員会において、地方資金の融通利率の引上等について、次のような提案を行なった⁽¹⁵⁾。

預金部特別会計の経理改善に資すると共に一般金利趨勢に適合するため、地方資金の融通利率現行年三分二厘を年七分に引上げ、且つ、償還期限現行二十ヶ年以内を十ヶ年以内に短縮すること。

なお、右の融通利率及び償還期限は、今後一般金融機関の地方債の引受条件を考慮して、適宜変更することがあること。

この利率引上は、二二年度から膨大な赤字を出し始めた預金部特別会計の経理改善を図るための一方策であった。事務当局の説明によれば、預金部資金のコストは六・一九%であり、このコストをカバーするために金利の引上が必要である。また、利率を七%とし、今後毎月の郵便貯金その他の原資の増加が一〇億円程度になれば、大体五年をもって赤字を解消できる見通しとなり、預金部会計が赤字を出さず自立できるということであった。委員会では地方資金の貸出金利の引上と償還期限の短縮は、目下地方団体が六・三制の実施をはじめ多額の経費を要する事業の遂行を国から指示されながらも、適当な財源を与えられないで苦慮している現状では、地方財政の負担をさらに増大させるとして、地方団体の代表委員から強い反対意見が出された。そのため、原案のうち、「且つ、償還期限現行二十ヶ年以内を十ヶ年以内に短縮する」という部分は削除された。そして委員会が原案を修正可決するにあたっては、「地方資金の融通利率を年七分に引上げること、地方公共団体の負担過重を来す恐れがあるから反対である」という少数意見

見が付記されることになった。

- (1) 大蔵省資料Z五二六一〇—一〇。
- (2) 預金部資金運用委員会は会長および委員二名から組織されることになっているが、官庁関係者の異動、学識経験者の任期満了等により欠員が出て、一〇名となっていた。そこで二二年度第二回委員会で委員を補充した。二三年一月九日現在における委員会の構成は次のとおり。会長栗栖勉夫（大蔵大臣）、委員（二二名）……小坂善太郎（大蔵政務次官）、池田勇人（大蔵次官）、伊藤謹二（厚生次官）、笹山茂太郎（農林次官）、岡松成太郎（商工次官）、鈴木恭一（通信次官）、永野重雄（経済安定本部第一副長官）、岡林清英（会計検査院事務総局次長）、安井誠一郎（地方財政委員東京都知事）、神戸正雄（地方財政委員全国市長会長京都市長）、東前豊（全国市長会副会長岐阜市長）、生田和平（全国町村会会長徳島県石井町長）、一万田尚登（日本銀行総裁）、井藤半彌（東京商科大学教授）、伊藤豊（芸備銀行副頭取）、西田太郎（日本勧業銀行総裁）、富安謙次、岡崎忠（神戸銀行頭取）、高広次平（北陸銀行頭取）、佐藤喜一郎（全国銀行協会連合会会長帝國銀行頭取）、岸喜二郎（日本興業銀行総裁）、式村義雄（日本製鉄株式会社監査役）、（同前）。
- (3) 昭和二二年度第二回資金運用委員会における愛知銀行局長の説明（同前）。
- (4) 同前。
- (5) 大蔵省資料Z五二六一〇—一〇。
- (6) 大蔵省財政史室『昭和財政史——終戦から講和まで——』第一六卷「地方財政」、二一八—三二四ページ。
- (7) 「昭和二二年度地方資金融通計画」昭二三、三、一五、銀行局（大蔵省資料Z五二六一〇—一〇）。
- (8) 同前。
- (9) 「昭和二二年度地方債消化に関する調（資二三、五、七）」（大蔵省資料Z五二六一〇—四）。
- (10) 「地方債の起債許可について貯蓄増加実績を考慮することに関する件」（大蔵省資料Z五二六一〇—一〇）。
- (11) 「昭和二二年度地方資金融通計画」昭二三、三、一五、銀行局（同前）。
- (12) 「預金部地方資金第一次融通要領」、「預金部地方資金第二次融通要領」、「昭和二二年度地方資金第三次融通要領案（資二三、五、七）」（大蔵省資料Z五二六一〇—四）。
- (13) 「二二年度預金部資金原資計画実績及運用計画実行に関する調（資二三、五、五）」（同前）。

- (14) 「六大都市交通及び水道事業の歳入欠陥補填について（昭二三、五、一八、銀行局）」（同前）。
- (15) 「二二年度第二回預金部資金運用委員会議案」（大蔵省資料Z五二六一〇—一〇）。
- (16) 第二回運用委員会における愛知銀行局長の説明（大蔵省理財局「資金運用委員会議事録」昭和二二年度、四二—四三ページ）。

表2-7 預金部資金運用計画額・実績額（昭和23

区 分	上半期 計画額 (23.6.15)	第3・4半期 追加額 (23.10.1)	第4・4半期 追加額 (24.1.25)	年度末 追加額 (24.3.28)
I 運用の部				
1. 国債の引受・買入資金	493,000	200,000	493,000	—
2. 他会計貸付金	397,000	—	—	—
(1)国有鉄道事業特別会計	397,000	—	—	—
3. 社債債券の買入資金	1,300	500	700	4,053,800
(1)金融債	1,300	500	700	4,053,800
4. 地方資金	6,000,000	12,500,000	5,500,000	300,000
(1)地方公共団体事業資金	5,980,000	12,470,000	5,450,000	300,000
(2)公共組合事業資金	20,000	30,000	50,000	—
5. 雑資金	98,000	42,000	3,150,500	—
(1)貯蓄債券・報国債券買入資金	98,000	42,000	55,500	—
(2)買戻条件付国債の買戻資金	—	—	3,090,000	—
(3)代物弁済国債に対する引当資金	—	—	5,000	—
6. 調整準備金	619,300	165,200	4,996,500	957,600
合 計	7,608,600	12,907,700	14,140,700	5,311,400
II 原資の部				
1. 郵便貯金・貯金切手収入金預金	4,605,000	9,378,000	12,079,700	4,109,000
(1)郵便貯金	4,613,000	9,387,000	12,118,100	4,127,900
(2)郵便貯金切手収入金	△ 8,000	△ 9,000	△ 38,400	△ 18,900
2. 債券収入金預金	△ 39,400	△ 42,300	△ 529,700	431,300
(1)貯蓄債券	△ 31,000	△ 33,300	△ 222,700	163,500
(2)報国債	△ 9,800	△ 10,400	△ 207,000	178,300
(3)福	1,400	1,400	△ 100,000	89,500
3. 簡易生命保険預金	1,056,000	1,249,000	706,800	△ 9,900
4. 郵便年金預金	27,800	139,800	△ 52,900	△ 79,000
5. 厚生保険年金預金	1,200,000	1,354,300	1,291,000	667,400
(1)厚生保険年金預金	1,200,000	1,344,300	1,229,300	667,400
(2)厚生保険船員預金	—	10,000	61,700	—
6. 特殊財産預金	△ 1,800	△ 18,200	△ 10,000	3,000
7. 収支差額	—	—	—	—
8. 既運用回収金	727,000	665,500	263,700	97,100
(1)貸付金返還金	616,000	626,300	148,300	78,800
(2)証券償還金	111,000	△ 34,300	69,800	12,500
(3)証券売却金	—	73,500	45,600	5,800
9. 前年度純剰余繰越原資	—	—	1,300	—
10. 共済組合預金	—	△ 5,200	△ 1,600	△ 100
11. 各種基金預金	400	600	△ 100	△ 1,400
12. 保管金・供託金預金	33,600	185,300	392,500	94,000
(1)保管金	10,900	84,400	182,300	62,600
(2)供託金	22,700	100,900	210,200	31,400
合 計	7,608,600	12,907,700	14,140,700	5,311,400

出所：大蔵省資料 Z526-10-11, 大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和23年度。

年度)	(単位：千円)	
計画総額 (A)	実績額 (B)	増 減 (B-A)
1,186,000	812,707	△ 373,293
397,000	397,000	—
397,000	397,000	—
4,056,300	4,054,930	△ 1,370
4,056,300	4,054,930	△ 1,370
24,300,000	24,025,046	△ 274,954
24,200,000	24,025,046	△ 174,954
100,000	—	△ 100,000
3,290,500	3,268,278	△ 22,222
195,500	173,338	△ 22,162
3,090,000	3,089,940	△ 60
5,000	5,000	—
6,738,600	—	△ 6,738,600
39,968,400	32,557,962	△ 7,410,438
30,171,700	32,294,159	2,122,459
30,246,000	32,406,078	2,160,078
△ 74,300	△ 111,919	△ 37,619
△ 180,100	△ 165,667	△ 14,433
△ 123,500	△ 125,685	△ 2,185
△ 48,900	△ 39,114	9,786
△ 7,700	△ 868	6,832
3,002,800	3,432,091	429,291
35,700	91,434	55,734
4,512,700	5,263,285	750,585
4,441,000	5,191,600	750,600
71,700	71,685	△ 15
△ 27,000	△ 28,000	△ 1,000
—	4	4
1,753,300	2,703,827	950,527
1,469,400	2,265,709	796,309
159,000	308,627	149,627
124,900	129,491	4,591
1,300	1,356	56
△ 6,900	△ 6,607	293
△ 500	△ 511	△ 11
705,400	798,712	93,312
340,200	408,187	67,987
365,200	390,525	25,325
39,968,400	44,384,083	4,415,683

資金運用計画は昭和一八年以降一年を通じる年度間計画として策定されてきたが、年度を通じる一年計画をたてることは、原資面でも運用面でも実情に合わなくなり、二三年度は、当初上半期計画が、続いて第三・四半期、第四・四半期計画がたてられ、年度末にさらに改訂が加えられた。昭和二三年度資金運用計画の推移とその実績を総括して示せば、表2-7のとおりである。

第三節 昭和二三年度の資金運用

一 資金運用計画

(1) 上半期資金運用計画

二三年度上半期(四―九月)の資金運用計画は、二三年六月一五日開催の第一回資金運用委員会に提案された。表2-17に見るように、原資総額は七六億円、このうち郵便貯金の増加による資金は全体の半額以上、四六億余円と見込まれている。郵便貯金は二三年一月以後、月間の増加額が前年よりも大きくはなってきたが、まだ月によって増減があり順調な自然増加を期待することは困難であった。上半期計画では九月までの郵便貯金の自然増加を三一億余円と見込んだほかに、貯蓄増加運動実施による増加見込一五億円を加算している。このように二三年度には原資計画のなかに、貯蓄増加運動による郵便貯金の増加額を織り込んだことが特徴である。

運用面では、地方公共団体の財政難・資金難はいっそう深刻になっていたので、前年度に引き続き地方資金に最重点がおかれた。地方資金には六〇億円が割り当てられたが、これは原資総額の七六%に当たる。上半期計画作成の時点において、銀行局は二三年度の地方債起債総額約二二〇億円と算定し、そのうち地方債消化資金として、預金部資金一二六億円、銀行等資金三〇億円、計一五六億円が二三年度内に調達できると見込んでいた。上半期計画中の地方資金六〇億円はこの地方債消化資金のうち九月までの融資見込額である。

次に預金部による国債の引受は、前年度に引き続き一般公募の国債発行を補足する程度にとどまり、二三年度新規公債発行予定額三五六億円に対し、五億円弱を国債の引受および買入資金に割り当てたにすぎない。他会計貸付金は国有鉄道事業特別会計への貸付金であり、前年度と同じく、近く償還期限の到来する融資分が同特別会計の赤字増大により償還が困難な状況にあるので、それを借り換えるためのものである。また社債債券の買入資金一三〇万円、貯蓄債券および報国債券買入資金九八〇〇万円は郵便貯金者からの買取分あるいは勧業銀行等が買い取ったものをさらに預金部が銀行から買い上げる資金である。⁽¹⁾

前述のように二三年度には原資計画の中で郵便貯金の自然増加のほかに、貯蓄増加運動による増加額を見込んだ運用計画が作成されることとなった。郵便貯金の増加運動を効率化するため、増加運動と預金部の地方債融資をリンクし、貯蓄成績によって融資額を算定する方式は、すでに二二年度からとられていた。この方式は二三年度からさらに拡張され、地方資金の重点項目である自治体警察初年度施設および六・三制整備の起債については預金部資金を特別に融通するが、その資金を充実するために起債額五四・三億円を目標に自治体警察貯金増加運動および第二回六・三制貯金増加運動を強力に展開する方針がたてられた。資金の融通先は自治体警察施設起債については、都道府県、六・三制整備起債については市町村とし、次の要領により実施することが委員会において報告された。⁽²⁾

(前略——引用者)

三 自治体警察貯金増加運動及び第二回六・三制貯金増加運動は、左の要領により実施する。

(一) 運動実施期間は左の通りとする。

自治体警察貯金増加運動	自七月 一日
	至七月 二十日
第二回六・三制貯金増加運動	自七月 十五日
	至八月三十一日

(二) 取扱郵便貯金の種類は定額貯金(物賞附定額貯金を含む。)及び据置貯金とする。

(三) 運動は自治体警察初年度施設起債収入金による初年度調弁補助金を交付せられる市町村、又は六・三制整備起債を許可される市町村を対象とし、前者については交付補助金(起債収入金により交付される分のみをいう。)の全額を、後者については起債の全額(前年度よりの繰越起債分を含まない。)を目標額とする。

(四) 財務局、通信局及び都道府県は緊密な連絡をとって市町村及び郵便局に運動の趣旨を迅速に周知させる。

表2-8 郵便貯金（貯金局預金）増減（昭和23年度）

（単位：百万円）

区 分	普通郵便貯金			振替貯金	増減額	前年度普通郵便貯金純額	普通郵便貯金増加額
	純増加額	元加利息額	計				
23年4月	△ 243	146	△ 97	△ 85	△ 182	△ 1,476	
5	1,350	—	1,350	△ 55	1,295	△ 647	
6	924	—	924	△ 31	892	487	
7	1,729	1,261	2,989	57	3,046	95	
8	1,421	—	1,421	494	1,915	312	
9	3,464	58	3,522	△ 171	3,351	398	
10	3,018	—	3,018	456	3,474	201	
11	2,570	—	2,570	310	2,880	392	
12	2,743	—	2,743	203	2,946	215	
24年1月	6,433	—	6,433	105	6,537	2,128	
2	2,748	175	2,923	267	3,190	△ 359	
3	2,198	—	2,198	862	3,060	1,363	
年度計	28,354	1,640	29,994	2,412	32,406	3,109	
24年4月	2,087	64	2,151	△ 699	1,453	△ 243	
5	2,917	—	2,917	△ 802	2,115	1,350	
6	3,913	293	4,206	△ 226	△ 3,981	924	

出所：大蔵省資料Z526-10-11.

は、八月四日に総額二四六億円と政府方針が決定され、当初見込みよりさらに増加した（このことは後で詳述する）。
 一三年度の地方債消化は年度当初から困難が予想され深刻な問題であったが、大蔵省は地方債の消化を促進するため、預金部資金の大部分を地方債融資に振り向ける方針をとった。他方、一三年度における地方債の起債許可予定額は、八月四日に総額二四六億円と政府方針が決定され、当初見込みよりさらに増加した（このことは後で詳述する）。
 そこで第三・四半期計画では、上半期計画の割当額と合わせて一八五億円を地方債の裏付け資金に充てることにしたのである。
 預金部の第三・四半期計画によって、地方債の資金的裏付けがある程度確保されることになったが、地方債の消化についてはまだ楽観はできない状態であった。預金部の見通しでは、年度内の新規蓄積資金は二〇〇億円程度と推定されるのに対し、地方財政の資金需要の面からみて、地方起債の枠とされる二四六億円のほかに追加要求が出ると予想されたからである。そこで本年度もまた、預金部所有国債を売却して資金をつくらねばならぬ事態に至ることが憂慮されていた。同時にまた、預金部が所有国債を売

が地方資金にまわされることになり、まさに地方債消化のための運用計画となった。
 一三年度の地方債消化は年度当初から困難が予想され深刻な問題であったが、大蔵省は地方債の消化を促進するため、預金部資金の大部分を地方債融資に振り向ける方針をとった。他方、一三年度における地方債の起債許可予定額は、八月四日に総額二四六億円と政府方針が決定され、当初見込みよりさらに増加した（このことは後で詳述する）。
 そこで第三・四半期計画では、上半期計画の割当額と合わせて一八五億円を地方債の裏付け資金に充てることにしたのである。
 預金部の第三・四半期計画によって、地方債の資金的裏付けがある程度確保されることになったが、地方債の消化についてはまだ楽観はできない状態であった。預金部の見通しでは、年度内の新規蓄積資金は二〇〇億円程度と推定されるのに対し、地方財政の資金需要の面からみて、地方起債の枠とされる二四六億円のほかに追加要求が出ると予想されたからである。そこで本年度もまた、預金部所有国債を売却して資金をつくらねばならぬ事態に至ることが憂慮されていた。同時にまた、預金部が所有国債を売

加した。
 一方、運用面では追加原資一二九億円のうち、一二五億円が地方資金に向けられた。すなわち、追加原資の九七％（二・七参照）。郵便貯金等の増加の趨勢を反映して、原資総額で一二九億円を見込み、うち郵便貯金九三億円、各種保険年金預金二七億円で、上半期六カ月分の原資見込七六億円に対して、三カ月計画でその一・七倍の原資を追加した。
 昭和二三年度第三・四半期資金運用計画は、二三年一〇月一日開催の第二回資金運用委員会に提案された（前掲表

（2）第三・四半期資金運用計画
 預金部資金の原資は二三年度には順調に伸びた。上半期（四月―九月）の計画では、原資総額は七六億円余と算定されていたが、二三年八月末までの実績ですでに一〇五億余円に達し、計画額を二九億円以上も上回った。原資が計画以上に増加したのは、まず郵便貯金の増加によるものであった（表2-8）。郵便貯金は二三年四月に前月より減少したが、五月からは再び増勢に転じ、八月末の実績額はすでに上半期計画額を二億三千万円以上も上回った。また簡易生命保険、厚生保険の各預金も計画額より増加した。一般に二三年に入ってから預貯金の増加は好調を続け、預貯金増加実績は上半期ですでに目標額を超える達成率を示し、この増勢は下半期にはさらに向上傾向にあった。
 昭和二三年度第三・四半期資金運用計画は、二三年一〇月一日開催の第二回資金運用委員会に提案された（前掲表

（5）市町村は市町村会、自治体警察、学校等の組織を通じ、その他適宜の方法で運動の趣旨を住民に徹底して、自発的に応分の貯金を実行するよう指導する。
 （6）郵便局は市町村の指導措置に対応して適宜定額貯金又は据置貯金を奨励し、貯金証書又は通帳に「自治体警察貯金」又は「六・三制貯金」と表示する。
 四 自治体警察貯金増加運動及び六・三制貯金増加運動の貯蓄実績が目標額に達したときは、運動の期間中でも直に資金の融通を行う。

却までして地方財政資金を確保することはインフレに拍車を加えること、地方団体についても給与水準が官吏以上になつてゐること、経済界の変動に伴う郵便貯金の引出等に備える必要があることなどの理由から、預金部資金の運用が地方資金に偏することに對する慎重論が、銀行局部内で高まりつつあつた。⁽³⁾この慎重論は第四・四半期の運用計画の時にはさらに大きくなる。

このほか、第三・四半期の運用計画では、国債の引受および買入資金二億円、貯蓄債券および報国債券買入資金四二〇〇万円を追加した。

(3) 第四・四半期資金運用計画

二三年度上半期の資金運用計画がたてられたときは、年度中の原資総額は一五一億余円と見積もられていた。しかし、年度経過中に預金部原資の増勢は当初の予想を上回り、二三年一二月には、地方債の起債見込額を大幅に上回る情勢となつた。すなわち、二三年度の地方債許可額は、この段階で司令部が二四六億円の起債を許可していたが、地方公共団体の根強い増額要求にもかかわらず、追加起債について司令部の許可を得ることはできなかった。⁽⁴⁾

したがって、二三年度第四・四半期の資金運用計画を策定するにあたり、増加を見込まれる余裕金に對して、国および地方公共団体の起債と短期借入を消化してきた従来の運用方針は再検討されることになつた。二三年一二月の銀行局における資金運用方針の検討の結果は、概略次のようなものであつた。⁽⁵⁾

(一) 地方債起債は、許可見込額二四六億円、追加起債必要額三六億円計二八二億円が見込まれる。この裏付資金には、一般金融機関二二億円、預金部二六〇億円程度が適當と思われる。

(二) 国債の買入は、運用利回りが五・五％で、預金部資金のコストからみて逆輸であり、特別会計経理の赤字解消までは国債保有に限度を設けることが適當である。

(三) 零細な大衆預金および公金より成り立っている預金部資金のほとんど全部を、地方団体に対する長期資金に固定することは、危険分散、地方団体の財政負担の増加、預金部赤字対策の面からみて不適當である。

(四) 金融界の資金不足により、国家的にみて必要とする方面に資金が出ていない。

(五) したがって、二二年一月二九日付覚書(七三一―三二ページ)の「中央政府及地方政府の要求を充したる後猶ほ余裕金ある場合」に限り、特殊銀行に對する投融資につき司令部の承認を申請しうるといふ規定によつて二三年度一〇億以内の金融債買入れの承認を申請したい。

右の方針に基づいて、大蔵省は二四年一月一日付で司令部宛の覚書を発し、大蔵省預金部特別会計の経理改善に資するため、有利確実な投資をしたいので、二二年一月二九日付覚書で述べられている余裕金を、割引事業債に投資することを承認されたい旨申し入れた。なお、その文書に一年ものの割引興業債券の条件をインフォメーションとして添付した。しかし、司令部はこれを許可しなかつた。⁽⁶⁾

そこで、大蔵省は、さしあたり余裕金を調整準備金に繰り入れ、司令部の了解をまけて金融債その他に運用する計画とし、二四年一月二五日、二三年度第三回運用委員会を開催することにした。

そこで、第三回運用委員会に提案され、決定をみた第四・四半期運用計画は、調整準備金の運用や三分半利付国債の売却方針などについて、次のように、特別会計の赤字改善を主眼としたものになつた。⁽⁷⁾

昭和二十三年度第四、四半期預金部資金運用計画について

一 さきに本委員会の議を経て決定した昭和二十三年度第三、四半期までの預金部資金運用計画に對し、別紙の通り同年度第四、四半期分として追加運用する。

二 調整準備金については、関係方面の承認を得ることを条件として、その一部を昭和二十三年度追加地方起債及び有利確実な

金融債券その他に対し運用することができる。

右による残額の運用については、別に本委員会の議を経て決定する。

三 運用計画の履行に当つては、左の処理をすることができる。

(一) 原資に於いて計画以上の増加があつたときは、これを調整準備金に追加すること。

(二) 国債又は社債の買入の希望があつたときは、これを売却することができること。

四 大蔵省預金部特別会計の経理改善のため年三分五厘の低利国債を売却したときは、本計画外の資金として国債又は復興金融債券に運用することができる。

五 預金部資金に一時余裕があるときは、従来の方法によりこれを短期運用することができる。

一三年度第四・四半期資金運用計画では(前掲表2-7)、原資総額は第三・四半期の一二九億円を上回る一四一億円と見込まれ、うち地方資金に五五億円、前年度に日本銀行に売却した国債の買戻資金に三〇億余円、国債の引受・買入資金および勸業債券、貯蓄債券等小額証券の買戻資金等に五億余円を配分し、残額約五〇億円は、すべて調整準備金に繰り入れられ、その運用は司令部の承認まじりということになった。

なお、この計画で額は五〇〇万円と小額であるが、代物弁済国債に対する引当資金への運用が計上された。これは、閉鎖機関が清算に当たって、その機関が所有している国債および地方債によって、預金部に対する債務の弁済に代えることを認め、預金部が国債または地方債による代物弁済を受けた場合、預金部は当該閉鎖機関からその証券の受入価額に相当する債権の弁済があつて、これをさらに代物弁済によって受け入れた証券に運用したものととして処理することにしたのである。なお預金部が閉鎖機関となった法人に融資した額は、五一億五八〇〇余万円であつた。⁽⁸⁾

(4) 資金運用計画の年度末追加計画

昭和二三年度の預金部資金原資の総額は、第四・四半期までの計画額で三四六億余円に達していたが、二四年二月

末実績に基づいて推定すると、さらに五三億余円の増加見込がたてられた。そこで、この増加原資は、第三回委員会の議決に基づいて調整準備金に追加し、そのうち、三億円を地方起債の消化をはかるため地方資金に追加運用した。

ところで、この時期の余裕原資運用の最大眼目は、預金部経理の改善のための金融債への運用であつたが、大蔵省の希望した割引興業債券への運用は認められなかったため、前年短期運用を申請したとき、国債と同様に取り扱つてよい旨許可があつた(七八二ページ参照)復興金融債券に四〇億円を運用し、残額はすべて翌二四年度に繰り越す方針がたてられた。

右の追加計画は、三月二八日付の書面審査によって第四回資金運用委員会には⁽⁹⁾かられた(前掲表2-7)。

かくして、二三年度の資金運用計画は、年度末追加額をも含め、調整準備金として計上された額が六七億余円に及び、原資総額の一六・九%に達した。

二 資金運用実績

昭和二三年度の資金運用実績は、前掲表2-7に示すとおりである。原資面では計画額三九九億余円に対し四四三億余円と、年度末計画に対してさらに四四億余円の増加となったが、一方、運用面では実績額が計画額を七四億円下回り、三二五億余円にとどまって、一一八億余円の原資超過に終わっている。

資金運用については、地方資金が二四〇億円にのぼり、総額の七三・八%を占めており、前年度の運用実績八八億円に比して二・七倍に増加している。

他は、国債の引受・買入八・一億余円、復興金融債券買入四〇億余円および前年度に地方起債の消化等に充てられた

め、買戻条件付で日銀に売却した国債の買戻し三〇億余円等の運用が主要なものであった。

このように、実績額で多額の原資超過が出たのは、年度後半において預金部資金の増加分を余裕金として留保した運用方針に原因している。前述のように、預金部資金が増加しても、地方債融資は計画額の範囲内に抑え、資金に余裕が出た場合は、司令部の承認を申請してこれを有利確実な金融債に運用することが考えられていた。ところが余裕金を金融債に運用することについては、復金債四〇億円の運用が行なわれたのみであったので、運用計画において調整準備金として留保した分および最終の追加計画以後に蓄積された分が原資超過額となつて、二四年度の資金運用計画の原資に繰り入れられた。

三 地方債消化対策

(1) 地方団体中央金庫構想と預金部資金強化案

昭和二二年度には地方団体の経費が急増し、地方債の起債額が増大したが、その消化に難渋し、預金部は手持ち国債の売却によってその消化資金を捻出し、地方起債の約四分の三を預金部地方資金によって賄ったことは前述した。二二年度末の見込みでは、二三年度も引き続き六・三制教育の実施、自治体警察の創設をはじめ、住宅建設、災害復旧などの緊急事業のため、地方債起債額が二二年度を上回る情勢であり、その消化が大きな問題となった。

内務省解体後、二三年一月設置された地方財政委員会は、設置後直ちに地方財政改革案の立案に着手し、その一環として地方団体の資金難打開の方策として、地方団体中央金庫および地方災害復旧基金の創設を提唱した。⁽¹⁰⁾

地方財政委員会が二三年二月から三月にかけて提唱した地方団体中央金庫は、資本金二〇〇万円（政府・地方団体折

半出資）により設置される金融機関で、地方団体等の預金の受入と地方団体への資金融通を業務とし、資金調達は地方金融債券の発行および預金部資金の一定割合の寄託により行ない、預金部資金を直接個々の地方団体に融資する方を廃して、地方資金の融資を地方団体代表者等の運営するこの金庫に委ねるといふ構想であった。⁽¹¹⁾

また、同時に立案された地方災害復旧基金は、基本金二〇万円（国および地方団体出資）の地方災害復旧基金を置き、毎年度国庫および地方財政から払い込まれる基金をもって災害復旧資金を供給し、災害復旧事業の施行を確保し、かつ地方債の増加を抑制しようという構想であった。⁽¹²⁾

これに対し、大蔵省は両案に難色を示した。その理由は、地方団体中央金庫構想は、①政府出資の金融機関新設は地方自治、地方財政独立の原則に反する、②一般金融機関の協力を失うおそれがある、③復興金融金庫と同様の赤字金融となる、④同様の機能は預金部の活用によって果たされる、というものであり、地方災害復旧基金構想は、毎年度国庫から出資することは、現在の財政金融状況から困難で、にわかには賛成しがたい、というものであった。⁽¹³⁾

このような地方財政委員会の地方金融の改善案に対応して、大蔵省で立案されたのは預金部資金の強化案であった。すなわち、地方債の直接消化にあつては地方銀行等の預金増加額の一定割合を大蔵省預金部に預入させ、預金部で不足している地方債消化資金を充足し、預金部が一元的に地方債消化に当たろうとする案である。⁽¹⁴⁾ それは次に掲げる「地方債消化総合対策要綱（案）」⁽¹⁵⁾にまとめられた。

地方債消化総合対策要綱（案）（昭二三、三、一八、銀行局）

地方公共団体の起債難の現況に鑑み、左の方針及び要領により、地方債の消化の適正及び円滑を図り、自主的⁽¹⁶⁾地方財政の確立に資するものとする。

第一 方針

- 一 地方債の発行は起債事業の緊要性と地方債の消化資金状況等を睨み合わせて許可する。
- 二 地方債の発行を許可したときは、完全に消化するよう措置する。
- 三 地方債の当該地方による自主的消化を促進するため、資金の地方還元を行う。

第二 要領

一 地方債の発行

- (一) 地方債の発行は災害復旧事業、生産企業その他緊急已むを得ない事業の経費に充てるもの等について許可し、赤字公債の発行は原則として許可しないこととする。
- (二) 地方債の発行を附随的に必要とする国の政策を立案し、又は予算を編成しようとするときは起債が当該地方公共団体の負担力に応じたものであつて且三、の地方融資連絡委員会の了解を得なければならぬものとする。
- (三) 起債事業の緊要性を認定する基準として地方債発行許可準則を定める。

二 地方債の消化

(一) 預金部

- 1 預金部は資金の大部を地方債の投資に充てる。
- 2 預金部資金を充実するため、その大宗を占める郵便貯金の増加を図る。
- 3 郵便貯金の増加運動を効率化するため、増加運動と預金部の地方債投資をリンクし、貯蓄成績による資金の地方還元を行う。
- 4 預金部の地方債投資の民主的運営を図るため、預金部資金運用委員会を改組する。

(二) 銀行

銀行は預金等増加額の一定割合に相当する額を店舗所在の都道府県又はその地域内の地方公共団体の地方債に投資して資金の地方還元を行うこととするが、その直接投資額が右の一定割合に相当する額に達しないときは、その差額だけ預金

部に預入し、預金部において地方債に投資することとして銀行の地方債投資について地域的調整を図る。

(三) その他の金融機関

その他の金融機関に対しても地方債投資について積極的協力を要請する。

(三) 地方融資連絡委員会、四、地方公共団体に対する短期融資は省略——引用者

地方財政改革案および二三年度の地方予算をめぐる地方財政委員会、大蔵省、経済安定本部および司令部の調整と折衝は、六月まで続いた。この間に、地方団体中央金庫案は、司令部の「地方財政中央金庫を設立する位ならば地方団体に印刷機械を与へて紙幣を印刷させたらよい⁽¹⁶⁾」という考えによって否定されたが、大蔵省の預金部資金強化案は、その後預金部の特別地方資金設置案としてさらに具体化した。

(2) 二三年度地方債起債枠と預金部の特別地方資金設置案

二三年七月、昭和二三年度予算が成立すると、地方財政の運営問題は、地方財政委員会、大蔵省、経済安定本部の事務レベルの連絡協議機関である地方財政連絡協議会において検討されることになり、地方起債とその消化問題が当初からとり上げられた。すなわち、二三年八月四日に開催された第一回地方財政連絡協議会では、「昭和二十三年度地方債取扱方針」および「地方財政資金運用要領」が大蔵省側から提案決定され、同日、両案は大蔵省議で決定された。

「昭和二十三年度地方債取扱方針⁽¹⁷⁾」によって、①二三年度の地方債発行は総額二四六億円の範囲内で許可すること、ただし交付公債および公募公債(金融機関の資金によるものを除く)は別枠とし、三六億円の範囲内で許可すること、②許可された地方債は預金部資金の融通あるいは銀行資金の融資斡旋を行なうこと、③起債許可詮議中の緊急所要資金は、預金部資金の短期融資制度を活用すること、となった。また、「地方財政資金運用要領⁽¹⁸⁾」は、次に示すよう

に、銀行の運用資金増加見込額の一部を預金部に預入させ、預金部特別資金として地方公共団体に融資する構想である。

地方財政資金運用要領（昭和二三、八、四、大蔵省省議決定）

一 金融機関資金融通準則により、銀行の運用資金増加見込額のうち三五％に相当する額は、左の割合により財政資金に運用する。

- (イ) 国債 一〇％
- (ロ) 復金債 一〇％
- (ハ) 地方債 五％

(ニ) 残余の一〇％は、(イ)(ロ)(ハ)の方法による資金の運用及び復興金融庫の支払保証をした資金の融通に充てる。

二 一、の(イ)(ロ)により地方債に充当する資金は、左の方法により運用する。

(一) 直接地方公共団体に対し、地方債を引受け、又は短期資金を融通する（以下地方財政資金の直接融通という）。

(二) 地方財政資金として大蔵省預金部に預入する。

(三) 資金の一部を地方財政資金の直接融通に充て、残余を大蔵省預金部に預入する。

右により大蔵省預金部に預入した預金は、銀行地方財政預金という。

三 銀行地方財政預金の預入は、何時にてもなすことができる。但し、銀行の毎月の地方財政資金の直接融通額及び銀行地方財政預金の預入額の合計額が、銀行の運用資金増加額の五％に相当する額に達しなかつたときは、翌月十五日までにその不足額を銀行地方財政預金として大蔵省預金部に預入する。

四 銀行地方財政預金の預入期間は一年とする。

五 銀行地方財政預金の預入期限が到来したときは、現金をもつて支払う。

右により銀行地方財政預金の支払を受けたときは、運用資金増加見込額計算上財政資金の回収として取扱う。

六 地方公共団体に直接融通した地方財政資金が一年内に償還されたときは、当初地方公共団体に融資したときより一年間はこれを地方財政資金の直接融通に充てるか、又は銀行地方財政預金として大蔵省預金部に預入する。

右の一年以内に償還された地方財政資金については、運用資金増加見込額計算上財政資金の回収として取扱わない。

七 銀行地方財政預金の利率は一応年九分とし、銀行地方財政預金による資金の地方公共団体に対する融通の利率の実績により次期において調整する。利息は六ヶ月毎に支払う。

八 大蔵省預金部は、銀行地方財政預金による資金の運用を他の資金の運用と区分し、その全額を地方公共団体の財政資金に融通する。

右により地方公共団体に融通する資金は、預金部特別地方資金という。

九 預金部特別地方資金の運用は、財務局単位に行い、銀行地方財政預金の地方還元を原則とする。

一〇 預金部特別地方資金の運用は財務局長が行い、財務局毎の資金の余剰又は不足の調整は銀行局長が行う。

一一 銀行は日本銀行より不足資金の融通を受けようとするときは、銀行地方財政預金を見返りとしてすることができる。

一二 この措置は昭和二十三年七月より実施する。

しかしながら、この預金部特別地方資金設置案も司令部の賛成を得られなかった。その理由は、①政府が地方団体をあまり援助するのは、かえって地方財政の健全化を阻害する、②一般金融機関が引き受けられないような不健全な地方債を預金部が背負うことになるというもので、この案の実施は延期となった。⁽¹⁹⁾

その後、地方の起債申請は四八六億円にも及び、二四六億円の起債枠では公共事業の遂行にも難渋するという事態の中で、政府は二四六億円の起債枠を拡張することを司令部に求めたが、司令部の許可を得られなかったことは前述した。

(3) 二三年度の地方債消化

二三年度前半は、前年度に倍する起債が求められる一方、その消化資金の見込みがつかず、前述のように地方団体中央金庫構想や預金部特別地方資金構想が立案されたのであったが、年末近くになると起債枠が二四六億円に抑えられていた一方、預金部資金の原資が予想外に増加し、全額を預金部資金で消化しても、なお余裕が生じる状態となった。この時期の地方債消化問題は、個々の地方起債に対する許可事務の遅延対策に移った。二三年一二月において、司令部からは一〇二億円の起債許可の承認を得ているのに、許可済額は五五億円に過ぎないという状況の中で、緊急必要な資金には、預金部短期資金の融資が行なわれた。起債許可は五次にわたり総額二四六億円（交付債および公募債約二〇億円を除く）で、その大半を占める二四〇億円が預金部から融通された。⁽²⁰⁾

四 地方資金融通条件の変更

預金部地方資金の融資利率は、二二年度に年三・二％から年七％に引き上げられたが、二三年度には再度引上りが実施され年九・六％となると同時に、前年度に大蔵省当局が提案し、運用委員会の修正によって棚上げとなった償還期限の短縮も実施された。

これは、預金部特別会計の経理改善策の一つであるとともに、一般の金利引上の情勢に対応したものであった。当時一般に公募される優良地方債の表面利率は年九・五％、発行者利回りは一三・二三％となっていた。

この地方資金融通条件の改訂は、二三年度第三回運用委員会（一月二五日）に諮られ、

- (一) 融通利率年九・六％、将来期限内であっても、金利情勢に応じスライドできる。
- (二) 期限一〇カ年以内。

(三) 貸付金の償還が延滞したときは、日歩二銭八厘（年一〇・二三％）の違約金を徴収する（ただし災害その他特殊事情によつては免除しうる）。⁽²¹⁾
 の三点が決定された。⁽²¹⁾

五 昭和二三年度の短期資金運用と運用方針に関する委員会決議の改訂

預金部資金の短期運用は、昭和二年五月二五日の第一五回預金部運用委員会決議に基づいて運用されていたが、二一年一月二九日付の司令部覚書発出以降、他会計または地方公共団体の一時借入金に対する融通のほか、いつでも現金化する必要のある部分については、食糧証券等の短期国債に運用されていた。

短期証券の利子は日歩一銭三厘（年利四・七％）であり、復興金融債券に投資すると日歩一銭八厘（年利六・五％）となるので、預金部の経理改善対策の一環として、復金債にも短期運用する道を開くことが計画された。⁽²²⁾

また、その機会に短期運用に関する委員会決議を实情に合ったものとする⁽²³⁾こととし、短期運用に関する決議の全面改訂が二三年度第二回運用委員会に諮られ、左のとおり決定された。⁽²³⁾

預金部資金の短期運用に関する預金部資金運用委員会の決議

（昭和二三年一〇月一日昭和二三年度第二回預金部資金運用委員会決議）

預金部資金に一時余裕がある場合においては、大蔵大臣は左の方法により短期運用を為すことができる。但し年度中の運用の実績は翌年度の運用委員会に報告するものとする。

- 一 一箇年以内に期限の到来する国債の応募、引受若しくは買入又は六箇月以内に売戻し得る条件附の利付国債の買入

表2-9 預金部資金短期運用実績（昭和23年度）
（単位：百万円）

区 分	21年度末 現在高	22年度末 現在高	昭和23年度		
			運 用	回 収	年度末 残 高
国 債 証 券	0	3,928	162,477	145,861	20,545
復 興 金 融 債 券	—	—	11,419	7,366	4,054
他 会 計 貸 付 金	0	200	1,677	208	1,669
地方公共団体貸付金	769	1,797	27,499	8,188	21,108
特別法人への貸付	1,223	1,237	366	728	875
合 計	1,992	7,162	203,439	162,350	48,251

出所：大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和22年度，同
昭和23年度。

- 二 一箇年以内の期限を以てする一般会計又は特別会計に対する貸付
- 三 一箇年以内の期限の到来する地方債の応募、引受若しくは買入又は六箇月以内の期限を以てする地方公共団体に対する貸付
- 四 特別の法令によつて設立せられた金融機関の発行する債券で、一箇年以内の期限の到来するもの応募、引受若しくは買入又はこれらの金融機関に対する六箇月以内の期限を以てする貸付
- 五 六箇月以内の期限を以てする特別の法令若しくは特別の法令に基づく行政官庁の命令によつて設立せられた法人（第四号に掲げたものを除く。）に対する貸付

右の計画が一〇月一日、運用委員会で可決されると、大蔵省は司令部に対し、一〇月一三日付で覚書を発し、預金部特別会計は当年度四六億円の赤字が見込まれ、その経理改善のため短期資金による復金債の購入を承認されたい旨を申し送った。これに対し司令部から一〇月二十九日付で回答⁽²⁵⁾があり、復金債は日本政府の借入金⁽²⁴⁾を代表する政府の債務と考えられること、したがって預金部資金による復金債の購入にはなんらの異議もない旨が述べられた。こうして、二三年度の短期資金の運用には復金債が加わり、また、年度末、長期資金の余裕金にも復金債が購入されたわけである。

ここで短期資金の運用実績にふれておこう。昭和二三年度の運用実績は表2-9のとおりである。二二年度以降、短期資金は主として国債証券、それも食糧証券と大蔵省証券に融資されてきたが、二二、二二年度末は預金部資金の金繰りが忙しかったため、年度末残高は少額にとどまったが、二三年度は余裕金の額が多額にのぼったため、短期証券の年度末残高は一挙に二〇五億円にのぼったのである。次いで復金債への運用は二三年度から始まり、二三年度中に割引復興金融債券額面一一七億三〇〇五万円を買い入れ、うち七四億三〇〇五万円が償還され、年度末に四〇億余円（額面四三億円）を保有することとなった。なお余裕金の金融債運用については、二三年末に一〇億円程度と考えら

れていたが、二三年度末に余裕金が多額にのぼる見込みとなったため、年度末計画で調整準備金から資金をとり崩して運用計画に計上し、運用実績にこの四〇億余円の復金債が計上された。

地方公共団体への貸付は、二二年度以来、都道府県、五大市および市町村、水利組合への短期融資であり、地方公共団体の年度末金繰りの困難を反映して残高が大きくなり、二三年度末は二二一億円余となっている。また、特別法人への貸付は、既運用融資の借換であるが、二三年度には回収が進み、残額は少なくなっている。こうして、二三年度の短期資金融資の状況は、既往年度と状況を異にし、預金部会計の経理改善という見地から、積極的に短期証券および復金債への融資を行なったため、年度末に四八二億円という多額の運用残高となったといえることができる。

六 戦時債券買取制度の拡充

預金部は、従来から戦時債券（貯蓄債券・報国債券・福券）をその所持者から、一人一日手取五〇円の範囲内で買い取っていた。二四年一月一七日以降、従来の買取制限を撤廃し、無制限に買い取ることとした。この買取に当たっては従来の買取機関（日本銀行を除く各銀行および日本勧業証券株式会社）を通じ、市中価格と関係なく、適正な買取価格および買取手数料が定められた。

これは、戦時債券の市中価格の暴落によって所持者が蒙る損失を防止するとともに、預金部特別会計の経理改善に資する目的で実施された措置である。⁽²⁷⁾

- (1) 「昭和二三年度第一回預金部資金運用委員会参考資料」(大蔵省資料Z五二六一〇一一)。
- (2) 「自治体警察初年度施設及び六・三制整備起債に対する預金部地方資金の融通と郵便貯金増加運動の実施について」(同前)。
- (3) 「預金部所有国債を売却し、地方財政資金を確保する件」(銀資、二三、九、一七)。(大蔵省資料Z五二六一〇一五)。
- (4) 大蔵省財政史室『昭和財政史——終戦から講和まで——』第一六巻「地方財政」、二七一―七五ページ。
- (5) 「預金部資金の運用方針について」(二三、一二、二二、銀行局)。(大蔵省資料Z五二六一〇一三)。
- (6) Memo, from T. Watanabe to SCAP, Employment of Deposit Bureau Funds for Discounted Industrial Debentures, 11 January 1949, LO 64/49 (大蔵省資料Z六〇一六一)。²⁸⁾ なお、この覚書に対する司令部の回答は見当たらず、承認されないもので回答はなかったものと思われる。
- (7) 大蔵省資料Z五一―二七九。なお、第三回運用委員会の席上、大蔵省代表は、委員会の開催が遅延したのは司令部の折衝に手間どったからであり、なお了解に達していない部分もあると述べている。
- (8) 第三回委員会でこの運用方法が承認された(閉鎖機関に融通した預金部資金の代物弁済について)同前)。
- (9) 同前。
- (10) 詳しくは、『昭和財政史——終戦から講和まで——』第一六巻、一〇五―一一、二三三―五二ページ参照。
- (11) 「地方団体中央金庫法案要綱」(昭二三、三、九地方財政委員会事務局)のほか、大蔵省資料Z五二六一〇一四所収資料による。
- (12) 「地方災害復旧基金法案要綱」(昭二三、三、九地方財政委員会事務局)のほか同前。
- (13) 「地方財政の確立について」(二三、二、二〇省議、二三、二、二三省議)のほか同前。
- (14) 「地方団体中央金庫に関する件」(昭二三、三、二二)。(同前)。
- (15) 同前。
- (16) 二三年四月二八日の大蔵省と司令部経済科学局の定例会見におけるルカウント 経済科学局財政課長の発言(大蔵省渉外

特報」第五九号——大蔵省資料Z五〇八一六)。

- (17) 大蔵省資料Z五二六一〇一五。
- (18) 同前。
- (19) 第二回地方財政連絡協議会における原銀行局資金課長の司令部との折衝経過に関する発言による(「地方財政連絡協議会(第二回)議事録」同前)。
- (20) くわしくは『昭和財政史——終戦から講和まで——』第一六巻、二六七―七六ページ。
- (21) 「昭和二十三年度地方資金融通条件についての口頭説明」(大蔵省資料Z五二六一〇一一)。
- (22) 『預金部資金ノ短期運用ニ関スル預金部資金運用委員会ノ決議』の変更についての口頭説明」(同前)。
- (23) 同前。
- (24) Memo, from T. Watanabe to ESS, Employment of Funds of the Deposit Bureau for the Purchasing the Debentures of the Reconstruction Finance Bank, 13 October 1948, LO 3813. (大蔵省資料Z六〇一―五六)。
- (25) Memo, from W. K. LeCount to Ministry of Finance, Investment of Funds of the Deposit Bureau of the Ministry of Finance, 29 Oct., 1948, ESS/FIN. (大蔵省資料Z五一―一八六)。
- (26) 大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和二二年度、同二二年度、同二三年度による。
- (27) 「戦時債券買取制度の拡充について」(同前)。

第三章 預金部の特別損失処理と特別会計の経理改善

第一節 預金部の特別損失処理

政府が戦時中法令等に基づいて補償を約束した債務の戦後処理については、昭和二〇年秋から二二年七月に至る司令部との長い折衝の結果、司令部提案によって戦時補償特別税の一〇〇%課税という方法で、戦争に起因して発生した戦時補償請求権⁽¹⁾は、原則としてすべて打ち切られることが決定された。

政府は、二二年八月、戦時補償打切に伴う善後措置の大綱を発表するとともに、まず、八月一日、「金融緊急措置令の一部改正」(昭和二二年八月二一日大蔵省令第九〇号)をもって、金融機関の大口預金を第二封鎖預金に組み入れて凍結し、次いで「金融機関経理応急措置法」(昭和二二年八月一五日法律第六号)、「企業経理応急措置法」(同日法律第六号)を公布して、全金融機関ならびに在外資産、戦時補償請求権をもつ企業に対して、資産負債を新・旧両勘定に分離せしめ、旧勘定を凍結して、在外資産喪失と戦時補償打切に伴う損失の特別処理の準備をした。これはまた、企業が旧債務による打撃の影響を遮断して、健全な新勘定をもって営業を続けるためにとられた措置であった。

その後、戦時補償打切と善後措置の細目に関する司令部との折衝が続いたのち、二二年九月末、「戦時補償特別措

置法案」ほかの戦時補償関係六法案が第九〇議会上程され、原案どおり成立した。この六法案の一つが「大蔵省預金部等損失特別処理法」(昭和二十二年一月一八日法律第五六号)であって、全金融機関が「金融機関再建整備法」(昭和二十二年一月三〇日法律第三九号)に基づいて特別損失を処理し、再建整備を実施すると同時に、預金部においても損失特別処理が実施されることになった。それは、二十四年二月二日に完了することになるが、以下でその過程を辿ることにしよう。

一 損失特別処理の方法

「大蔵省預金部等損失特別処理法」は、大蔵省預金部と簡易生命保険及郵便年金の運用資産の特別損失を処理する方法を定めた法律である。同法案立案当時、預金部の特別損失額は、二十二年七月末現在の預金部運用資産のうち、喪失地域および閉鎖機関関係で四一億五〇〇〇万円、金融債券で約二五億円の三割とみて七億五〇〇〇万円、特殊銀行会社および営団関係で一二億円、合計六一億円と推定されていた。⁽²⁾

この損失を処理する方法として同法の定めるところは、概略次のとおりである。

- (一) 昭和二十二年八月一日午前零時現在(指定時という)における預金部資金に属する運用資産を、後に命令で定める基準によって評価する(第一条)。
- (二) 評価の結果、評価損が生じた場合の損失補填方法(第二十五条)は、
 - ① 先ず評価益で補填し、
 - ② 次に積立金(預金部特別会計の昭和二〇年度決算上の剰余金を含む)の全額を充当し、

③ なお残額の評価損額の範囲内で、後に勅令で定める金額を一般会計から補償金に繰り入れ、

④ なお評価損の残額があるときは、郵便貯金の第二封鎖預金で補填する。

(三) 評価損の填補に充当する積立金は、特別損失の処理に充当するため、特別会計の決算上の不足を補足することはできない。したがって、預金部預金の支払のために必要があるときは、預金部特別会計の負担において借入金を利用することができるものとする(第七、八条、附則第二項)。

ところで、預金部ならびに簡易生命保険及郵便年金の運用資産の損失は、その運用資金が「国民大衆ノ比較的零細ナル貯蓄ヨリ成ルモノデアリマシテ、且ツ政府自ラガ債務者ノ立場ニ立ツ点ヲ考慮致シマシテ、其ノ支払ニ付テハ特ニ万全ノ措置ヲ講ズル必要ガアル」⁽³⁾のために、一般の金融機関の例にならって適正に処理するのではあるが、損失処理方法に若干の相違があった。それは、金融機関の損失は、評価益、積立金、資本金、第二封鎖預金の順で損失を補填し、なお損失の残額がある場合は政府の補償金で補填することとしたのに対し、預金部および簡易生命保険及郵便年金の場合は、前述のように評価益、積立金、一定額の補償金のあとに第二封鎖預金の順で補填されることになっている。それは、この法案立案当時、一般の金融機関と預金部ならびに簡易生命保険及郵便年金の補償金の合計額が一〇〇億円に達するまで、政府の補償金で埋め、なお損失に残額があるときにのみ郵便貯金の第二封鎖預金を整理債務に充てるという了解があったからである。⁽⁴⁾

企業および金融機関の旧勘定の損失——預金部にあつては指定時の資産の特別損失——の算定に当たって、その結果を左右するかぎは、評価基準の定め方である。そのため、評価基準の決定には時間がかかり、それは翌二十二年九月六日に告示された(大蔵省告示第二〇七・二〇八号)。これによれば、国債、地方債、動産、不動産には確定評価基準が、社債、株式、貸出金、在外資産等には暫定評価基準が提示された。また、企業の再建整備をまわっている、金融機関

の整理がつかず経済界に悪影響を及ぼすことになるので、二二年度中に一般の金融機関の再建整備を終える方針がとられることになった。このような情勢に応じて、預金部の指定時の資産の評価基準を定めた「大蔵省預金部等損失特別処理法等施行令」(昭和二十二年二月二日政令第二五二号)が公布された。同令は、

(一) 「金融機関再建整備法」第七条第一項の規定により評価基準が設けられない資産については帳簿価格で、同法第七条第一項および第二項で確定評価基準が設けられる資産についてはその確定評価基準によって、資産を評価する。

(二) 指定時の資産のうち地方公共団体または金融機関を経由して他人に貸しつけられたもの(經由貸)について、經由機関に対する債権はその債権額から大蔵大臣が回収不能として承認した額を控除する。

この經由機関に対する債権の免除規定についてはその前に「大蔵省預金部等の債権の変更等に関する法律」(昭和二十二年一月四日法律第一二九号)が公布され、同法の施行に関する政令が二月二日に公布されて(政令第二五三号)、両法令は二月三日に施行された(政令第二五二号)。この両法令は

(一) 預金部資金の融資を受けた者が災害その他の特殊の理由によって元利金の支払が著しく困難になったときは、大蔵大臣は預金部資金運用委員会にはかつて、融通条件の変更または延滞元利金の支払方法を変更することができる(法第一条)

(二) 地方公共団体および金融機関が、預金部資金の融資を受けるときに融通条件で他人に対し經由貸付をすることが明記されている場合で、最終貸付先が在外資産および戦時補償請求権をもつ特別経理会社である場合は、その經由機関の債務の一部または全部の債務を免除することができる(法第二条)

(三) 預金部資金の直接融通先(經由機関)の債務の免除をする場合、免除額と債務の消滅する日は、次のように定める

(法第二条)

① 最終貸付先の特別経理会社が「企業再建整備法」の規定によって損失を処理したため、債権者(經由機関たる預金部資金の直接融通先)の債権が消滅したときは、その消滅額だけ、企業再建整備計画の認可を受けた日に免除する

② 預金部資産を指定時で評価したときに評価損があり、かつ經由機関に対して最終貸付先が償還期日までに債務を償還しない場合、当該未償還額を償還期日の一年後において免除する

と規定した。これは、戦時補償の打切によって企業が蒙った損失の負担を、預金部資金の經由機関である地方公共団体または金融機関において負担させることなく、預金部の負担に帰属させるための措置である。

二 郵便貯金の第二封鎖預金処理問題

預金部の損失特別処理は、前記の二法律を基礎に実施されることになったが、その過程で最大の問題となったのは、郵便貯金の第二封鎖預金を損失処理の補填財源とするかどうかの問題であった。郵便貯金の第二封鎖預金とは、一般の金融機関の預金と同様に、指定時における封鎖預金で、個人の預金については、①一口三〇〇〇円超、②世帯の場合は四〇〇〇円に家族数を乗じた金額(ただし三万二〇〇〇円まで)か、一万五〇〇〇円のうち、どちらか多い金額を超える部分、法人、団体の預金にあっては、一口一万五〇〇〇円を超える金額であり、金融機関の再建整備終了まで凍結されて引出を禁止されていた。

郵便貯金の第二封鎖預金を預金部特別損失の財源に充てるかどうかは、損失処理法案立案当時、全金融機関の政府

表3-1 特別損失補填額試算（昭和23年5月24日）

（単位：百万円）

区 分	預 金 部	簡保・郵年会計		合 計
		保険勘定	年金勘定	
1. 損 失	6,360	537	149	7,046
2. 同 上 の 補 填 益 金	259	13	4	276
積 立 金	2,268	0	39	2,307
第二封鎖預金	521	0	a)106	627
小 計	3,048	13	149	3,210
一般会計より補償	3,312	524	0	3,836
合 計	6,360	537	149	7,046

（注） a) の見込総額は127百万円で、その83%、106百万円を切り捨てれば損失を補填しうる見込。

出所：大蔵省資料 Z526-10-3.

補償額が一〇〇億円で損失が埋まらない場合は、その分だけ補填財源に充てる了解が成立していたことは前述した。しかし、その問題は司令部の見解により、二転、三転した。

二二年一月二五日、司令部において大蔵省、逓信省の関係官と司令部担当者との預金部ならびに簡易保険及郵便年金の損失特別処理について懇談した際、第二封鎖預金を損失補填財源に充てないという了解が成立した。その直後、一月二六日に起案された文書⁽⁵⁾では第二封鎖預金は特別損失の財源とせず、第二封鎖預金の金額に相当する大蔵省預金部特別会計、簡易保険及郵便年金特別会計の欠損は、両会計の経常的業務運営に基づく欠損と同様に取り扱い、適宜一般会計からの繰入金で補填するという提案が出されている。また、二三年四月二〇日には、大蔵省部内で、預金部の特別損失を評価益、積立金で補填した残額は、全額一般会計から預金部会計に補償金として繰り入れ、後において評価額が増加した場合に、その分

を預金部会計から一般会計に繰り入れる旨の法改正が立案されている。⁽⁶⁾
しかし、この案は司令部の承認を得られなかった。金融機関の再建整備計画の最終処理日二三年三月末を過ぎると、全金融機関の損失を補償しなければならない政府補償金額は、一〇〇億円どころか一六〇億円を超える見通しとなっていた。そして郵便貯金は国の債務ではあるが預金債務である点では他の預金と変わらず、貯蓄銀行、市街地信

用組合、農業会等の零細という点では郵便貯金と変わらない預金が、再建整備によって整理債務として切り捨てられることが判明したからである。二三年五月二四日付の大蔵省における損失特別処理の試算額は表3-1のとおりで、預金部においては五・二一億円、郵便年金においては一・〇六億円の第二封鎖預金等が切り捨てられてなお、預金部に三三億余円、簡易保険に五億余円の補償金を一般会計から繰り入れねばならないことが推計されている。⁽⁷⁾

ところが、逓信省はこの第二封鎖の郵便貯金全額打切方針に反対し、六月三日、司令部との折衝のすえ、方針の変更について「大蔵省さえOKと云へば司令部に異存はない」との司令部の了解をとりつけて、大蔵省に再考を迫った。大蔵省はこの司令部の了解を前提にして、省議で検討した結果、再び司令部交渉が続けられた。⁽⁸⁾

結局、二三年七月二〇日、「大蔵省預金部等損失特別処理法施行令の一部を改正する政令」（政令第一七五号）が公布され、郵便貯金の第二封鎖預金の三割を損失補填に充て、一般会計から預金部に補償金を繰り入れた日に、その第二封鎖預金のうち損失補填に充てられた整理貯金の債権が消滅することになった。

三 預金部損失の最終処理

- 預金部等を含む金融機関の最終処理については、二三年七月二一日「金融機関再建整備法の一部を改正する法律」（法律第一八四号）が公布され、同法中に「大蔵省預金部等損失特別処理法の一部改正」が規定された。同法によって、
- (一) 指定時の預金部資産の評価の結果、一般会計から預金部に補償金を繰り入れた後に評価額に比べ評価額の増加または減少があった場合、増加額と減少額の差額を当該補償金の額まで一般会計に繰り入れる
 - (二) 補償金は一般の金融機関と同様に、償還期限五年の四分半利付国債証券をもって交付し、その交付額は全金融機

表3-3 預金部運用資産明細 (昭和22・23年度末)

(単位：千円)

区 分	年度末資産残高		区 分	年度末資産残高		
	22年度	23		22年度	23	
国債証券	48,358,553	70,741,891	特殊銀行等	4,483,142	5,517,737	
四分利公債			特殊銀行等債券	3,018,970	4,706,472	
四分利国庫債券			勸業債券	129,994	90,321	
一般会計及特別会計貸付金	2,567,244	2,969,755	農工債券	8,390	4,582	
一般会計	元海軍工廠資金会計	40,000	40,000	北海道拓殖債券	31,959	17,114
	元製鉄所会計	42,946	41,155	興業債券	1,007,445	201,438
	薪炭需給調節会計	9,000	—	農林債券	36,245	—
	農業共済再保険	75,697	660,000	商工債券	42,562	29,831
特別会計	国有鉄道事業	1,142,000	1,142,000	庶民債券	48,180	—
	通信事業	1,066,600	1,066,600	恩給債券	19,591	12,828
	薪炭需給調節	191,000	—	更生債券	182,948	182,958
	漁船再保険	—	20,000	戦時金融債券	1,107,287	—
地方公共団体等	7,862,988	40,933,687	朝鮮殖産債券	195,425	—	
地方債証券	1,171,778	923,673	朝鮮金融債券	30,912	—	
都道府県債	816,465	732,253	東洋拓殖債券	88,979	—	
市債	199,661	191,420	台湾産業債券	907	—	
朝鮮道債	150,876	—	南洋拓殖債券	1,544	—	
台湾州債	4,776	—	貯蓄債券	55,038	80,370	
地方公共団体等貸付金	6,691,209	40,010,015	報国債券	31,564	33,252	
都道府県	3,797,820	21,815,413	復興金融債券	—	4,053,778	
五大都市	1,251,812	5,361,687	特殊銀行等貸付金	1,464,172	811,265	
市町村(五大市除)	1,535,010	12,277,407	日本勸業銀行	258,466	141,475	
市町村組合及町村組合	10,391	449,166	農工銀行	437	406	
水利組合	30,895	102,691	北海道拓殖銀行	11,143	914	
朝鮮道府及邑	60,636	—	日本興業銀行	594,854	367,720	
台湾州庁市及街	995	—	横浜正金銀行	1,008	—	
健康保険組合連合会	3,650	3,650	日本興業・台湾・朝鮮銀行	20,000	—	
			農林中央金庫	145,186	139,178	
			商工組合中央金庫	66,194	51,508	
			庶民金庫	4,365	3,686	
			恩給金庫	5,000	—	
			国民更生金庫	10,000	—	

表3-2 預金部損失特別処理最終処理内訳 (昭和24年2月21日) (単位：円)

種 別	金 額
1. 損失額	6,314,502,657.12
(1) 評価損額	6,196,218,027.31
国債証券	33,307.99
地方債証券	158,680,038.34
地方公共団体等貸付金	62,476,569.70
特殊銀行等債券	2,332,351,370.23
特殊銀行等貸付金	357,188,284.93
特殊会社等債券	1,220,129,786.53
特殊会社等貸付金	171,216,000.00
外国国債証券	200,210,189.40
外国関係証券	1,405,832,436.67
外国関係貸付金	288,100,008.00
在外指定預金	35.52
(2) 補償金返還金	118,284,629.81
調整準備金	118,284,629.81
2. 整理負債額	6,314,502,657.12
(1) 確定益	259,611,664.14
(2) 積立金	2,267,741,036.38
(3) 郵政貯金第二封鎖預金	169,505,873.40
(4) 一般会計より補償	3,617,644,083.20

出所：大蔵省理財局資料。

額八三円二〇銭は現金で交付された。

預金部の損失特別処理の最終処理内訳は、表3-2のとおりである。

評価損額の約六二億円は、「大蔵省預金部等損失特別処理法」に基づいて、昭和二二年八月一日現在の預金部資産に属する運用資産を、他の金融機関の再建整備と同じ評価基準で評価した評価額が、その時点の保有価額より減少したその差額である。評価損額のうちもっとも大きなものは、特殊銀行・特殊会社等の債券および貸付金であり、その合計は四〇・八億余円で、評価損額の六五・八%にあたる。次は、在外資産関係で、外国国債、外国関係の証券・貸付金の合計は一八・九億円で三〇・六%を占め、地方債および地方公共団体等貸付金は二・二億円で三・六%であ

関を通じ一六三億円を限度とする

(一) によって爾後の評価増を一般会計に繰り入れてなお残額があるときは、命令の定めにより処分する

と定められた(附則第四条)。

かくして、大蔵省預金部の損失特別処理は、二四年二月二日確定し、同日、預金部に一般会計から補償金として、三六億一七六万四〇八三円二〇銭が繰り入れられた。このうち、三六億一七六万四〇〇〇円は国債証券(額面額)で、残

表3-3 預金部運用資産明細(昭和22・23年度末)(つづき)

(単位:千円)

区 分	年度末資産残高		区 分	年度末資産残高	
	22年度	23		22年度	23
中華民國償還内外短債	2,246	—	満州拓殖公社債券	248,437	—
中華民國国庫証券	8,821	—	鮮満拓殖債券	4,915	—
満州帝国北満鉄道公債	19,226	—	満州重工業開発(株)債券	167,501	—
満州帝国興業金融公債	45,000	—	満州電信電話(株)債券	3,964	—
満州帝国投資事業日本通貨公債	85,425	—	北支開発債券	657,335	—
満州帝国水力電気事業日本通貨公債	19,671	—	中支振興債券	100,929	—
満州帝国産業振興日本通貨公債	19,770	—	南方開発債券	20,000	—
満州帝国四分利公債	52	—	国外関係貸付金	329,650	—
国外関係	1,735,482	—	満州拓殖公社	10,000	—
国外関係債券	1,405,832	—	北支那開発(株)	139,000	—
満州興業債券	57,589	—	中支那振興(株)	52,650	—
南満州鉄道(株)債券	145,163	—	南方開発金庫	125,000	—
			在満学校組合連合会	3,000	—
			在外指定預金	0	—
			合 計	68,065,095	121,457,092

(注) 年度末資産残高は保有価額による。
出所:『決算書』昭和22, 23年度。

った。この評価損額合計の六二億円弱は、終戦時(二〇年八月末)の資産額四六六億円(七二二ページ、表1-2)の一三%にあたった。
補償金返還金として計上された一億余円は、損失処理を実施した時点において、企業再建整備計画が終了せず、融資先の企業の再建整備如何によつては、評価額の変更も起こりうるもので、これに引き当てるため調整準備金に計上したものである。
評価損額および補償金返還金の合計が確定した損失額であり、六三億余円であった。この損失に対する補填財源は、資産評価後の確定益二・六億円、積立金の全額取崩し二二・七億円、郵便貯金の第二封鎖預金による充填分一・七億円、残額三六億余円が一般会

表3-3 預金部運用資産明細(昭和22・23年度末)(つづき)

(単位:千円)

区 分	年度末資産残高		区 分	年度末資産残高	
	22年度	23		22年度	23
戦時金融金庫	300,000	106,380	東京交通債券	865	865
朝鮮銀行	6,389	—	朝鮮電業(株)債券	7,384	—
朝鮮殖産銀行	14,128	—	朝鮮農地開発債券	16,000	—
朝鮮金融組合連合会	9,750	—	朝鮮住宅債券	42,757	—
東洋拓殖(株)	14,745	—	朝鮮重要物資債券	5,000	—
台湾銀行	1,112	—	関東州住宅債券	6,970	—
台湾産業金庫	500	—	関東州産業整備債券	3,000	—
南洋拓殖(株)	896	—	台湾住宅債券	7,700	—
特殊会社等	2,857,476	1,294,021	台湾拓殖債券	14,383	—
特殊会社等債券	2,189,388	909,256	台湾電力(株)債券	12,032	—
住宅債券	129,718	129,718	特殊会社等貸付金	668,088	384,765
産業設備債券	926,925	103,152	住宅営団	255,000	204,000
医療債券	24,311	22,989	産業設備営団	30,000	—
農地開発債券	5,000	5,000	日本医療団	35,000	35,000
東北興業債券	34,438	27,416	年金保険厚生団	2,800	2,800
東北振興電力(株)債券	4,915	4,915	船員保険協会	370	370
燃料興業債券	208,859	62,658	大蔵財務協会	1,165	1,092
日本発送電(株)債券	272,291	271,405	社会保険協会	1,350	1,350
鉱業開発債券	84,211	49,264	大日本育英会	6,974	6,973
日本製鉄(株)債券	99,626	54,436	自 警 会	429	396
国際電気通信(株)債券	57,795	—	同胞援護会	100,000	100,000
東亜海運(株)債券	14,350	—	日本証券取引所	100,000	—
帝国石油債券	48,924	48,924	日本製鉄(株)	60,000	32,784
日本石炭(株)債券	33,419	—	朝鮮農地開発営団	25,000	—
日本通運(株)債券	9,835	9,835	朝鮮重要物資営団	5,000	—
関東配電(株)債券	101,163	101,163	朝鮮食糧営団	40,000	—
関西配電(株)債券	17,517	17,517	関東州産業整備営団	5,000	—
			外国国債証券	200,210	—

計の負担となった。

預金部運用資産は、最終処理終了前の二二年度末と終了後の二三年度末では大きく変動した。ここに両年度の預金部資産の明細を対照して掲げておく(表3-13)。

- (1) 戦時補償請求権とは、①「軍需会社法」「国家総動員法」等に基づく補償金や陸海軍に納入した物品の代金等政府に対する請求権、②「防空法」に基づく強制疎開補償金のような地方公共団体に対する請求権、③建設工事費代金、企業整備補償金、戦争保険金のような準政府的な特定機関に対する請求権で、戦争に起因して発生したものであり、かつ支払期日が、①二〇年八月一五日以前に到来し、当日までに支払が済んでいないもの、②請求権発生原因が八月一五日以前に発生し支払期日が八月一六日以後に到来するもの、である。なお、戦時補償打切の詳細は、本『財政史』第七卷「租税(1)」編、第一卷「政府債務」編を、金融機関の再建整備については、第一三卷「金融制度」編を参照されたい。
- (2) 「大蔵省預金部等特別損失処理法案参考資料」(大蔵省資料乙五一—二四二)。
- (3) 第九〇議会議院戦時補償特別措置法案委員会における石橋大蔵大臣の説明(「第九〇回帝國議会議院委員会議録」第六類第二九号、五ページ)。
- (4) 「大蔵省預金部等特別損失処理法案」立案当時の法案には、第二封鎖預金で損失を補填する旨の条項(第五条)の脇に「百億でウメキレス時ノソチ」と書きこみがあり(大蔵省資料乙五一—二四二)、また、後にその旨を記した説明資料(「郵便貯金の第二封鎖に関する問題」(二三、五、二四))——大蔵省資料乙五二六—一〇—二)が残っている。
- (5) 「第二封鎖の郵便貯金及び郵便年金の整理方法に関する件」(二二、一一、二六)(大蔵省資料乙五二六—一〇—二)。
- (6) 「大蔵省預金部等損失特別処理法の一部を改正する法律案」(二三、四、二〇)(同前)。
- (7) 「郵便貯金の第二封鎖に関する問題」(二三、五、二四)(同前)。
- (8) 「郵便第二封鎖問題に対する説明要旨」——六月九日付の愛知銀行局長手書きのメモ(同前)。
- (9) 昭和二〇—二七年度の各年度末の資産明細は、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一九卷「統計」、三五八—六一ページを参照のこと。

第二節 預金部特別会計の経理改善

一 預金部特別会計の収支悪化

大蔵省預金部特別会計は、預金部資金の運用による利子ならびに有価証券の売却・償還による益金収入、日本銀行における預金部当座預金利子を受け入れるための一般会計からの受入金、恩給法納金その他の雑収入を歳入とし、預金部事務取扱に必要な人件費および諸経費に充てる事務費、郵便貯金利子その他の預金に対する利子支払に充てる預金利子および運用手数料ならびに郵便官署における郵便事務取扱に必要な経費を通信事業特別会計へ繰り入れ、また恩給負担金を一般会計に繰り入れる他会計への繰入金を歳出としている。この預金部特別会計の収支は昭和二二年度までは順調に推移し、毎年剰余金を出していたが、昭和二二年度に至って急激に悪化した。表3-14に見るごとく、一九年度三億余円、二〇年度四億円弱、二二年度二億円余と収入超過が続いていたが、二三年度決算では二三億余円の支出超過に転じ、二二年度から二四年度まで、毎年収支決算は赤字を記録するに至った。

預金部特別会計のこのような収支悪化の原因の第一は、人件費および物件費の高騰により通信事業特別会計(二四年度六月から郵政事業特別会計)に対する郵便貯金事務取扱費の繰入が逐年急増したことである。通信事業特別会計への繰入金は、同表にみるとおり二〇年度から二二年度にかけて約二・六倍に、二二年度から二三年度にかけては一挙に五倍以上に急増し、さらに二三年度に倍増した(決算ベース)。

表3-4 大蔵省預金部

区 分	昭和19年度	20	21	22		23
	決 算	決 算	決 算	予 算	決 算	予 算
1. 収 入	1,124,756	1,494,102	2,029,638	1,946,237	2,033,117	3,243,499
運用利殖金	1,123,753	1,493,225	2,028,682	1,934,875	2,020,479	3,233,505
一般会計より 受入	796	871	840	11,303	11,303	2,443
雑 収 入	207	5	116	59	1,334	7,551
2. 支 出	820,529	1,101,876	1,813,311	4,390,922	4,353,732	7,389,525
預金利子及運 用手数料	662,328	875,710	1,291,442	1,836,129	1,825,387	2,288,050
事 務 費 等	2,076	2,862	8,888	a) 100,581	b) 94,244	42,734
他会計へ繰入	156,126	223,303	512,981	2,454,212	2,434,102	5,058,741
一般会計	40,008	40,010	40,011	13	13	71
通信事業特 別会計	110,108	183,294	472,970	2,454,199	2,434,089	4,404,389
そ の 他	c) 6,010	—	—	—	—	654,281
3. 剰余金及収入不 足金(△)	304,227	392,226	216,326	△2,444,685	△2,320,616	△4,146,026
4. 減 価 償 却 金	263	1,315	—	—	0	—
5. 積立金へ繰入額 (収入不足の補填 方法)	303,964	390,911	216,326	—	—	—
一般会計より受 入金	—	—	—	*1,465,628	*1,465,628	*4,146,026
積立金よりの補 足	—	—	—	216,326	215,105	—
借 入 金	—	—	—	762,731	639,883	—
計	—	—	—	2,444,685	2,320,616	4,146,026

- (注) 1. 26年度は資金運用部特別会計。
 2. 予算は最終予算を計上。
 3. 支出中の「事務費等」は事務費，諸支出金の合計，また，予算の場合は予
 4. 事務費等昭和22年度の a) は償還金75,884千円， b) は償還金75,881千円
 5. 支出中の「その他」の c) は朝鮮総督府特別会計，台湾総督府特別会計，
 6. *印は政府事業再建費。

出所：各年度『決算書』により作成。

特別会計収支 (単位：千円)

区 分	24		25		26	
	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算
1. 収 入	3,783,804	6,644,602	7,893,770	12,551,963	13,436,425	16,215,902
運用利殖金	3,777,659	6,638,981	7,881,118	12,550,370	13,434,271	16,017,265
一般会計より 受入	2,443	1,603	1,603	1,125	1,125	198,020
雑 収 入	3,702	4,018	11,050	468	1,029	617
2. 支 出	7,370,684	10,396,256	10,379,937	12,551,963	12,549,238	16,215,902
預金利子及運 用手数料	2,287,816	3,578,114	3,574,240	5,961,182	5,961,134	15,307,639
事 務 費 等	26,712	47,268	34,823	47,434	44,757	99,621
他会計へ繰入	5,056,155	6,770,874	6,770,874	6,543,347	6,543,347	808,642
一般会計	71	801	801	1,495	1,495	808,642
通信事業特 別会計	4,404,389	6,770,073	6,770,073	6,541,852	6,541,852	—
そ の 他	d) 651,695	—	—	—	—	—
3. 剰余金及収入不 足金(△)	△3,586,879	△3,751,654	△2,486,167	—	887,186	—
4. 減 価 償 却 金	—	—	—	—	—	—
5. 積立金へ繰入額 (収入不足の補填 方法)	4	—	—	—	887,186	—
一般会計より受 入金	*3,586,883	3,751,654	2,486,158	—	—	—
積立金よりの補 足	—	—	9	—	—	—
借 入 金	—	—	—	—	—	—
計	3,586,883	3,751,654	2,486,167	—	—	—

- 備費を含む。
 を含む。
 関東局特別会計，南洋庁特別会計への繰入， d) は国債整理基金特別会計への繰入。

表3-5 預金部資金のコストおよび運用利回り（昭和21—24年度）
（単位：百万円）

年 度	資金現在高のコスト・運用利回り					当該年度の資金のコスト・運用利回り				
	平均 現在高 (A)	支出額 (B)	コスト (B/A) %	運 用 利 殖 金 (C)	利 回 り (C/A) %	平 均 資 金 高 (D)	支 出 額 (E)	コ ス ト (E/D) %	運 用 利 殖 金 (F)	利 回 り (F/D) %
昭和21	64,864	1,818	2.80	2,030	3.13	14,811	710	4.79	536	3.61
22	64,388	4,355	6.76	2,032	3.16	△ 482	2,540	—	2	—
23	91,638	7,390	8.06	3,236	3.53	27,256	3,036	11.14	1,204	4.42
24	134,682	10,396	7.72	6,641	4.93	43,044	3,007	6.99	3,406	7.91

(注) 昭和24年5月7日調べ。
出所：大蔵省資料Z526-10-6.

一方、歳入においては、収入の大宗である運用利殖金の延び率が停滞した。二二、二三年度において、前章で述べたように、特別会計の経理改善のため、大幅な融通利率の引上を行なったが、なお利率収入が伸びなやんだのは、何といつても二二年度から二三年度初めにかけて、原資としての郵便貯金の減少傾向によって、運用額そのものが伸びなやんだためであった。

この間の預金部資金のコストおよび運用利回りについて、事務当局が二四年五月七日調査したところによると、表3-5に掲げるように、コスト高のため、二二、二三年度の預金部資金は、完全に逆転となつてゐる。すなわち、預金部資産の各年度平均現在高に対する経費（支出額）の割合——コストと、同じく資産の平均現在高に対する運用利殖金の割合——利回りを比較すると、昭和二二年度はコストより利回りの方が高いが、二二年度には逆転して三・六%もコストの方が高くなり、二三年度は四・五%と逆転傾向が拡大し、二四年度にやつと逆転が二・八%に縮小している。以上は、既運用分を含むストックの資金に対するコストであったが、次に当該年度の運用資金に対する当該年度分の支出額および運用利殖金についてみると、逆転傾向は早くも昭和二二年度に現われているが、二二年度は運用資金の減少によつて表示できないほど問題は深刻となり、二三年度には資金は増えたが、コストは一一・一%と異常に高くなり、運用利回りは四・四%で、その差は六・七%と大きく開いている。二四年度に入つて、コストと利回り

の関係は再び正常な関係に戻ることになった。

こういう状況は、預金部特別会計の経理を悪化させ、郵便貯金等の預金の利払を確保するために年々多額の繰入金金を一般会計から仰ぐことになった。そこで、特別会計の赤字補填策とともに、より根本的な経理改善策が検討されることになったのである。

二 昭和二二年度における赤字補填と経理改善対策

昭和二二年度には、預金部特別会計の赤字補填は免れ難い趨勢となつた。しかし、赤字補填のため積み立てていた預金部の積立金は、預金部特別損失の補填に充当するため、二〇年度の決算剰余金を含めて一切特別会計の歳入不足補填に充ててはならないことが法定されていた（三八九ページ参照）。そのため、大蔵省預金部特別会計の二二年度予算には、当初から赤字補填のための借入金九億余円を計上していた。しかし、年度を経過するにしたがつて赤字の見込みは増大し、赤字補填を借入金のみで賄うには赤字が大きすぎることに明らかになった。そこで一月八日国会へ提出された補正予算（補正第八号、特第三号）には、政府事業再建費として預金部特別会計への繰入金一〇億円が計上され、一〇億円の予算によりなお不足が生じたときは、不足額は借入金で支弁するよう預金部会計の歳入予算を組み替えた。その後、特別会計の赤字見込みは増加する一方であったため、政府は、預金部会計の歳入不足を補填するため、一〇億九六二二万四〇〇〇円を限度として一般会計から繰入金を行ない、この繰入金相当額は後日預金部会計から一般計への繰入金として繰入金相当額を予算に計上しなければならない旨を法定した（昭和二二年二月二二日法律第一七〇号）。さらに増加する赤字対策として、補正予算が組まれる度に、年度末までに四度、経済再建費に計

上される繰入金を増額補正し(補正一〇、一二、一四、一五号)、また法定限度額を引き上げた。このため、最終予算では、前掲表3-4に見るように、収入不足金二四億余円に対して、一般会計繰入金で一四億余円、二二年度の決算上の剰余による積立金で二億余円、借入金で七億余円の補填をすることとなった。二二年度決算は収入不足額が若干最終予算を下回り二三億余円となったので、借入金は六億余円にとどまり、二二年度末預金部資金から短期資金を借り入れた。

大蔵部内で総合的な預金部会計の赤字対策が検討されたのは、二二年一〇月、補正予算編成に当たって、一〇億円を一般会計から赤字補填し、さらに不足分を借入金で賄う予算を組むことになってからのようである。赤字補填対策として、いろいろな提案がなされたが、おそらく部内の検討を経て、一二月に次のような改善対策にまとめられている。⁽²⁾

大蔵省預金部特別会計の経理改善対策(二二、一二、八)

一方針

大蔵省預金部特別会計の収支の現況に鑑み、左の要領により、概ね五ヶ年計画を以て収支の均衡を図り、概ね、十ヶ年計画を以て収入不足金の補填を期すること。

二要領

- (1) 預金部資金の増加対策
預金部資金の大宗をなす郵便貯金の今後の毎月増加目標額を十億円程度とすること。
- (2) 預金部地方資金の融通利率の引上
預金部地方資金の融通利率現行年三分二厘を年七分とすること。
- (3) 預金部資金の運用方針の変更

預金部資金の運用利回、地方財政資金調達の見況及び郵便貯金の地方還元原則等に鑑み、今後預金部資金運用の重点を地方資金に置くこと。
なお、各金庫の資金繰りの現況に鑑み、司令部の了解を得て、これ等金庫に預金部資金融通の途を拓くよう努力すること。

(4) 通信事業特別会計に対する繰入金の節減

郵便貯金関係事務費の通信事業特別会計に対する繰り入れを根本的に再検討し、極力節減を図ること。

(5) 一般会計からの繰入金

右の改善対策により、預金部特別会計の収支の均衡を得るまでの間における収入不足金は、一般会計よりの繰入金によって補填すること。

右の対策のうちで二二年度中に実施されたものとしては、郵便貯金の増加については、九月以来対策が講じられ、①増加郵便貯金の一部地方還元、②銀行預金の利率との均衡を考慮した利上げ、③自由預金による定額預金には、その二割相当額の封鎖預金の払出を認める等のことが実施された。地方資金の利上げは、翌二三年一月の第二回預金部資金運用委員会に諮られて実現した。なお短期運用利率は、一八年一月に定めた利率を二二年八月一日および二三年二月一日の二回にわたり引き上げた。⁽³⁾

また、預金部会計のその後の赤字は借入金によらず、一般会計からの繰入額を追加計上して補填を行なっている。

三 昭和二三年度における赤字補填と経理改善対策

昭和二三年度予算は、当初暫定予算として生まれ、二三年六月七日日本予算が国会に提出された。預金部特別会計の

赤字はさらに続く形勢であり、暫定予算においても、一般会計の政府再建事業費中に預金部会計繰入金計上され、また前年度同様、繰入金限度額と将来これを一般会計へ返還する旨が法定された(二三年四月一日法律第一八号)。そして、二三年度本予算には、政府事業再建費として預金部会計歳入補填に充てられる経費四五・八億円が計上された。これは、二三年度最終予算二四・五億円の一・八倍増であった。赤字は増加したが補填すべき積立金は皆無で、また借入金に頼らない方針としたからである。なお、二三年度は一月に補正予算が編成されたが、その過程で預金部会計のための政府事業再建費は、四一・五億円と四・三億円の減額補正が組まれた(二月二二日成立、補正第二号)。これは、補正予算編成にあたって、あらゆる財源を洗い直した厳しい事情があるとともに、この頃郵便貯金が若干延びはじめ、原資に余裕が出てきたからである。

しかしながら、七三・九億円の支出予算に対して、歳入不足が四一・五億円と五六・一%にもぼるということは、容易ならぬ事態であり、預金部資金の運用自体を問い直さねばならないともいえよう。さらに司令部からの指示で、七月二〇日「経済安定十原則」を閣議決定したが、その一項目に「特別会計の赤字を組織的に縮小させること」があげられており、大蔵部内では、預金部の経理改善対策が大きな課題となった。

そのため、大蔵省預金部特別会計の経理改善に関する懇談会が二三年八月三十一日、九月九日、十二月一七日の三回にわたり、大蔵大臣官邸で開かれた。これは大蔵部内の関係者の非公式懇談会で、大蔵省出身の旧関係者、現関係者および預金部事務取扱者の集まりであった。この第三回懇談会の資料として、「大蔵省預金部の経理対策試案(二三、二二、一三)⁽⁴⁾」が提案された。

同試案はまず「国の会計の赤字を解消することは、内外諸情勢より見て緊急を要する事態に立至っているので、大蔵省預金部特別会計の赤字対策については、多少の無理を伴っても、可及的速かに完了させる必要がある。」と述べ

て、二三年度に立案された対策よりもいっそう積極的に赤字解消に取り組む姿勢を示している。この試案にあげられている対策の骨子は次のようなものである。

(一) 運用利率については金融情勢を考慮し、少なくとも赤字対策の成果のあがるまで、一般金融機関の利率近くまで引き上げるとともに、長期運用については利率のスライド制を採用する。この見地から次の利率を作成する。

- 国債証券
 - 長期国債 年五%、利回り五・五%
 - 短期国債 日歩一銭三厘、年利四・七五%
- 地方資金

長期資金	二 三 年 度		二 四 年 度 以 降
	年	年	
非収益事業 収益事業	八・五% 九・〇%	九・六%	一〇・〇%
短期資金	二 三 年 度		二 四 年 度 以 降
	日 歩	日 歩	
非収益事業 収益事業	二・三銭 二・五	二・五(九・一%)	二・七四(約一〇・〇%)

(二) 預金利率については、現在一般市中金利に比し安きに失するので、これを適正ならしめ、資金の確保・拡充に資する必要がある。この見地から次の通り改定することとする。

- ① 郵便貯金については、定額、据置および積立貯金について昭和二四年一月から現行利率を年〇・五%引き上げ

るものとする。

- ② 簡易生命保険及郵便年金預金、厚生保険預金その他の預金については何れも年五・五％に引き上げるものとしその時期および範囲は二つの案を考える。
- ③ 郵便貯金の貯蓄額を増大することは赤字対策の基本であるが、これについてはリンク制の活用、米麦等の政府買入代金の支払に郵便局を利用する等所要の措置を講じることが必要である。
- ④ 簡易生命保険及郵便年金並びに厚生保険預金については、資金を拡充するため或程度資金のいわゆる地方還元をするとともに、預金利率の適正化を図る必要がある。なお「その他の預金」についても利率の適正化を図る。
- ⑤ 預金部は現在、利率年三・五％の低利国債を四六六億円余所有し、これは一月末の全運用資産の五割余に当たり、他の金融機関の例に比し極端に持ち過ぎとなっている。この際としては、このうち二〇〇億円の三分五厘国債を処分することが必要と認められる。
- ⑥ 貯蓄債券等の債券収入預金については、事務費とくに人件費の激増によって資金コストは現在すでに最低四・一％、最高九・一％、平均五・三％で、この資金は三・五％に運用され逆鞘となっており、今後ますますその傾向が著しくなるものと予想されるので、この際、先ず買入消却を促進し、ついで繰上償還することが適当と思われる。
- ⑦ 通信事業特別会計への繰入金については、予算定員の削減等によって人件費・物件費の増加割合を適減させることを前提として試算する。
- ⑧ その他の赤字対策としては、次の如きものも実行することが適当と思われる。
- ① 国の会計に対する長期性低利貸付金を回収すること
- ② 小口貸付の整理、統合ないし回収を図ること

③ 睡眠郵便貯金の原簿の整理

④ 郵便貯金の証券保管制度の廃止

⑤ 無集配郵便局中局長を除き従業員二人以下のものについては請負制を採用すること

なお、この試案には、右にあげた案を執行し、運用利殖金収入を増大させる一方、支出を抑制することによって、二五年度から預金部収支を黒字に逆転させる試算が付されている。

二三年度においては、預金部特別会計の経理改善対策として当初から六・三制貯金増加運動、自治体警察増加運動が実施され、さらに住宅建設資金の一部を貯蓄により賄うため、住宅貯金増加運動も展開された。しかし総合的な対策が資金運用計画のなかに織り込まれるのは、「経理対策試案」の作成以後のことであり、第四・四半期計画のなかで集中的にとり入れられ、地方資金の利率が七％から九・六％に引き上げられた。なお、地方資金の短期融通利率も二三年七月一四日、一月一五日、二四年四月一日と引き上げられている。⁽⁵⁾このほか、資金を高利回りの債券へ運用する措置がとられた。

四 昭和二四年度以降の預金部特別会計

昭和二四年度予算はドッジによる超均衡予算が編成されたが、当初予算において、前年度同様に三七億余円の一般会計から預金部会計への繰入金⁽⁶⁾が計上され、また、このための法律（昭和二四年四月二五日法律第三二号）が公布された。続いて二五年の予算編成時にも、二五年度の赤字見込額は三億余円と減少したが、なお繰入金をすることができ旨法定された（昭和二五年三月二七日法律第一九号）。

しかし、この間、二三年末の経理改善策に基づいた施策が実行に移されたことと、原資が増加し、余裕金が出てくるような状況の中で、現実は見通しよりも早く赤字が解消し、前掲表3-4にみるように、二四年度決算では、収入不足額が予算より一二億余円も減少したことにより、一般会計からの歳入補填繰入金は二四億余円となった。さらに二五年度決算は黒字に転じ、八億円余の歳計剰余金を積立金に繰り入れることになったのである。

- (1) 「大蔵省預金部特別会計赤字補填対策(二二、一〇、二二)」および「大蔵省預金部特別会計赤字補填対策等について」(日付不明、おそらく二二年一月頃と思われる)(大蔵省資料Z五二六一〇―二)。
- (2) 同前。
- (3) 前掲改善対策の諸資料および大蔵省資料Z五二二―二八一。
- (4) 大蔵省資料Z五二六一〇―五。
- (5) 大蔵省資料Z五二二―二八一。

第四章 ドッジ・ライン下の預金部

第一節 昭和二四年度の資金運用

一 「預金部経済資金」をめぐる司令部との折衝

(1) ドッジ安定計画と預金部資金

昭和二四年度の財政金融政策の運営は、経済九原則の指令を受けて大きく転換することとなった。政府は総合予算の真の均衡を第一とする九原則の趣旨にそって、中央・地方を通じる財政收支の均衡をめざした二四年度予算大綱を二月二三日の閣議で内定した。この段階では、財政と金融を画然と分離することが金融政策の基調とされてはいたが、予算の緊縮や復金融資の大幅削減によって、不足する長期産業資金の供給をいかに確保するかが大きな問題であった。復金債についても、当初は復金債の日銀引受は停止するが、市中消化による発行を認める案が考えられていた。こうした方針のもとで、預金部資金の産業資金への運用が全体の資金需給計画の中におこまれることになった。預

金部は二三年なかば頃から多額の余裕金を蓄積するようになっていたので、これを復金債、興銀債の引受資金に充当して長期資金の供給機構に組み入れるのは、九原則の趣旨に矛盾しないと考えられていたようである。復金債の発行を一切認めないという司令部の意向が明らかになった二月末から三月初頭には、これを補う方策として、預金部資金を地方債のほか、電力債、興銀債、農林水産金融および中小金融といった公共的、大衆的産業資金に運用することが考えられている⁽¹⁾。

ところが、三月七日の「ドッジ声明」によって、通貨の安定を先決とするドッジ安定計画の内容が明らかにされるに及んで、総合予算の真の均衡はきわめて厳格に実施されることとなり、三月二〇日にはドッジ・プランにもとづいて二四年度予算案が司令部から内示された。これによって、それ以前に銀行局で考えられていた資金需給計画は当面ご破算になったわけである。内示案でも国有鉄道、通信事業の両特別会計では二七〇億円の国債を発行することとされており、はじめこれを預金部資金で引き受けることが考えられていたのであるが、四月一日の司令部覚書によって新たに米国対日援助見返資金が設置されることになり、両特別会計の発行する国債はすべて見返資金で引き受けられることとされた⁽²⁾。

こうして、預金部資金は多額の余裕金を未運用のままかかえて、二四年度まで持ち越すこととなった。一方、司令部は預金部資金の運用についての具体策は決めておらず、当面は放置したままの状態で見守っていた。そこで、二四年度に入ると早々に、大蔵省は預金部資金の産業資金への運用について司令部と折衝を始めた。

(2) 預金部経済資金運用案と司令部の対応

二四年五月二五日、大蔵大臣と経済科学局との定例会見の席上、池田大蔵大臣から司令部に提出された経済資金運用案は、次のようなものであった⁽³⁾。

昭和二十四年度預金部経済資金運用について(昭二四、五、二四、大蔵省)

一 預金部資金の運用は総司令部の指令により現在、国又は地方公共団体に対するもののみ限られているが、昭和二十四年度長期資金については、鉄道通信の建設国債は対日援助物資見返り勘定より供給されることに決定したので、預金部においては、地方起債二三億円全額引受けてもなお、三〇〇億円以上の余裕金を生ずる見込である。(別表参照)

原 資 の 部		運 用 の 部	
郵便貯金及び同切手収入預金	二八、七二一	地 方 資 金	二三、三〇〇
簡易生命保険及郵便年金預金	五、一五〇	郵便貯金者の保管証券買入資金等	一、一五一
厚生 保 険 預 金	六、一五〇	小 計	二四、四五一
保管金及び供託金預金	六〇〇	資 金 剰 余 額	三一、二四六
そ の 他 預 金	△一、二二七		
償 還 金	四、九二二		
前年度より繰越資金	一一、三八一		
計	五五、六九七	計	五五、六九七

備考 原資の△は減少を示す。

二 然るに預金部の立場からすれば昭和二十四年度予算において、赤字補填のため一般会計より三七億円余の繰入れを必要とする現状であり、且又預金部特別会計の独立採算制の見地より右余裕金の有利、確実な運用を必要とする。

三 而して一般金融情勢を見るに、金詰りは相当著しく、国家公共の利益を確保するに必要な重要産業、農林水産業、中小企業等においても、必要な資金を確保するのに困難な現状にあるので、これに対し預金部資金を供給することが望ましい。これは預金部資金の大部分が国民大衆の零細な郵便貯金から成立している点から考えても適当と思われる。

四 運用に当つては、預金部の性格、機能及び経済界の実情から見て、特に安全確実性を重視すると共に、健全金融の実を収め得ることが必要である。従つて金融債の応募と重要産業社債の応募を主として考えて行きたい。なお右のほか食糧管理預金、

失業保険預金、通信事業預金等の短期性預金も相当巨額に達する見込であるが、これは従来通り国又は地方公共団体に対する短期運用に充当したい。地方債、金融債、社債等に運用する前の長期資金の遊金を国又は地方公共団体に対する短期運用に充てることは言うまでもない。

司令部側の出席者は、ルカウント W. K. LeCount、リード F. M. Reed であったが、右の申し入れに対するリードの返答の要点は、次のようなものであった。⁽⁴⁾

- (イ) 預金部資金運用の新分野については、拡張が考えられるが具体策はまだ持つていない。
- (ロ) 復金の貸出停止、見返資金融資の時的的ズレによるギャップに対応して何等かの緩和策は講じなければならない。
- (ハ) 暫定的措置としては預金部による公団手形の如きは一策と考えられる。

右の会見と前後して、四月二十八日、五月二〇日、同三十一日の三回にわたり、銀行局長、預金部資金課長より司令部担当官のロビンソン H. J. Robinson、フィリップ R. E. Philips に対して経済資金の運用について申入れが行なわれたが、これについて両氏は次のような見解を示し、経済資金の運用に消極的態度をとった。⁽⁵⁾

- (イ) 預金部資金の運用は安全第一である。
- (ロ) 預金部資金は政府機関の公共資金であって、これを私企業に融資することは危険率および市中金融機関と競合する点において望ましくない。割引興業債券の引受、その他の社債の応募もまた望ましくない。
- (ハ) 手形の再割引および金融機関に対する短期貸付は中央銀行の業務であって、預金部が行うことは適当でない。
- (ニ) 問題は預金部資金のより有利な運用にあるのではなく経費の節減にある。預金部よりの巨額な通信事業繰入金を削減するために、郵便貯金利子の引下げにより預金部資金コストを合理化すべきである。
- (ホ) 一案として預金部資金を市中金融機関に国債を担保とする定期預金として、市中金融機関はこれを日銀借入金返済に当てることを考えられる。

右の折衝によって得られた司令部の意向をもとにして検討の結果、六月二四日、経済資金の具体的運用額を示した次の文書が、銀行局長からリードに提出された。⁽⁶⁾

預金部資金の運用について(昭二四、六、二四、銀行局長よりリードへ提出)

- 一 本年度運用可能の預金部資金は最近の見透しとしては、次の通り、五五、六九七百万円となる。(中略——引用者)
- 二 右の運用可能額に対して、現在の処運用を予定されている資金は、次の通り、二四、四五一百万円であつて、三一、二四六百万円の余裕がある。(中略——引用者)

三 預金部資金は、各種の政府機関の預金から構成されているが、資金の源泉の大部分は郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金及び厚生年金(合計において現に預金部資金の八三%を占める)である。これらはいづれも、国民大衆層の比較的零細な貯蓄性資金の集積と認められるものであるから、預金部資金の管理者としては、安全に而かもなるべく有利にこれを運用して、その結果得た利殖金によつて、他の場合に比して不利となることのない程度に相当の利子を支払つてやる義務があると考え。然し、現在のように預金部資金特別会計が大きな赤字を出している状態では、これは難事であるから、独立採算を図ることは、この見地からも是非必要である。

同時に、民衆から吸収された資金は、これを民間に還元してもインフレを招くことにはならぬし、一方民間の資金需要——特に長期資金——に対し資金供給が甚だしく限定されているという状況において、前記の余裕金三一〇億円を活用することは、最も適宜の措置であると考えられる。

但し、通常市中銀行が行うような貸付業務等を直接政府において担当するようなことは、これを避けたので投資の方法としては、金融債や確実な社債の応募又は買入を適当と考える。また、公団の運転資金は、公団が政府機関であることと、他に金融を受ける途がない点を考慮し、資金に余裕のある限度においてこれが融資を実施したい。

なお、金融債及び社債の安全確実性については、その市場性と日銀のこれに対する最近の取扱方針等から見ても、国債、地方

債に対して何等劣ることがないと考えられる。

公団金融については、その確実性を保持せしめるためには、これに対し何等かの保証があることが一層望ましい。右の諸点を考慮すれば、本年度預金部資金の余裕金は次の通り運用することが最も望ましいと考えられる。

(1) 公団運転資金 九、〇〇〇百万円

利率 日歩二銭八厘

貸出及び監理の事務は日銀に委任

(注) 公団法によって復興金融金庫以外からの借入を認められているものは、農林関係の五公団であって、その本年度所要資金は次の通りと見込まれる。

公 団 名	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期
食料品配給公団	三、四六九百万円	二、七九六百万円	一、九六八百万円	一、一四〇百万円
油糧配給公団	五、二九七	五、三七六	二、四九四	〇
肥料配給公団	〇	〇	一、〇四四	二、一四二
飼料配給公団	二二八	二四〇	四四五	四六八
食糧配給公団	〇	〇	〇	〇
計	八、九八四	八、四二二	五、九五二	三、七五〇
金融債券	九、〇〇〇百万円			
内 訳				
興業債券	五、五〇〇百万円			

(本年度発行余力一七、五〇〇百万円の $\frac{1}{3}$)

なお勸業債券その他の金融債券の発行が許されることとなつた場合には、その一部分を応募するものとし、計九、〇

〇〇百万円を予定する。

(3) 担保附社債 三、〇〇〇百万円

(注) 本年度社債発行額を約一〇、〇〇〇百万円と見込み、そのうち電力債等市場性に富む優良社債のみを応募する。

(4) 他の金融機関に対する定期預託金 五、〇〇〇百万円

利率 日歩二銭五厘中心

期限 六カ月、一年、一年以上

担保 国債、地方債、金融債、優良社債

(5) 予 備 五、二四六百万円

(6) 合 計 三一、二四六百万円

これに対するリードの意見は、次のようなものであった。

一 預金部資金の運用に付ては農林関係五公団に対する融資と銀行に対する定期預金の二つを先づ取上げたい。

公団金融に付ては現在実施している認証手形制度は廃止し、専ら預金部資金で融資をしたらどうかと思ふ。公団は政府機関であるから、之に対し預金部が融資することは昭和二十一年の司令部覚書の認めた業務範囲と認められ覚書の改訂は不要である。

又農林五公団以外は公団法の規定によつて復金以外から借りられないことになつて居るが配炭公団などは認証手形の「ビーク」を越せないで毎月困つているから、農林五公団の復金よりの借入を返さず為預金部から五公団に融資し、復金は五公団以外の公団に融資するという措置も考えてよからう。

油糧公団の如きは六週間も前から借入金金の所要額に付資料を出すように言つてあるが、まだもつてこないが要するに売買の状況を明かにし、貸付の期限も必要に応じ六十日、九十日、百二十日といふ様にしてゆけばよからう。

二 銀行に定期預金をする案では金利を日歩二銭五厘(年九%一三)としてあるが之では借入を希望する銀行がないのではな

ろうか。興銀とか農中とか丈に限定しないで地方銀行にも貸して資金の地方還元を図つたらよいと考えるが更に具体案を研究してほしい。

三 興銀債及び社債の引受に付ては今ここでハッキリと反対といふのではないが、公団金融と定期預金の二つを実施した後に再び検討したい。興銀に付ては不健全な銀行だとの反対をする人々も居る。先日安定本部からは農中債券、商工債券の引受もいつてきたが、農業への長期投資は土地が抵当としての価値がない為、農中債券の如きは危険だと思ふ。農中に対し預金部が定期預金をするしたら農中は担保としての国債等を充分にもつていか検討してほしい。

四 電力に付ては見返資金の方で面倒をみる予定なので、之と別に電力債を預金部資金で引受けるといふことをやると、資金源泉が二つの政府機関に分れることになるから適当でなからうと考える。

五 本年度の預金部資金利用可能額の内訳をみると予算編成のときよりは数字が大分小さくなつてはいるが、数字に付ては更に検討してほしい。又年間の数字のみでなく今後毎月の状況に付ても見透しをたててほしい。

この結果、七月五日にはまず農林五公団に対し、さしあたり九〇億円を限度とする融資が承認された。しかし第一四半期を経過した時点での二四年度運用可能長期資金は年間六二四億円と見込まれ、地方債・公団融資・保管証券買入に運用してもなお二八九億円の余裕を生じることが明らかになった。大蔵省はこのままでは預金部特別会計は二四年度も三八億円の赤字になるとして、七月一五日再び大蔵大臣より司令部のファイナンス・ライン S. Fine、リード両氏に対し、預金部の経理改善を図るため、余裕金を次のように運用することを申し入れた。⁽⁸⁾

預金部の経理改善と資金運用(昭二四、七、一四)

(前略——引用者)

二 屢々お願の如く右の余裕資金について、更に運用の途を拡げられることとなれば、預金部としては、これを次のように運用したい考えである。

(単位百万円)

備 考

(1) 公団融資増 四、一四〇 年九・四九% 農林五公団の復金よりの借入金返済

(2) 金融債券 九、〇〇〇 年九・四九%

内 訳

興業債券 五、五〇〇 本年度発行限度 一七、五〇〇の $\frac{1}{3}$

勸業債券 二、〇〇〇 本年度発行限度 六、〇〇〇の $\frac{1}{3}$

農林債券 九〇〇 本年度発行限度 一、九〇〇の $\frac{1}{3}$

商工債券 六〇〇 本年度発行限度 一、三〇〇の $\frac{1}{3}$

(3) 社 債 五、〇〇〇 年 一〇・八%

電力債等優良社債

本年度社債発行総額は約一五、〇〇〇と見込まれる。

(4) 他の金融機関に対する定期預託金 年 九%平均

資金に余裕のある限度で資金繰をも勘案して行う。

期限は六カ月、一年及び一年以上の三種程度とする。

年九%平均ならば、興銀、勸銀、農中、商工中金等ではこれに必ずと言つてはいる。

三 右の運用が許されることとなれば、昭和二十四年度及び、同二十五年度の預金部資金特別会計の収支見込は次表の通りであつて、昭和二十五年度においては若干の黒字を生ずることとなり、完全に独立採算の確立が可能となる。

(後略——引用者)

これに対するリードの見解は次のとおりであつた。⁽⁹⁾

- (イ) 預金部の赤字は解消したいが、一般金融政策に反してはいけない。
- (ロ) 預金部は差当りの要求に応ずることから始めるべきである。
- (ハ) 金融債・社債の運用は現在の段階では認められない。
- (ニ) 定期預託金は原則として賛成である。ただ預金部と受入金融機関の双方にとって適当な金利でなければならぬ。

以上の経過をたどって、二四年度の預金部資金運用で、大蔵省が提示した運用項目の一部は、漸次司令部の承認が得られるに至った。しかし預金部資金を産業資金に運用するための経済資金の設置については、ついに認められなかった。その理由について、当時司令部がどのように考えていたか、次の「交渉記録」⁽¹⁰⁾による司令部担当官ハッチンソン F. C. Hutchinson の回答がこれを明らかにしている。

預 「民間では長期資金を実際に必要として居るのに、預金部資金での融資について中々御配慮頂けないのだが、出来れば、司令部側の反対理由を教えて頂きたい。」

ハッチン 「その点について司令部の態度ははっきりしている。即ち政府資金は政府と政府関係機関の為に用いられるべきであり、民間の需要は民間の金融機関にまかなはせるべきである。勿論、右の二つにはギャップがあるだろうがこのギャップを埋めるのには、唯一つの資金源を以てまかなはせるべきで、今日ではすべて見返資金から出すべきものであり、預金部資金や復金の金を充てるべきではない。」

預 「預金部資金の性質についても資料にのべてある如き事情があるし、見返資金を出してもそれにカバーされないものが大分あると思う。」

ハッチン 「その意見に対しては自分としては疑問をもっている。」

預 「實際上、見返資金から融資をうけられないような小規模の農業等で市中銀行からはリスクの点で融資してもらえないものが相当多い。」

ハッチン 「リスクは預金部が貸す時でも同じではないか。」

預 「信頼しうる特殊銀行を仲介の機関として間接的な投資をやり預金部がリスクを負はないようにしてやっている。」

ハッチン 「何れにせよ、自分は見返資金以外から産業資金を融資することには反対である。」

預 「勿論預金部としても今すぐ産業資金に出すというのではなく、今後資金に余裕があれば産業資金としても運用したいというのである。」

ハッチン 「それは、現実にもその時になってみて司令部で認められるかもしれないが、今年度中は全く認められないと思う。」

二 資金運用計画および実績

昭和二四年度の資金運用計画は、例年より早く、二三年度末の余裕金の運用方針とともに検討されたが、その前二三年一月二四日の銀行局局議で「昭和二四年度預金部資金運用に関する件(案)(銀、預、二四、一、一二)⁽¹¹⁾」が検討されている。それは二四年度予算編成にあたって、前年の特別会計経理改善の検討をふまえて、国債、地方債中心の運用方針を再検討したものであったが、それは経理改善を目的とするに止まらず、経済安定九原則による予算緊縮方針によって地方資金の融資抑制が実施される情勢の中で、「資金の一部を財政資金以外の真に国家的に見て必要であり、かつ有利確実な方面に運用する途を開く」ことが考えられていた。また、二月一七日付で、二四年度原資四〇〇億円を、①国債の引受二〇億円、地方資金二〇〇億円、産業資金一七〇億円、その他一〇億円へと運用する計画が⁽¹²⁾たてられている。

しかし、預金部経済資金を設置して産業資金へ融資することは、前述のように司令部折衝が長びき、容易に解決し

表 4-1 預金部資金運用計画額・実績額 (昭和)

区 分	第1・4半期 計 画 額 (24. 6. 23)	上 半 期 計 画 額 (24. 8. 23)	年 間 計 画 額 (24. 12. 1)
I 運用の部			
1. 国債の引受・買入資金	150,000	1,252,500	1,252,500
(1)郵便貯金者の保管証券買入
(2)閉鎖機関の所有国債の買入
(3)厚生保険健康勘定保有国債買入
2. 金融債等の引受・買入資金	1,000	1,000	1,000
3. 地方資金	10,300,000	15,300,000	31,000,000
(1)地方公共団体事業資金	10,300,000	15,300,000	31,000,000
4. 雑 資 金	9,000	50,820	50,820
(1)貯蓄債券・報国債券の買入資金	9,000	9,000	9,000
(2)代物弁済国債に対する引当資金	—	41,820	41,820
5. 調整準備金	10,861,451	21,742,397	40,182,680
合 計	21,321,451	38,346,717	72,487,000
II 原資の部			
1. 郵便貯金郵便貯金切手収入金預金	5,545,000	17,807,000	37,613,000
(1)郵便貯金	5,568,000	17,852,000	37,700,000
(2)郵便貯金切手収入金	△ 23,000	△ 45,000	△ 87,000
2. 債券収入金預金	△ 171,000	△ 434,000	△ 1,274,000
(1)貯蓄債券	△ 108,000	△ 294,000	△ 871,000
(2)報国債券	△ 49,000	△ 125,000	△ 384,000
(3)福 券	△ 14,000	△ 15,000	△ 19,000
3. 簡易生命保険預金	974,000	4,420,000	6,500,000
4. 郵便年金預金	△ 8,000	186,000	150,000
5. 厚生保険預金	2,310,000	3,870,000	8,300,000
6. 船員保険預金	130,000	—	105,000
7. 一般会計保管金預金	△ 50,000	△ 92,000	△ 160,000
8. 郵政事業預金	1,000,000	—	3,000,000
9. 各種基金預金	—	—	1,000
10. 保管金・供託金預金	159,000	449,000	640,000
(1)保 管 金	135,000	410,000	550,000
(2)供 託 金	24,000	39,000	90,000
11. 共済組合預金	—	—	△ 1,000
12. 既運用回収金	51,451	759,717	5,786,879
(1)貸付金返還金	13,225	380,483	1,003,711
(2)証券償還金	38,226	379,234	4,704,729
(3)証券売却金	—	—	78,439
13. 前年度純剰余繰越原資	11,381,000	11,381,000	11,826,121
合 計	21,321,451	38,346,717	72,487,000

(注) 1. a) は25年1月25日に増額改訂された。
 2. b) は25年1月25日に50,820千円, c) は同日に41,820千円と増額改訂
 3. d) は25年1月25日に40,045,430千円と減額改訂された。

出所：大蔵省資料 Z511-279 および大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和24年

24年度)	(単位：千円)	
年間改訂 計 画 額 (25. 3. 28) (A)	実 績 額 (B)	増 減 (B-A)
a) 1,372,500	1,156,644	△ 215,856
a) 1,227,500	1,012,496	△ 215,004
25,000	23,372	△ 1,628
120,000	120,776	△ 776
1,300	1,258	△ 42
31,000,000	30,726,040	△ 273,960
31,000,000	30,726,040	△ 273,960
b) 85,070	84,172	△ 898
26,000	25,809	△ 191
c) 59,070	58,363	△ 707
d) 40,028,130	—	△ 40,028,130
72,487,000	31,968,114	△ 40,518,886
37,613,000	40,135,853	2,522,853
37,700,000	40,223,773	2,523,773
△ 87,000	△ 87,920	△ 920
△ 1,274,000	△ 1,381,511	△ 107,512
△ 871,000	△ 950,621	△ 79,621
△ 384,000	△ 410,214	△ 26,214
△ 19,000	△ 20,676	△ 1,676
6,500,000	8,765,997	2,265,997
150,000	85,495	△ 64,505
8,300,000	9,499,616	1,199,616
105,000	254,288	149,288
△ 160,000	△ 72,800	87,200
3,000,000	3,000,000	—
1,000	1,971	971
640,000	989,598	349,598
550,000	601,875	51,875
90,000	387,724	297,724
△ 1,000	△ 1,426	△ 426
5,786,879	6,652,700	865,821
1,003,711	1,635,710	631,999
4,704,729	4,857,761	153,032
78,439	159,229	80,790
11,826,121	11,826,121	0
72,487,000	79,755,901	7,268,901

された。

度。

なかつたので、大蔵省は、六月二三日付の書面により第一・四半期運用計画を預金部資金運用審議会⁽¹³⁾にはかつて決定した。以後、昭和二四年度資金運用計画は、八月二三日に第一・四半期計画も含めた上半期計画を、一月一日に年間計画を決定したが、その後この年間計画に改訂が加えられた。二四年度の資金運用計画額の推移と、最終計画と実績の対比を表4-1にまとめて掲げておく。

(1) 第一・四半期資金運用計画

二四年度第一・四半期計画は、司令部との間の産業資金融資問題についての折衝にめぐりつた間の暫定措置として策定され、二三年六月二三日付の書面を審議会の委員に送付し、七月一〇日過半数の賛成を得て決定された⁽¹⁴⁾。

それは、ドッジ・ライン下の緊縮予算のもとで国または地方公共団体のみへの資金運用では相当の余裕金が生ずる

ことは当初から明らかであったが、余裕金を大蔵省が希望する金融債、一般社債へ運用することを司令部は承認しなかった。そこで新規の運用方法が決定されるまで当面運用を必要とするものについて計画を定め、残額を調整準備金として保留しておく以外に方法がなかったのである。

表4-1のとおり、第一・四半期運用計画は、運用可能額が前年度からの繰越原資一一三億余円を加えて二二三億余円と見積られたが、さしあたり必要な資金として、一〇四・六億円を運用し、残額一〇八億余円は調整準備金に繰り入れて、運用を保留することとした。

運用額のうち、一〇三億円は地方資金への融資であるが、これは地方起債の前貸であって、年度末に長期貸付に振り替える予定の融資である。

(2) 上半期資金運用計画

二四年度上半期資金運用計画(さきに決定した第一・四半期計画を含む)は、二四年八月二三日に開催された第二回審議会にはかつて決定された⁽¹⁵⁾。

この計画では運用原資総額を三八三億余円(年間総額六二四億余円)と算定している。増加原資の主なものは郵便貯金一七八億余円、簡易生命保険四四億余円、厚生保険三八億余円であり、これに前年度純剰余繰越原資一一三億余円が加えられる。簡易生命保険については二四年六月から保険金額の限度が上げられ、厚生保険については保険料算定の基礎になる当初予定額の収入増が見込まれ、ともに預金額の増加が原資計画に計上されている。

運用面では、一五三億円が地方資金にむけられている。これは二四年度中の地方債起債枠として司令部が承認した二二三億円は、全額預金部資金で引受ける方針がとられ、その上半期分で、第一・四半期計画で計上された一〇三億円に五〇億円が追加された。

地方債の消化資金は、前年度まではその一部を市中金融機関に依存していたが、二四年度は中央・地方を合わせた総合予算の均衡がドッジ予算の実施によって至上命令となり、地方公共団体の需要資金といえども財政全体の枠外から調達することは許されず、起債全額を預金部資金で賄うことになった。

地方資金以外の主な運用項目では、国債買取資金一一億円が追加計上されている。これは郵便貯金者のために保管していた国債証券を整理するため、預金部で買い取るのに要する資金である。また閉鎖機関から代物弁済により受領する国債の買入資金が四一八二万円追加計上された。

上半期計画に計上された運用項目は従来の資金運用の枠内のものに限られ、しかもその中心である地方資金も地方債の発行限度が司令部により二二三億円に抑えられたため、運用先のきまらない余裕金が原資総額の五七%に当たる二二七億余円に達した。この時期にも余裕金の運用に関する司令部の許可が得られず、従来と同じく余裕金を調整準備金に計上し、使途確定まで短期運用する方針となったのである。

短期運用に関しては、地方資金への融資のほか、農林関係五公団に対する融資について司令部の承認が得られ、七月以降公団融資が実施された。公団融資については後に詳述する。

(3) 年間資金運用計画

二四年度上半期分の計画に下半期分の計画を追加する形で、年間を通じる昭和二四年度資金運用計画は、一二月一日付書面をもって第四回審議会に提案され、一二月二三日、原案通り可決された旨報告された⁽¹⁶⁾。

上半期計画作成時には預金部原資の年度内総額を六二四億余円と算定していたが、今回はこれより約一〇〇億円の増加を見込んで、総額七二四億余円と算定した。下半期の原資が前回の算定より増加した主な要因は、郵便貯金六九億円、郵政事業特別会計預金二五億円、厚生保険預金四億円、その他一二億円それぞれ増、簡保預金一〇億円減であ

る。郵政事業特別会計預金は、下半期に新たに預入されたものであるが、これは郵便局の窓口を通じて収入される他会計に属する資金（たとえば、国税・電信・電話料金等）を、当該の会計に振替えるまでの未決済資金であり、九月以来毎月増加してきたので、三〇億円が見込まれた。

つぎに運用面については、二四年度の地方起債総額は当初二二三億円と予定されていたが、その後司令部との折衝の結果、七七億円の増額が認められたので、地方資金の年間融資額も三三〇億円に増額修正された。しかし地方資金以外の項目については下半期分の追加は計上されず、結局増加原資の大部分は調整準備金に入れられ、調整準備金の年間計上額は四〇一億余円に達した。このうち二〇八億円が公団融資にまわされる予定であった。

(4) 年間運用計画の改訂

二四年一二月に策定された年間運用計画は、二五年一月二五日に開催された資金運用審議会にはかつて、追加変更が加えられ、また、年度末の三月二八日の審議会にはかつて、さらに一部の改訂が加えられた。⁽¹⁷⁾

一月二五日に改訂されたのは、上半期計画に計上された郵便局で保管する郵便貯金者の国債証券の買入が進んだため、国債買入資金を一・二億円増額したのと、閉鎖機関から代物弁済に受領する国債の引当資金を一七二五万円増加し、合計一億三七二五万円を調整準備金から移しかえたのである。

年度末の改訂計画は、さらに雑資金を五〇八二万円から八五〇七万円に改訂したのであって、貯蓄債券、報国債券および勸業債券の買取資金等を増加したためである。

二四年度の最終計画によって資金運用の配分をみると、原資総額七二四億余円に対し、地方資金が三一〇億円で全体の四二・八%を占め、国債の引受・買入資金が一・九%、雑資金が〇・七%で、全体の五五・二%に当たる四〇〇億余円が調整準備金として保留されることになった。

(5) 二四年度運用実績

ここで昭和二四年度における預金部資金の運用実績をみておこう(前掲表4-1)。原資については、実績額は計画額よりも七二億余円増加して七九七億余円となった。原資のうち計画額を上回った主なものは、郵便貯金、簡保預金、厚生保険預金、既運用回収金である。一方、運用実績額は三一九億余円で、調整準備金に計上されていた四〇〇億余円は未運用のまま残され、運用計画のすべてにわたって実績額は計画額を下回った。実績額で見ると、二四年度においては、運用総額三一九億余円のうち地方資金への融資が三〇七億余円であり、全体の九六・一%を占め、預金部はもっぱら地方債引受の機関となっていたことが判る。二四年度資金運用実績の特徴は、原資超過額が四七七億余円にものぼり、運用額をはるかに上回ったことである。このうち二〇五億余円は公団貸付金に充てられたが、残りの二七〇億余円は未運用のまま残され、二五年度原資へ繰越された。ドッジ予算のもとでの超均衡財政の一端がここに表われていた。

三 地方資金融資の諸問題

(1) 当初方針と融資要綱

二四年度の地方債の起債は、二四年二月の予算編成の段階で、ドッジ J. M. Dodge および司令部から地方債起債枠二二三億円の全額を預金部引受とし、銀行からの借入は認めないこと、二二三億円の枠を厳重に守ることが申し渡された。この条件のもとで、大蔵省と地方財政委員会の協議により、二四年五月、地方債起債の配分方針は、前年度に司令部が許可しなかった三六億円を優先し、残り一九七億円に対し、公共事業(本年度災害を除く)一〇〇億円、そ

の他六七億円、予備として二四年度災害復旧費等に三〇億円と定められた。⁽¹⁸⁾
 右の状況のもとで、大蔵省は、二四年度地方資金に対して、長期融資、短期融資を合わせた総合的な融資要綱を作成し、この要綱に基づいて、預金部資金の融資が実施された。その抄録を掲げると、左の通りである。⁽¹⁹⁾

第一 方針

昭和二十四年度における地方公共団体に対する預金部資金の融通は、経済安定九原則に従い、地方財政委員会（地方自治庁が設立されたときは地方自治庁と読みかえる。以下同じ）が決定した地方起債計画に照応し、地方財政の総合的均衡の樹立と相俟つて地方財政の円滑な運営に資するを目的とする。

なお預金部資金の融通については、厳正な監査を実行する。

地方公共団体に対する預金部資金の融通は、長期融通と短期融通に区別して取扱う。

第二 長期融通

長期融通は地方起債に対する融資をいう。

一 融資基準

地方財政委員会が決定する起債計画に従い左の基準により融資及びその優先順位を決定する。

(一) 起債事業の性質

- 1 経済安定九原則に則り経済復興に寄与すると認められる起債事業のみを融資対象とする。
- 2 災害復旧公共事業は最優先的に取扱う。
- 3 一般公共事業については必ずしも優先的に考慮しない。
- 4 非公共事業であつても左のものについては優先的に融資する。

- (イ) 起債によらなければ近い将来において最少限度必要な運営が阻害される恐れのある公営企業
 - (ロ) 最少限度必要やむをえない災害復旧事業
 - (ハ) 治安維持及び民生安定等に重大な関係のある緊急事業
- 5 左の事業に対しては資金の効率的運用を図るため融資を見合わせる。
- (イ) 事業の進捗状況が不良なもの。
 - (ロ) 事業施行の見込がないもの。
 - (ハ) 当該融資額をもつては殆ど事業効果が期待せられないもの。
- 6 左の用途に充てるための融資は行わない。
- (イ) 歳入欠陥補填
 - (ロ) 過年度債
 - (ハ) 地方公共団体以外のものに対する転貸又は出資

(二) 起債団体の財政状況

- 1 左の地方公共団体に対しては優先的に考慮する。
 - (イ) 町及び村
 - (ロ) 経済力の恵まれない県及び市
- 2 左の地方公共団体に対する融資は一部又は全部を差控える。
 - (イ) 財務の整理が不良なため償還見込の確実でないもの。
 - (ロ) 既融通預金部資金の使用状況が著しく不当と認められるもの。
 - (ハ) 既融通預金部資金の償還について元利金の延滞があり、延滞が災害その他やむをえない理由と認められないもの。
- 3 財政力が貧弱な地方公共団体に対する融資については、地方配付税の交付と睨み合わせて考慮する。

(三) 資金の地方還元

預金部資金の大宗を占める郵便貯金は、全国から醸出される零細な資金である点に鑑み、預金部資金を地方に還元して地方の経済復興を図ることは資金の性質上望ましいことであるので、資金の地方還元を効果的に行うために、郵便貯金成績の優秀な地方公共団体に対しては優先的に融資する。

経済力の貧弱なため、又は災害その他真にやむをえない事情により郵便貯金成績の良好でない地方公共団体でも、明らかに郵便貯金の増加に積極的に努めていると認められるものに対しては、特別融資を考慮する。

二 融資計画

(一) 昭和二十四年度における地方起債予定額は二三三億円である。預金部は、二三三億円の範囲内において、融資基準に適合する地方起債に対し四半期別に資金運用計画を策定し、預金部資金運用審議会に附議して融資を実行する。

地方起債に対する融資の適切及び迅速を期するとともに融資の監理事務能力を高めるため、右の融資方式は年度中は短期融通による起債前借しとし、年度末において長期融通に振替えるものとする。

(二) 融資金額については、融資及び監理事務の処理上左の制限(以下融資金額の制限という。)を設ける。(以下略——引用者)

(三) (略——引用者)

三 融資条件

(一) 地方起債に対する預金部資金の融通条件及び償還方法は、大蔵省預金部特別会計の経理状況、地方財政の現況、一般金利情勢、起債事業の性質等を睨み合わせて左の通り取扱う。

区分	利率	期限	据置期限	償還方法	備考
収益事業	年九分六厘	三年 五年 七年	新設増設事業についてのみ一年	元利均等償還を原則とするが、必要により定期償還又は据置後一時償還とすることができる。	
一般事業	年九分六厘	三年 五年 七年 一〇年	新設増設事業についてのみ期限三、五、七年のものは一年、期限十年のものは二年	右に同じ	
害業 災復旧事業	年九分四厘	五年 七年 一〇年	期限五、七年のものは一年、期限十年のものは二年	右に同じ	収益事業の期限は原則として五年又は七年とする。

但し、左により利率を変更し、又は期限及び据置期間の例外を設けることができる。

1 将来金利情勢の変更があったとき、又は大蔵省預金部特別会計の経理が改善せられたときは、期限内でも利率の変更をすることができる。

2 前年度よりの継続事業で特に考慮を要するものの利率については、例外を設けることができる。

3 事業完成に長期間を要するものは、期限及び据置期間について例外を設けることができる。

(二) 元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで、延滞金額について日歩二銭八厘の違約金を徴収する。但し、元利金の延滞が災害その他やむをえない事情に基いて生じたときはこの限りではない。

(一) 1は前項のときにも準用する。

四 融資手続(省略——引用者)

第三 短期融通

短期融資は地方公共団体の歳計現金不足補填のための一時借入に対する融資をいう。

一 融資基準

左の基準により融資の可否及び優先順位を決定する。

- 1 第二、四、(三)において融資方針が決定された起債に対する短期融通(以下起債前貸しという)は、起債事業の円滑な遂行を図るため、必要と認められるものについて優先的に取扱う。
- 2 国又は都道府県補助金等が支出されるまでのつなぎ融資(以下補助金つなぎ融資という)は補助金等の支出を俟つていては緊急を要する補助事業等の円滑な遂行が期せられないと認めらるものについて実行する。
- 3 地方配付税を見返りとする融資(以下配付税見返り融資という)は資金の使途が適正であれば行う。
- 4 その他の短期融通(以下調整融資という)は資金の使途が適正であつて償還財源が確実であれば考慮する。
- 5 地方公共団体以外のものに対する転貸又は出資に充てるための融資は行わない。

(二) 融資先の財政状況

- 1 都道府県及び市に対しては優先的に考慮する。
- 2 左の地方公共団体に対する融資は差控える。

(イ) 財務の整理が不良なため償還見込の確実でないもの

(ロ) 既融通預金部資金の使用状況が不当と認められるもの

(ハ) 既融通預金部資金の償還について元利金の延滞があり、延滞がやむをえない理由によると認められないもの

(三) 資金の地方還元

郵便貯金成績の優秀な地方公共団体に対しては優先的に融資し、著しく不良な地方公共団体に対しては、その理由が真にやむをえないと認められるもののほかは融資は見合わせる。

二 融資計画

四半期別に短期融通計画を策定し、この範囲内において融資基準に適應する一時借入に対し、必要により一般的に融資を行い、又地方公共団体の申請に応じ随時単独に融資する。一般的の融資は時期別に預金部地方資金第一次・第二次……短期融通という。

長期融通の分割融資及び融資金額の制限は短期融通に準用する。

三 融資条件

地方公共団体に対する預金部資金の短期融通は、大蔵省預金部特別会計の経理状況、地方財政の現況、一般金利情勢等に鑑み、左の融通条件によるものとする。

(一) 利率

日歩二銭六厘とする。但し特殊なものに対しては、臨時金利調整法第二条第一項の規定に基づいて決定された銀行の貸付利率の最高限度の範囲内において適宜決定することができる。

(二) 期限

三カ月以内とする。但し町村に対する起債前貸しは、必要により六カ月以内とすることができる。借換えについては左の通り取扱う。

- 1 起債前貸しは、年度末において長期融通に振替えるまで借換えを行う。
- 2 補助金つなぎ融資は、国又は都道府県補助金等が支出されるまで必要により借換えすることができる。
- 3 配付税見返り融資は、地方配付税が交付されるまで必要により借換えすることができる。
- 4 調整融資は、必要やむをえない事由によるほか借換えを認めない。

(三) 違約金

元利金の延滞があつたときは、元利金支払期日の翌月から延滞元利金支払の当日まで、延滞金額について日歩二銭八厘の

違約金を徴収する。但し元利金の延滞が災害その他やむをえない事情に基いて生じたときは、この限りでない。

四 融資手続（略——引用者）

第四 融資監視

経済安定九原則に則り資金の効率的な使用を期するため、常に地方財政の現状を把握し、資金の使用状況を監査し、債権確保の措置を講ずるとともに、小口貸付を整理して監理事務の能率的な運営を図る必要がある。

（以下略——引用者）

(2) 災害復旧資金融資と起債枠の拡大

二四年度は、当初から起債枠二三三億円が定められていたが、そのうち三〇億円が二四年度の災害等を含む予備費とされていた。その後、この三〇億円の配分について、公共事業に一三億円を増加して一一三億円、二四年度の災害に一七億円を予定することになった。⁽²⁰⁾ところが二四年度には、年度初めから風水害が次々と日本各地を襲い、災害復旧応急措置として預金部資金の短期融資がしばしば使われた。二四年九月までに融資された資金額は二〇億三二〇〇万円となった。

その内訳は、①デラ台風一〇・三億円、②イルマ、フェスター台風四億円、③デュディス台風四億円、④デラ台風追加二・〇一億円であるが、このうち国庫補助で五・九二億円、地方債で一四・三九億円が調達される予定となっていた。そのため、二四年度災害分として割当られていた地方起債枠は、二四年九月初頭で二・六億円を残すのみとなり、これは火災復旧に充当するため留保すべき最小限度のものであった。したがって、これ以上災害復旧の緊急融資として預金部資金の短期融資をすることは、国庫補助および起債枠割当という担保がなく、困難となった。⁽²¹⁾

右の状況にあったとき、二四年八月末、キティ台風が関東を襲い、キティ台風以後の災害復旧資金の緊急融資が問題となった。そこで、預金部としては、追加融資が必要なものは、担保がなくても、今後の予算増額および地方債の枠の拡張を見越して枠外融資を実行することについて司令部に承認を求めた。司令部からは、応急復旧費について承認してもよいから、閣議で決定し報告するよう申渡しがあり、まずキティ台風災害復旧事業費の総額二二億円（国庫負担一二億円、公共事業分起債六億円、府県単独事業起債分三億円）が九月九日の閣議で決定し、預金部はこの限度内で短期融資を行なうことになった。⁽²²⁾

このようにして、二四年の地方資金融資はまず災害関係の融資が地方債の枠にぶつかり、地方債二三三億円の枠を全体として拡張する折衝が進められた。地方自治庁は災害分を含めて一四〇億円の増額を司令部に申請したが、年度途中で司令部は七七億円の増額を認め、結局、地方起債承認額は三一〇億円となった。⁽²³⁾

度重なる災害によって、二四年度には災害復旧の応急資金の融資所要額が急増したため、補助金、地方債など確実な担保を見返りとした融資が限度に達し、枠外融資を実施しなければならなくなったが、地方自治庁は二四年八月、こうした事態を重視して、災害復旧資金の調達を円滑にするため、「地方災害復旧基金設立案」⁽²⁴⁾を提唱した。同案で「基金の設置を必要とする理由」は、

災害復旧事業は、事柄の性質上、ある程度は如何なる財政的障害があっても必ず施行しなければならないものであり、且つ天災国たるわが国においては、毎年度相当額の復旧費は必ず必要とするものである。

現在その復旧費は、原則として国と地方団体とで負担することになっており、その都度国は追加予算を計上し、地方団体は地方債を発行することになっている。

このやり方は、復旧工事の迅速且能率的な施行を妨げ、国土保全上支障あることは勿論、復旧工事の遅延は、次の災害の被害額を大きくし、財政上も好ましくない。（中略——引用者）よってこの際、災害復旧に関する根本対策として災害復旧基金を設立

することを焦眉の急と考える。

というものである。この提案に対しては大蔵省は反対の意見を表明し、結局災害復旧基金は実現しなかった。しかし、これを契機として災害復旧費国庫負担制度が検討され、二五年度から実施されることになる。

(3) 地方資金の融通条件の緩和

地方資金の融通条件は、二三年度第二回委員会で融通利率年九・六％、償還期限一〇年以内と定められたが、二四年度第四回審議会（二四年二月一日）の決定により、償還期限を一五年以内（四年以内の据置期間を設けることができる）に延長し、特殊な事業については二〇年以内（五年以上の据置期間を設けることができる）という例外も許可しうることとし、融通条件の緩和をはかった。また、地方公共団体の要望がある利下げについても、預金部の経理が改善され、コストが低下しつつあり、二五年度には実現を図りたいと審議会の席上説明されている。⁽²⁵⁾

四 預金部資金の公団融資

預金部資金の公団融資が司令部に認められたのは、二四年七月五日である。それは、本節の一で詳述したように、預金部の余裕金の産業資金への融資をめぐる折衝の中で、六月二四日愛知銀行局長が具体的に提示した農林五公団への運転資金九〇億円が承認されたものである。各公団法の規定によって復興金融金庫以外からの借入金を認められているのは、食料品配給公団、油糧配給公団、肥料配給公団、飼料配給公団、食糧配給公団の五公団であって、この農林関係五公団に預金部資金を融資することによって、復興金融金庫は配炭公団等農林五公団以外の公団への融資を円滑化しようというのである。これに対し、司令部から、公団は政府機関であるから預金部が融資することは昭和二二

年の覚書の範囲内であって、覚書の改訂は不要であり、公団金融について実施している認証手形制度を廃止し、もっぱら預金部資金を融資することを考えたかどうかという意見が出て、さしあたり九〇億円限度の融資が決定した。

そこで、預金部は、公団融資の条件として、証書貸付による二カ月以内の短期融通、利率は日歩二銭六厘と定め、当面、油糧公団に四五億円、食料品公団に三〇億円、飼料公団に七・三三億円の融資限度額を設定して短期融資を開始し、肥料および食糧両公団には、九月以降限度額を設定して融資することとした。この預金部貸付の実行により、公団は貿易会計に対する未払いを返済し、貿易会計は援助物資代金として見返資金にその金額を払いこんで、見返資金を潤すことになった。なお、公団が復興金融金庫から借入れている資金の肩替りについては、金詰り打開のため復金、公団双方から要望があつて司令部に了解を求めていたところ、八月九日口頭の了解を得たので、油糧、食料品、食糧および飼料の四公団に対し、九〇億円の枠外で四一・一四億円を復興金融金庫借入金の償還資金として融資した。⁽²⁶⁾

ところで、公団融資に際し司令部から強く要請されたのは、農林五公団の認証手形制度の廃止であった。大蔵省としては、認証手形を廃止して預金部資金を公団融資に回すことは、預金部資金の長期資金という性格からも地方還元という意味からも適当ではないと反論したが容れられなかった。その間の事情は、次の資料によってみる⁽²⁷⁾ことができる。

公団認証手形制度を預金部融資に切り換えることについて（司令部との折衝経過）

（昭二四、八、一二、預金部資金課）

一 農林五公団については、認証手形制度を廃止して預金部より所要資金を全額融通すべきことをE・S・S・パブリックファインانس（ジェファース）から可成り強く要請せられている。

表4-2 預金部資金の公団融資残高(昭和24年度)
(単位:百万円)

年月末	食糧	食料品	油糧	肥料	飼料	計
24. 7	—	2,900	3,872	—	—	6,772
8	800	4,270	6,682	—	955	12,707
9	800	3,870	6,232	—	955	11,857
10	800	4,775	8,200	2,390	1,132	17,297
11	2,800	4,111	10,278	5,254	1,251	23,694
12	2,800	4,100	11,021	4,079	900	22,900
25. 1	2,800	5,021	9,162	2,955	931	20,869
2	4,800	5,774	7,173	3,473	920	22,140
3	4,800	7,124	4,893	2,806	879	20,503

出所:大蔵省理財局「資金運用審議会議事録」昭和25年度, 56ページ.

折衝の結果は、五公団の認証手形制度の廃止に決まった。これは、前述したように、政府資金は、政府、地方公共団体、公団に対してのみ融資さるべきであり、民間の需要は民間金融機関に賄わせ、なお不足分は見返資金から調達させるといふ司令部の考えに基づいており、九月六日に復金の新規貸出の停止を命じた経済科学局の非公式覚書⁽²⁸⁾が出されたのも同趣旨であった。これは、農林中央金庫、商工中央金庫の債券を預金部資金で引受けて農業、中小企業等特殊金融の金つまりを打開したいとの大蔵省の考えをも否定するものであった。このような新たな事態を迎えたため、九月一九日、第三回運用審議会が開催され、「農林関係五公団の認証手形制度廃止に伴う預金部資金の融資について」という議案が審議されたのである。第三回審議会では、「五公団については認証手形制度を廃止し、その所要資金は、全額預金部資金の余裕金より短期融通するものとする」「預金部資金の余裕金をもって公団の所要資金を賄うに不足する場合は、既運用資産中の国債又は社債を売却することができ

若干望みがあったが、認証手形問題が取上げられて来た今日殊に折衝は困難となった。
四 一方預金部資金の経済資金運用については、パブリックファイナンス及びマネー・アンド・バンキングの担当官(ロビンソン、ヘンリー、ハッチンソン、ジェファース)との折衝では現在のところ望みが極めて薄い。定期預託金についてはして活用し、経済の復興に寄与せしめるべきである。

- 二 パブリックファイナンスの主張の論拠は次のようなものである。
- (1) 公団は政府機関であつて、政府機関は市中から金融を受けるべきではない。
 - (2) 預金部に資金の余裕がある限り、先ず政府の所要を充足すべきである。
 - (3) 預金部はこれによってその経理を改善することが出来る。
 - (4) 市中金融機関の認証手形資金は解放せられて市中金融を豊かにする。
- 三 これに対し預金部としては次の理由を挙げて反対したが容れられない。
- (1) 公団は政府機関であり、目的が物資の統制にあることは所説の通りであるが、その業務の態様は、通常の商取引と何等異ならず、所要資金を商業金融に依存することは、金融的には寧ろ当然と考えられる。
 - (2) 若し、公団機構が長期に亘るものであれば、経理に関しては、認証手形を廃止するだけではなく、他の面でも市中金融機関を利用することを止め、官庁会計の例に依るべきである。然るに公団機構は一時的のものであり、近く廃止せらるべきことが予想されている。いま認証手形を廃して市中金融と縁を切ることは、公団廃止の際の金融上の摩擦を強めるだけのことである。
- すなわち、認証手形による借入金程度の程度は今日の普通の取引においては業者として当然あり得べき借入金であつて、いまこれを一時解消しても、公団廃止と同時に忽ち必要となる借入金である。公団廃止によって認証がなくなれば、業者の借入が容易でなくなる場合も起り得るが、少くとも銀行の金繰りから言つて、認証手形制度を続けて置いた方が公団廃止の際の金融の切り換えを円滑にすることは疑ない。
- (3) 預金部資金は安定した貯蓄性の資金であつて、建設的な長期の資金として運用すべきである。然るに公団に対する預金部融資によって市中金融機関から解放せられる資金は短期の資金である。単に銀行の手許を緩めるといふだけではなく、資金の効率的運用を期する上からは、認証手形制度を預金部融資に切り換えることは適当でない。
 - (4) 預金部資金の地方還元の意味においても、預金部の余裕資金を公共的見地から有益であり必要と認められる産業資金と

る」の二点が可決された⁽²⁹⁾。

二四年七月に開始された農林関係五公団の短期融資の各月末残高は表4-2に示すとおりであり、二四年度中の最高は二四年一月月末の二三六億余円で、二四年度末の融資残高は、二〇五億余円であった。なお、公団融資の金利は、市中金利情勢に対応して二五年一月一日から日歩二銭四厘に引き下げられた⁽³⁰⁾。

五 預金部資金の市中預託

(1) 金融機関への定期預託金と預け金

六月上旬預金部資金の余裕金の運用について司令部のロビンソン、フィリップとの交渉に際して、司令部側から預金部資金を市中金融機関に国債を担保とする定期預金とし、市中金融機関はこれを日銀借入金返済に当てるといふ案が示唆され、ついで六月二四日の司令部との折衝で、銀行局長が公団融資とならんで、金融機関への定期預託金として五〇億円を運用する案を提示したことは前述した(八一四—一七ページ)。

司令部側がこの案を積極的に取り上げる意向を示したので、銀行局は八月一九日、次の内容の運用案をハッチンソンおよびフィリップに提出した⁽³¹⁾。

預金部資金の定期預託金について(昭二四、八、一九、ハッチンソン・フィリップに提出)

一 参照 一九四九年七月十五日「預金部の経理改善と資金運用」

二 預金部資金の運用について、前記計画を提出した際金融債、社債に対する投資は早急に解決し難い事情もあるが、定期預託金については、金融機関の立場をも考慮し具体的に条件方法等を研究して見るよう示唆を受けたので、種々検討の結果次のよ

うにすることを適当と考える。

(1) 預託金額

現在の預金部資金の状況から見て差当り五十億円を預託するものとし、うち半額を農林金融、中小企業金融等に、他の半額を一般産業資金に振向ける。預託先の金融機関は金庫、銀行及び信託会社に限定するが、具体的にどの金融機関に預託するかについては、金融機関によつて差別待遇をすることなく、以下に述べるような諸条件に必ず金融機関に対し、希望額に応じて預託するものとする。

(2) 金利

金利は次の諸点を考慮する必要がある。

(イ) 預金部の資金コストを割らないこと。

(ロ) 受託金融機関の長期資金コストより高くないこと。

(ハ) 受託金融機関の運用利廻との間に相当の利鞘のあること。

これらの諸点を考慮した結果合理的と考えられる利率は次のようなものである(別紙「各種利廻調」参照)

六ヶ月定期預託金	日歩二銭三厘(年八・五六%)
一年	日歩二銭四厘(年八・七六%)
三年	日歩二銭五厘(年九・一三%)

但し、農林金融、中小企業金融等リスク及び経費の高いものについては、二厘下げのレートまで引下げ得ることとする。

(3) 担保

国債又は地方債を担保として徴することは望ましいが、次の諸点を考慮しなければならない。

(イ) 金融機関にとつては、これらの証券は第二線の預金準備であつて長期に固定することを好まないこと。

(ロ) 金融機関保有の国債は、見返資金によつて償還せられることが期待されていること。

(ハ) 担保は損失保証の性質を有するものであるから、日銀の場合の如く発行保証とは異なるから必ずしも全額担保の必要はないこと。

(ニ) インターバンク預金に担保を要求することは、我が国においては、例がないこと。

これらの諸点を考えるならば、特に受託金融機関の経理に何等かの危険が感ぜられる場合の外は、必ずしも担保を徴する必要はない。又たとえこの様な場合に於ても全額担保を徴しなければ危険のあるような金融機関に対して預金部が預託金をすることは考えられないので、担保としては精々預託金額の三〇%以内で充分であらう。なお又、担保の種類についても国債、地方債の外、金融債及び一流社債を加えて、然るべきである。

ところが、その後定期預託金に関する大蔵省と司令部との折衝は進まず、結局年末までに定期預託金の運用は実施されなかった。大蔵省側が提示した定期預託金の運用案は、長期預託金を主としたものであったために、司令部側が難色を示していたわけである。

この定期預託金の実施が未解決の間に、これとは別に金融機関への預け金として余裕金を短期運用し得ることが決められることになった。これは、一月二二日の司令部経済科学局長と大蔵大臣との会見の際、年末金融対策の一環として預金部資金のうち一〇〇億円を民間金融機関に預託することにつき承認が得られたものである。⁽³¹⁾

そこで翌二二日、早速政府は「預金部資金運用規則の一部を改正する政令」(昭和二十四年二月二二日政令三九七号)を公布し、預金部資金の運用方法に関する規定を拡充して、民間金融機関への預け金に運用できるよう法制をととのえた。さらに年末に際し資金放出を効果的に実施するには一刻も遷延を許されない情勢のため、緊急手段として、一月二二三日に在京の運用審議会の委員を招集して非公式の会合を開き了承を得たうえ、預け金を実施された。その運用の要旨は左記のとおりである。⁽³²⁾

(一) 目的

預金部資金の運用の効率を高め、かつ、最近の金融情勢の逼迫を緩和するため、市中金融機関の手許資金を潤沢ならしめ、貸出を慫慂すること。

(二) 預入すべき金融機関の範囲

さしあたり、全国銀行及び信託銀行七十四行中七十三行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、及び無尽会社三社を対象として枠を定めた。

保留分九億三千万円は、対象の拡大にも備える趣旨であるが、預金部資金の運用に関する有利確実の原則に反しない範囲に止めたいと考えている。

(三) 期限

関係方面の意向も、短期の措置として考えられているので、期限については、一応一ヶ月とした。しかし、金融情勢の推移を見た上で、期限を更新することを考慮している。

(四) 利率

日歩一銭九厘とした。これは、日銀の貸出利率との関連及び預金部資金のコストを勘案し、かつ地方公共団体に対する融通利率との振り合いをも考慮して定めたものである。

市中預託金一〇〇億円の各金融機関への割振りは表4-3と計画された。

なお、右の措置に伴って、預金部資金の短期運用に関する決議(昭和二三年第二回預金部資金運用委員会決議)を左記のとおり改正する決議が第五回審議会で決定された。⁽³³⁾

第四号の次に左の一号を加える。

四の二 六箇月以内の期限を以てする臨時金利調整法第一条第一項に規定する金融機関に対する預け金

表4-3 24年末金融機関への預け金予定額
(昭和24年12月21日)
(単位：百万円)

区分 (資本金額)	行数	預入割当額	
		一行当り	合計
400億円以上	6	450	2,700
400～300億円	4	350	1,400
300～200〃	4	250	1,000
200～100〃	6	150	900
100～50〃	14	100	1,400
50～30〃	18	50	900
30～10〃	16	30	480
10億円以下	7	20	140
無尽会社	3	50	150
予備計		—	930
合 計	78	—	10,000

出所：大蔵省資料 Z511—279.

(2) 公団等の滞貨処理のための市中預託の拡大
預金部資金の市中金融機関への預託制度は、二四年末の金詰り緩和対策として一カ月期限の短期融資として始められたが、年度末に至って公団等の滞貨処理金融のために拡大され、余裕金の市中預託が恒常化するようになった。これについては、二五年三月二四日開催の第六回審議会において、次の二つの議案が可決されている。⁽³⁴⁾

議案第三号

貿易公団滞貨処理及び配炭公団未払金支払資金融通のため、預金部資金を金融機関に預託することについて

一 貿易公団の滞貨引取り及び未収金の回収を促進するため、金融機関が融資を行つた場合には、該金融機関に対し、別紙条件により、百五十億円程度の限度において、預金部資金を預託し得ること。

二 配炭公団に対する未払金支払資金として、金融機関が融資を行つた場合には、該金融機関に対し、別紙条件により、預金部資金を預託し得ること。

預託の限度は、差当り前号百五十億円枠内において、支弁するものとする。

(別紙)

預託の条件

一 貿易公団関係

1 異常ストック引取のための融資

- (イ) 九〇日以内 日歩一銭七厘
- (ロ) 九一日—一八〇日以内 〃 一銭九厘
- (ハ) 一八一日—二七〇日以内 〃 二銭

2 延滞未収金支払のための融資

九〇日以内 日歩一銭七厘

二 配炭公団関係

九〇日以内 日歩一銭七厘

(注) 利息は市中金利に変動があつた場合には適宜これを変更し得ること。

議案第四号

主食供出報奨用衣料品の滞貨引取資金融通のために、預金部資金を金融機関に預託することについて

主食供出報奨用衣料品の市場滞貨を取扱卸売業者が協議により、都道府県荷受機関又は登録小売商より買戻すため、金融機関より融資を受けた場合には、総額十八億円の限度内において、当該金融機関に対し預金部資金を左記条件により預託し得ること。

二 右の預託の限度は、差当り議案第三号の百五十億円枠内において、支弁するものとする。

記

- 一、九〇日以内 日歩一銭七厘
 - 二、九一日—一八〇日以内 〃 一銭九厘
- (注) 利息は市中金利に変動があつた場合には、これを変更し得ること。

これらの滞貨金融を必要とした事情について、次に説明しておこ⁽³⁵⁾う。

表4-4 預金部資金の市中金融

区 分	24.12.31	25.1.31	25.2.28	25.3.31	25.4.30	25.5.31	25.6.30
特 別 銀 行	950	1,350	500	80	95	118	118
日 本 興 業 銀 行	450	850	0	0	0	0	0
日 本 勸 業 銀 行	250	250	250	30	30	53	53
北 海 道 拓 殖 銀 行	250	250	250	50	65	65	65
十 一 大 銀 行	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750
地 方 銀 行	3,242	3,242	3,242	2,762	2,762	2,762	2,742
信 託 銀 行	260	260	260	260	260	260	260
銀 行 計	8,202	8,602	7,752	6,852	6,867	6,890	6,870
金 庫	700	700	700	625	625	625	625
農 林 中 央 金 庫	450	450	450	475	475	475	475
商 工 組 合 中 央 金 庫	250	250	250	150	150	150	150
無 尽 会 社	370	370	1,120	1,864	1,864	1,864	1,864
市 街 地 信 用 組 合	10	10	345	609	609	609	609
合 計	9,282	9,682	9,917	9,950	9,965	9,988	9,968
前 月 末 比 較 増 減 (△)	9,282	400	235	33	15	23	△ 20

出所：大蔵省理財局「資金運用審議会議事録」昭和25年度，126—27ページ。

い、これを債務者に貸し付けて公団の売掛金を回収することとし、公団はこの分で認証手形の弁済にあらようとするものであった。

また、主食供出報奨用衣料品とは、綿織物、タオル、作業ズボンで、通産省で出荷命令を出し、末端の配給機構に到達した後に繊維製品の価格が下がり、農民その他に引き取り手がなく、取扱業者のもので滞貨となっているものが約一八億円とみこまれ、この滞貨を卸売商に戻し、この卸売商に対する損失処理を担保として、市中金融機関が融資する場合、預金部資金の紐付融資を市中預託するというものであった。

このようにして二四年度から預金部資金は短期運用の形で、市中金融機関に預託されるようになった。預金部資金の市中預託は二五年度末まで続けられるが、各金融機関に対する預金部資金の預入状況を示すと、表4-4のとおりである。

機関に対する預け金残高

(単位：百万円)

25.7.31	25.8.31	25.9.30	25.10.31	25.11.30	25.12.31	26.1.31	26.2.28	26.3.31
118	128	128	128	128	106	70	35	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	63	63	63	63	55	36	18	0
65	65	65	65	65	51	34	17	0
3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	2,742	1,827	912	0
2,742	2,742	2,742	2,742	2,742	1,996	1,313	646	0
260	260	260	260	260	188	124	62	0
6,870	6,880	6,880	6,880	6,880	5,032	3,334	1,655	0
625	625	625	615	615	453	301	150	0
475	475	475	465	465	343	228	114	0
150	150	150	150	150	110	73	36	0
1,864	1,864	1,864	1,864	1,864	1,864	1,228	601	0
609	609	609	609	609	609	406	202	0
9,968	9,978	9,978	9,968	9,968	7,958	5,269	2,608	0
0	10	0	△ 10	0	△2,010	△2,689	△2,661	△2,608

貿易公団関係については、繊維品貿易公団および鉱工業貿易公団は、整理段階に入る二五年四月を控えて滞貨が増加し、二月一〇日現在における輸出入滞貨は六七八億円、貨物代金の未収金は二九億円に達していた。このうち、異常滞貨および未収金合計四一四億円を対象として、この滞貨を引き取るものあるいはすでに引き取った貨物の代金を払うものに市中金融機関が融資を行なった場合、その資金を紐付で預金部資金から市中銀行に預託し、公団の清算にあたって滞貨を一掃するとともに、貿易特別会計の二四年度の収入を確保しようというものであった。

次に配炭公団関係の滞貨融資については、配炭公団は昭和二五年一月に解散となり清算中であったが、二五年二月末現在の商品売掛代金残高は八〇億円となっていた。このうち回収し得る見込みのものおよび全く回収不能に帰するものを除き、残り三六億一四〇〇万円につき預金部資金の紐付融資を行な

- (16) 同前。
- (17) 大蔵省資料Z五二一—二七九。
- (18) 大蔵省財政史『昭和財政史——終戦から講和まで——』第一六卷「地方財政」、三二〇—三三三ページ。
- (19) 大蔵省資料Z五二六—一〇一八。
- (20) 「昭和二四年度地方債発行許可承認状況(昭二四、一〇、一〇、銀、預)」(同前)。
- (21) 「本年度災害復旧応急措置として預金部資金約三十億円の短期融資について」(同前)。
- (22) 「キティ台風に対する預金部資金よりの融資決定の経過について(昭二四、九、一〇、銀行局)」(大蔵省資料Z五二六—一〇一七)。
- (23) 『昭和財政史——終戦から講和まで——』第一六卷、三一三—一四一ページ。
- (24) 大蔵省資料Z五二六—一〇一七。
- (25) 大蔵省資料Z五二六—一〇一一。
- (26) 「報告 預金部資金の公団に対する融資について」および、「口頭説明」(大蔵省資料Z五二六—一〇一一)。
- (27) 大蔵省資料Z五二六—一〇一七。
- (28) 『昭和財政史——終戦から講和まで——』第二二卷「政府関係金融」、七二〇—七二三ページ。
- (29) 「議案 農林関係五公団の認証手形制度廃止に伴う預金部資金の融資について」およびその「口頭説明」(大蔵省資料Z五二六—一〇一一)。
- (30) 「報告事項 地方公共団体及び公団に対する短期融通利率引下げについて」(同前)。
- (31) 大蔵省資料Z五二六—一〇一七。
- (32) 「預金部資金のうち百億円を金融機関預け金とすることについて」二四年二月二六日、審議会委員宛(大蔵省資料Z五二六—一〇一七)。
- (33) 同前。
- (34) 同前。
- (35) 同前。

- (1) 「昭和二十四年度政府出資等に関する試案(銀、昭二四、三、一)」ほか(大蔵省資料Z五二六—一〇一〇)。
- (2) 「昭和二四年度預金部経済資金運用方針(案)(昭二四、四、二八、銀・預)」(大蔵省資料Z五二六—一〇一六)。
- (3) 同前。
- (4) 「預金部資金運用について(司令部との折衝経過)(昭二四、八、一八)」(大蔵省資料Z五二六—一〇一七)。
- (5) 同前。
- (6) 大蔵省資料Z五二六—一〇一六。
- (7) 「預金部資金に付「リード」との会談の件(銀、預、二四、六、二四)」(同前)。
- (8) 大蔵省資料Z五二六—一〇一七、なお司令部に提出された英文は七月一五日付である。
- (9) 「預金部資金運用について(司令部との折衝経過)(昭二四、八、一八)」(同前)。
- (10) 「預金部資金に関する交渉記録(ハッチンソン・フィリップス——預金部資金課、昭二四、八、一九)」(大蔵省資料Z五二六—一〇一七)。
- (11) 大蔵省資料Z五二六—一〇一五。
- (12) 「預金部資金の運用について」、同趣旨の英文に二月一七日付の日付が入っている。二三年度原資残額の運用計画と併記されている(大蔵省資料Z五二六—一〇一三)。
- (13) 昭和二四年六月一日から「大蔵省設置法」により預金部資金運用委員会は、審議会と改称された。二四年八月二三日の構成は次のとおり。議長 池田勇人(蔵相)、委員、水田三喜男(大蔵政務次官)、長沼弘毅(大蔵事務次官)、葛西嘉資(厚生事務次官)、片柳真吉(農林事務次官)、大野勝三*(郵政事務次官)、岩沢忠恭(建設事務次官)、野田信夫(経済安定本部副長官)、村川謙雄(会計検査院事務総局次長)、安井謙一郎(地方自治委員・東京都知事)、東前豊(全国市町会理事・岐阜市長)、伊藤巖(地方自治委員・福島県本宮町長)、一万田尚登(日本銀行総裁)、井藤半弥(東京商科大学教授)、荒井誠一郎(行政監察委員)、西田太郎(日本勧業銀行総裁)、川北禎一*(日本興業銀行総裁)、岡崎忠(神戸銀行頭取)、零石隆孝(岩手殖産銀行頭取)、伊藤豊(芸備銀行頭取)、浜口雄彦*(東京銀行協会連合会会長・東京銀行頭取)——氏名の下*は発令手続中(大蔵省資料Z五二六—一〇一一)。
- (14) 大蔵省資料Z五二六—三〇一一。
- (15) 同前。

第二節 昭和二五年度の資金運用

一 預金部資金による産業資金供給問題

(1) 債務償還政策と資金運用計画案

昭和二五年一月二日に国会に提出された二五年度予算は、前年一〇月三〇日から二月五日まで滞日したドッジの指導で編成され、二四年度に続いて、多額の債務償還費を計上した。当初予算の債務償還費は、一般会計で七二三億円、見返資金特別会計で五〇〇億円、その他の特別会計で六三億円で及び、合計一二八六億円であった。この予算に対する第七国会の論議の焦点は、債務償還費をめぐるデイス・インフレかデフレかの問題にあり、野党の主張するところは、現在でもデフレの傾向が現われているにも拘わらず、その傾向に拍車をかける債務償還費の計上は妥当ではない。これを減額して直接投資なり減税に充てる一方、見返資金、預金部資金を産業投資に活用してデフレを回避せよというにあった。⁽¹⁾二四年度予算におけるドッジ安定計画の実施による金詰りを反映して、見返資金および預金部資金の産業資金への放出の要望が高まったのである。

国会における予算審議と併行して、銀行局は三月一七日、二五年度予算に計上されている債務償還費のうち三五〇億円をもって、預金部手持ちの低利国債を売却し、それを原資に加えてこの資金を民間に還元し金詰り打開に資すという二五年度の資金運用計画を立案し、これを二五年三月二八日に開催される二四年度第六回運用審議会に諮ること

とした。その際、預金部所有国債の売却については議案として、また、司令部の承認を得ていない運用計画をもちこんだ「昭和二五年度における預金部資金運用について」は、議案とせず懇談事項として提案されることになった。⁽²⁾運用審議会に提案され、決定をみた所有国債の売却についての議案は、次のとおりである。

議案第二号

預金部所有国債証券を売却することについて

預金部所有国債証券を国債整理基金特別会計又は米国対日援助見返資金特別会計へ左記条件により、随時に売却することができる。

記

- 一 売却価格は、大蔵省預金部における保有価額を下らないこと。
- 二 売却総額は、三百五十億円を限度とすること。

これは、司令部の了解を得て債務償還計画が確定し次第、いつでも預金部所有国債を国債整理基金特別会計または見返資金特別会計に売却することができるように前もって審議会の了解を得たものである。また、債務償還計画の一環として、かねてから預金部の経理悪化の原因となっていた三分半利付国債を売却し、その資金を有利に運用して資金の運用利回りを向上させると同時に、その売却資金をもって、緊急な資金需要に応じると一石二鳥の効果を期待していた。二四年二月末現在で、預金部の保有国債は五一三億余円であり、うち三分半利付国債は約四三四億円、八四%を占めていた。⁽³⁾

右の議案と関連して、銀行局で立案した二五年度の資金計画案は表4-5であり、左の説明資料とともに、審議会の席上で配布された。

表4-5 昭和25年度資金運用計画案（昭和25年3月17日）

（単位：百万円）

原 資 計 画		運 用 計 画	
区 分	金 額	区 分	金 額
1. 預 金 増 加	63,211	1. 地 方 債 の 引 受	37,000
(1) 郵 便 貯 金	35,000	2. 金 融 債 の 応 募 また は 引 受	29,500
(2) 簡 易 生 命 保 険 預 金	17,000	(1) 興 業 債 券	12,000
(3) 厚 生 保 険 預 金	10,303	(2) 勤 業 債 券	7,000
(4) そ の 他 預 金	908	(3) 北 拓 債 券	1,000
郵 便 年 金	600	(4) 農 林 債 券	5,000
船 員 保 險	213	(5) 商 工 債 券	4,500
債 券 収 入 金	0	3. 既 発 行 公 募 地 方 債 肩 代 り	1,500
一 般 会 計 保 管 金	△ 100	4. 国 民 金 融 公 庫 対 する 貸 付	3,000
各 種 基 金 保 管 金 お よ び 供 託 金	195	5. 厚 生 保 険 福 祉 施 設 資 金 の 融 通	2,000
共 済 組 合 預 金	0	6. 社 債 の 応 募 ・ 引 受 また は 買 入	25,000
2. 回 収	56,384	7. 中 小 企 業 対 する 融 通 資 金 と して 市 中 金 融 機 関 対 する 長 期 預 け 金	12,000
(1) 国 債 債 還	35,000	8. 土 地 改 良 区 ・ 水 害 予 防 組 合 対 する 貸 付	1,000
(2) 公 団 貸 付 金 返 還 金	3,500	小 計 (1~8)	111,000
(3) 金 融 機 関 預 け 金 回 収	15,000	9. 予 備 資 金 と して 留 保	9,000
(4) 地 方 債 そ の 他 債 還	2,884	10. 総 計	120,000
3. 前 年 度 剰 余 金 繰 越 原 資	8,836	翌 年 度 繰 越 剰 余 原 資	8,431
4. 総 計	128,431		

出所：理財局資金課「預金部資金運用審議会議事録」昭和24年度，第4分冊。

昭和二十五年における預金部資金の運用について

（昭二五、三、一七、銀行局）

昭和二十五年における預金部資金の運用可能な原資は、国債償還の三五〇億円を加え、総額一、二八四億円に達する見込である。

これに対する運用としては、現行の運用制限の下では、地方債の引受三七〇億円のみが確定しているに過ぎないが、この外に近く覚書の緩和によつて可能となるものと予想せられる金融債の応募又は引受二九五億円があり、両者の合計は六六五億円となる。

しかしながら、これらの運用の後になお生ずる六一九億円余の金額については、現行の覚書の制限の解除乃至は大幅な緩和がない限り、全く運用の対象を見出し得ないものがある。

しかしながら、現下の経済及び金融情

勢下においては、預金部資金を産業資金として積極的に活用することについての要請が極めて強い。このことは、預金部資金が国民大衆の零細な貯蓄の集積から成り立つという点からも当然理解し得ることである。故に、この際資金を民間へ還元して需要の一部に応え、その結果としては、民間金融機関に対する金融上の重圧を緩和することが、極めて適切である。よつて、以下においては、現行の運用制限は一応これを捨象するが、資金の特殊な性格に鑑み、安全性及び公共性と経済的効果を勘案しつゝ昭和二十五年預金部資金の運用計画を立案した。

その総額は予備を含め二二〇、〇〇〇百万円に達するが、残額八、四三一百万円については、原資計画と実績との間に生ずることあるべき誤差に備え、一応翌年度繰越分として保留した。

右の案を基本にして、銀行局は四月一〇日付で司令部提出向けの文書を作成しており、それに添付された運用計画案は、表4-5と同じものであった。⁽⁴⁾その文書には預金部資金は、長期資金として民間に還流するのが妥当であり、金融債および社債への融資を承認されたい旨を次のように縷々述べている。⁽⁵⁾

預金部資金の運用について（昭二五、四、一〇、銀行局）
（前略——引用者）

三 長期資金として対民間還流の妥当性

預金の純増にせよ、又回収にせよ、民間から引揚げられるものであることには変りはない。その大きな部分の運用計画が決らなかつたり、決定が遅れたりすることは、国民に与える影響が頗る大きい。

預金部資金は、政府資金ではあるけれども、元来が国民の蓄積資金であるから、実質的には、民間金融機関の預金と何等変りはない。この見解は、既に国民の間に常識化されている。純理的に言えば、これを放資しないで日銀保有の食糧証券の購入に充てることは、それ自体としては通貨縮少の要因となる。仮りに通貨量を維持することが必要であるとすれば、日本銀行は、その縮少分を貸出の増加等で補はざるを得ない。

このような操作は、銀行のバランスを不健全にするので好ましくないと考える。

預金部資金は、寧ろ、正常な経済循環を維持するため、長期資金として経済界に還流せしめ、これによって、民間における長期資金の無理な調達方式を避けしめるべきである。

通貨量の操作は、日本銀行の信用政策によって充分可能であり、財政資金による場合でも見返資金を以てすれば足りると考える。

四 金融債の引受又は買入について

ひるがえって、民間における長期資金市場を見るに、目下のところ増資による自己資金の調達は、極めて困難な状態に陥っている。社債は漸次発行を増しているが、社債だけでは総てが解決され得ないので、今般、見返資金による増資を俟って金融債を発行することとなった。

本年度における金融債の発行予定総額五二、八〇〇百万円に対し民間資金による引受可能額等を考慮して二九、五〇〇百万円を預金部資金で引受ける計画を立案したが、この計画は、是非共了解を得たいと考える。

五 社債の引受又は買入について

金融債の発行は、金融機関が長期の原資を獲得して長期の貸付を行うこととし、それによって、短期金融機関が無理な操作で実質的には長期的貸付に応じなければならぬ負担を軽減することを一つの狙いとしている。

社債についても、同様な結果が言えるであろう。

発行されている社債の資金の用途を見るに、少なからざる部分が、金融機関からの借入金返済に充てられており、新規の事業資金として使われるものは、次表（表略——引用者）に示す如く、発行額の四〇％に満たない。

この実状は、長期資金の調達が、外見よりも少いことを意味する。現在予定されている本年度の社債の発行予定は、五〇〇億円に満たないが、現状を前提とすれば、うち新規の資金として使用に充てられるのは二〇〇億円未満であろう。

然し、銀行貸出を減すために社債を発行するという傾向は、最近著しく貸出に偏した銀行の資金構成を改善する上に、非常に

役立つものとして歓迎すべきことである。

本年度において、特に原資に余裕を有する預金部が、余裕の一部を社債の引受又は買入に運用すれば、社債の発行は円滑に行はれ、従って、金融をより正常な状態に戻すことが可能である。

同時に預金部は、この直接投資によって採算を好転せしめ、地方債の金利を引下げることが可能となる。

この社債の形式による資金調達は、将来においては、漸次増資によって置き換えてゆくことが望ましいが、過渡的な方法として容認されるべきである。

預金部資金を以て社債を引受又は買入れる場合には、何よりも先づ投資の安全性を考慮し、且資金の公共性に適合するものを選択しなければならない。このことは、他の運用方法を考える場合も同様である。これについては、別途作成した運用計画を検討願いたい。

（以下略——引用者）

右の運用案は司令部に提出され、かなり微細な点まで立入って司令部の了解を得る努力が重ねられた。⁶前年度までと違って、司令部の承認を得ていない長期資金の積極的運用案を含む年間計画が司令部に提出されたのは、前述のようにドッジ・ライン実施一年にして緊縮政策の効果が浸透し、預金部資金の積極的な運用への要望が高まったことが背景にあったが、預金部資金の資金効率と経理改善の面からも長期運用を切望した大蔵当局が、司令部交渉に際して、「これ（預金部資金——引用者）を何に幾ばくの運用をするかという個別的なことよりも、寧ろ、預金部資金の本来のあり方と思われる『長期運用』を一体どの程度まで認められるかという点に重点を置いた」⁷からであった。

しかし、司令部はこれに対して依然として承認しようとはしなかった。やむなく大蔵部内では、「預金部資金を以て民間長期資金の需要に応じないことを前提とすれば、預金部保有国債の償還は、余剰原資が過大となり、デイス・インフレ政策の遂行に支障を来す虞れがあるので、預金部に対しては債務償還を行わないこととする」方針のもとで

表4-6 昭和25年度資金運用計画案
(25年7月14日司令部提出)
(単位：億円)

運用計画	A	B
1. 地方債	525	445
(1) 地方公共団体事業資金	500	420
(2) 地方債肩代り資金	25	25
2. 国債引受	80	80
国有鉄道事業	40	40
電気通信事業	40	40
3. 公共事業債	250	100
国債	145	61
地方債	105	39
4. 国民金融公庫貸付金	30	30
土地改良区等貸付金	10	10
厚生福祉施設貸付金	20	20
5. 金融債	150	150
合計	1,065	835

(注) 原資計画は省略、本文参照。
出所：大蔵省理財局「資金運用審議会議事録」昭和25年度、38～40ページにより作成。

(3) 朝鮮動乱後の資金運用方針
銀行局は二五年一〇月五日、朝鮮動乱後の金融情勢に対処して、預金部資金の運用方針についての構想を「預金部資金の運用について」という文書にまとめている。これはおそらく、ドッジの第三次来日(二五年一〇月七日―二月四日)に備えて、銀行局の意見をまとめたものと推測される。

債務償還を二八〇億円と見込み、原資総額が一二四三億円とされ、B案では債務償還額を別にして九六三億円とされた。これに対する運用は、A案一〇六五億円、B案八三五億円で、両案の差は公共事業債の引受にあり、補正予算を前提として公共事業費を計上し、この財源に預金部資金をもって国債、地方債を引受けるという案で、いわば研究素材として提起されたのである。なお、原資と運用額の差、おおむね前年度からの繰越分はそのまま翌年度に繰り越すという案であった。

この両案を提出すると、司令部担当官は、二、三週間のうちに預金部資金の運用を決めなければならないといい、内容は変わってもなんらかの運用計画が提示されるものと期待された。しかし、この案の作成中、六月二五日に勃発した朝鮮動乱の影響で経済情勢が変化し、朝鮮動乱以前のデフレ的な金融情勢から、逆にインフレの懸念が生じるようになって、右の案も情勢に押し流されてしまった。

「一九五〇―五一年度預金部資金運用計画(第二案)(一九五〇、四、一二)」が立案されている。しかし、司令部からは諾否いずれの回答も得られないまま経過した。大蔵当局の判断によれば、「当初はおそらく案の内容そのものよりも、金融施策の基本構想の上に問題があつて結論を得られなかった」のであった。二五年度の債務償還費は、二四年度の復金償還のときに考えられたようなデフレ的效果を狙ったのではなく、この債務償還費をデフレ的に使用して、日銀または国庫内の手持債務の償還にあてるか、民間所有の債務償還にあてて産業資金の供給に資するかは、情勢に即応して運用する建前であり、債務償還政策はインフレ調節のクッションであるとされていた。そして預金部資金が当面、民間の産業資金供給の役割を果たすことができない事態となり、かつ、年度当初のいわゆる安定恐慌のきざしが現われてきたのに対処して、まず債務償還費の民間資金への還流(農地証券等一般所有国債の買上償還および市中金融機関所有国債の償還)が第一・四半期に実施され、預金部手持国債の売却は見送られたのである。

(2) 資金運用計画案の再提出

年度当初の計画案は、司令部の回答がないまま第一・四半期を経過したが、二五年六月末頃に、大蔵省は司令部から「預金部資金は公共投資に重点を置いて運用計画を樹てたらどうかという有力な示唆を受け」た。そこで、大蔵省はこれを基本方針上の「大きな展開」とみて、当初案に固執せず、この示唆にしたがって運用計画を再検討することにした。

こうして大蔵省は七月四日、再び司令部に運用計画案を提出したが、新たに提出した案は表4-6にみるとおり、A案とB案の二通りの計画であった。これは債務償還計画がいまだに確定していなかったため、原資の面で債務償還を加えた計画をA案とし、これを予定しない計画がB案とされることになったためである。A案では預金部に対する

右の文書によれば、動乱後の金融情勢について、①政府資金は国庫、見返資金及び預金部資金三者とも巨額の揚超となっている。②右の結果生じる通貨の収縮作用は、日本銀行の市中貸出又は政府資金の市中預託によって相殺されている。③右の措置によって通貨は前年度と略々同一の発行水準を維持している。④他方、日本銀行の市中貸出増加は、市中銀行のオーバーローンを招いている。なお市中金融は固定化の傾向を示し、貸出は固定し、これがひいて日本銀行の市中貸出の相当部分をまた固定的ならしめている。⑤最近朝鮮事変の影響を受けて、特需と輸出の増進により再びインフレの気配が強まっているなどの点を考慮する必要があるとし、この情況に対して、基本的な考え方と、それに対する預金部余裕金の運用方針を次のように述べている。

三 右に述べたように、通貨の発行状況は略々安定しているに拘らず、金融は可成り不健全な要因をはらんでいる。この情況に對しては、次のような基本的な考え方によつて、この国の金融を正常な軌道に乗せるように是正する必要がある。

(1) 対弗三六〇円レートの維持に懸念のない限り、通貨の発行水準は特に圧縮する必要がない。けれ共政府資金の揚超を日本銀行の貸出増加によつて調節するという従来のやり方は改めるべきで、寧ろ政府資金の直接運用を因つて、日本銀行の貸出は圧縮すべきである。

(2) 市中金融の固定化傾向は、一には政府資金の揚超による有効需要の減少に影響されている。有効需要の削減は、インフレ阻止のため顕著な効果を發揮したが、附随的に生じた金融の結滞は、可及的速やかに解消すべきである。これがためには、経済安定の方策の重点を、応急的施策から漸次窮極目的である生産の拡大に移行することが前提条件となるが、差当り現段階としては、物価騰貴の原因となるような通貨の増発を絶対に齎らさない範囲で、蓄積による政府資金の一部を建設的投資に振り向けるべきである。

右のような一定の制限内での有効需要の増加は、通貨の増発を防ぎながら資金の回転を早める効果があると共に、生産を刺激し、民間資本の充実を齎らすことによつて、金融の正常化に役立つこととなる。

(3) 市中金融の固定化傾向の原因の二は、企業の自己資本の不足による固定的運転資本の借入依存によることも大きい。これを各企業の自己資本充実のみによつてカバーせしめることは理想ではあるが、實際問題として資本市場の現状では困難である。

従つて、政府資金の一部を適時民間に放出し、同時にこれによつて日本銀行又は市中銀行の固定貸の回収に充当せしめるべきである。

(4) 特需及び輸出超過は国際収支上の受取超過である。これが一時的にインフレ傾向を醸成することは充分考えられるところであるが、これは根本的には輸入促進によつて解決すべく一方我国には国際収支上の支払資金の変形として対日援助見返資金があるので、この見返資金の活用によつてこの傾向を是正することは充分可能である。

なお、通貨の側からは何等特別の影響を与えなかつたにも拘らず、朝鮮事変によつて可成りのインフレの様相を呈したものは、根本的には我国経済の実体の脆弱なことを物語っている。この経験に顧みても、これを強化し弾力的なものにしてインフレ又はデフレに対する抵抗力をつけるために、資本の蓄積と、これによる生産力の拡充発展を図る必要が痛感されるのである。

(5) 以上のような方策で金融を正常の形態に引戻した上で、日本銀行は、その本来の立場において、生産及び流通の市況に応じて通貨の調節を行うべきである。

四 右の基本的構想の下に預金部資金の運用を考える場合、先づ預金部資金の持つ次のような特殊性を考慮に入れる必要がある。

(1) 現在の日本の長期資本市場において、預金部は、全国銀行及び株式市場の夫々に略々相匹敵するウェイトを持つている。日本の経済発展の爲には必然預金部資金の運用に期待するところが大きい。従つて預金部資金の運用に當つては、その安全性と共に、これに期待されている広い意味の公共性をも考慮しなければならない。

(2) 長期資本市場における預金部の右の役割は、日本の証券市場の未発達と国民所得の零細分散化に起因するものである。従

つてこの役割の代替を他に求めることは容易でない。

(3) 預金部資金は政府資金ではあるが、他の一般財政資金の如く租税により国民から強権的に取り上げた資金ではない。従つて政府による建設的投資を考へる場合は、先づ第一に預金部資金の活用に俟つ方が、国民の負担は少い。

また、農業、中小商工業等の如く、国民経済全体の立場からはその健全な発展が必要であるに拘らず、一般民間金融の対象とはなり難いものがある。これらについて政府資金による補強を必要とする場合、「投資的出資」と考えられるものは、租税によつて得られた財政資金をこれに振向ける前に、預金部資金の如く貯蓄によつて得られた政府資金を利用することがより適切である。かゝる投資に伴つて生ずることあるべき損失は通常の場合殆ど問題にするに足りない。殊に預金部資金は一般国民大衆から信託された蓄積資金であるから、その回収の確実性については格段に慎重な考慮が払われなければならないものであるということが一般に徹底して居る。従つて、預金部資金の運用上損失を蒙つたことは、戦争による損害の場合を除いては未だかつて経験していない。

また、万一損失が発生したとしても、その際に租税でこれをカバーすることの方が、最初から投資元本の全額を租税で賄う場合に比べて国民の負担は遙に軽くて済むことは疑もないことである。

五 以上述べた基本構想と預金部資金の有する特殊性から考へて、本年度の預金部の余裕資金は、次のように運用することが望ましい。

- (1) 金融債の引受けにより、発行金融機関の日銀借入金返済せしめ、又は発行金融機関の融資金により他の金融機関の固定貸を償還せしめ、延いて当該金融機関の日銀借入金を返済せしめる。
- (2) 市中銀行に対する長期預託を行い、右と同様の方法により日銀の市中貸出を収縮せしめる。
- (3) 社債引受けにより、発行会社の対市中長期借入を返済せしめ、更に市中金融機関の日銀借入金を返済せしめる。
- (4) 市中金融機関の社債引受資金を長期預託により供給して、右と同様の方法により日銀の市中貸出を収縮せしめる。
- (5) 市中金融機関手持の金融債又は社債を買上げて、その資金により当該金融機関の日銀借入金を返済せしめる。

(6) 一部は次の方法により建設的投資に振向け、市中金融の結滞を緩和する。

- (イ) 公共投資の爲の国債又は地方債の引受け。この為本年度新たに国債を発行し又は地方債の発行限度を拡げる。
- (ロ) 公共投資に進ずるものとして、国民金融公庫、土地改良区等の特殊機関に対する資金融通を行う。
- (ハ) 農林水産業又は中小商工業等の建設的所要資金として、金融機関又は地方公共団体を經由して貸付ける。
- (ニ) 公共度の高い重要産業に対する建設的資金を供給するため、金融債又は基幹産業社債の引受けを行う。
- (ホ) 市中金融機関に長期預託を行い、その資金によつて社債を引受けしめる。

二五年一〇月のドッジ末日に際し、世論は朝鮮動乱後の経済情勢に対するドッジの判断に注目していた。そして、ドッジは預金部資金の運用に注目し、その資料の提出を求め、大蔵省は一〇月一〇日それをドッジに手交している。⁽¹⁴⁾ 右に引用した文書に盛られているように、日本に不足している設備資金をインフレ的な方法によらずに供給するためには、国民の貯蓄資金からなる預金部資金を活用するべきであるという大蔵省の考え方が、ドッジに伝えられたことは間違いない。これに対するドッジの回答が預金部資金の安全確実性を期するための預金部の改組であり、この改組を条件として、二五年度から金融債への長期運用が許されることになった。このドッジ交渉を通じる改組問題は第五章で、二五年度の運用計画の改訂は次項で述べることにする。

二 資金運用計画と運用実績

二五年度の資金運用計画は、二五年五月、例年どおり司令部覚書による運用規制のもとで運用が確定したのみを計上した当初計画が策定され、九月五日、その一部改訂が行なわれた。そして一二月に至つて、前述のドッジとの

表4-7 預金部資金運用計画額・実績額（昭和25年度）

(単位：百万円)

区 分	当初計画額 (25.5.26)	訂正計画額 (25.9.5)	最終計画額 (25.12.18) (A)	実績額 (B)	増 減 (B-A)
I 運 用					
1. 国債の買入資金	—	—	12,000	12,000	—
2. 国債の買入資金	—	—	15,000	15,000	—
3. 地方公共団体貸付資金	37,000	40,000	41,000	41,330	330
(1)地方公共団体貸付資金	37,000	37,000	37,000	36,974	△ 26
(2)地方債の引当金	—	3,000	4,000	4,355	355
4. 金融債の引当金	—	—	20,000	17,968	△ 2,032
5. 調整準備金	59,322	56,327	44,971	—	△ 44,971
合 計	96,322	96,327	132,971	86,298	△ 46,673
II 原 資					
1. 郵便貯金・貯金切手収入	35,000	40,000	40,000	32,853	△ 7,147
金預金	35,000	40,000	40,000	33,009	△ 6,991
(1)郵便貯金切手収入	—	—	—	△ 157	△ 157
(2)郵便貯金切手収入	—	—	—	△ 181	△ 181
2. 債券収入	△ 102	△ 102	△ 102	△ 181	△ 79
(1)貯蓄債	△ 55	△ 55	△ 55	△ 114	△ 59
(2)報国債	△ 42	△ 42	△ 42	△ 60	△ 18
(3)福	△ 5	△ 5	△ 5	△ 8	△ 3
3. 簡易生命保険預金	17,000	12,000	14,000	18,152	4,152
4. 郵便年金預金	100	100	100	136	36
5. 朝鮮簡易生命保険預金	—	—	—	△ 281	△ 281
6. 朝鮮郵便年金預金	—	—	—	△ 13	△ 13
7. 厚生員保険預金	10,303	10,303	11,900	13,177	1,277
8. 船員保険預金	213	213	213	△ 49	△ 262
9. 一般会計保管預金	△ 118	△ 118	△ 118	△ 47	△ 72
10. 各種基金預金	—	—	—	△ 2	△ 2
11. 保管金・供託預金	815	815	815	1,651	836
12. 共済組合預金	—	—	—	△ 0	△ 0
13. 其他	—	—	—	△ 2,482	△ 2,482
14. 法人収入預金	—	—	—	86	86
15. 貯蓄収入預金	—	—	—	△ 2	△ 2
16. 公団	—	—	—	8,110	8,110
17. 既運用回収金	6,100	6,105	39,152	38,680	△ 472
(1)国債償還金	—	—	27,300	26,546	△ 754
(2)貸付金返還金	2,589	2,589	2,666	2,502	△ 165
(3)証券償還金	295	295	295	325	30
(4)証券売却金	—	5	5	4	△ 1
(5)農林関係公団(貸付返還金)	3,216	3,216	8,886	9,304	418
18. 前年度剰余金繰越原資	27,011	27,011	27,011	47,788	20,777
合 計	96,322	96,327	132,971	157,576	24,605

(注) 1. 計画額と実績額の△は預金の減少、増減欄の△は減。

出所：大蔵省理財局「資金運用審議会議事録」昭和25年度、9—10、31—32、99—100ページ、大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和25年度。

交渉の中で金融債引受が認められて、最終計画が策定された。二五年度の預金部資金運用計画と実績を対照すると、表4-7のとおりである。

(1) 当初暫定計画とその一部改訂

昭和二五年度当初計画は、前述したように年度に入る前に予定されていた債務償還政策が具体化されず、また前年来司令部に要望していた預金部資金による長期産業資金供給方針が承認されないという条件のもとで、当面司令部によって承認された運用計画の範囲内での暫定的な当初計画が、年間計画という形式をとって立案され、二五年五月二十五日付の書面審査により第一回運用委員会で決定された。

この当初計画(表4-6)では、原資の運用可能額は九六三億余円と見込まれた。この計画では前年度剰余金繰越原資は二七〇億円となっているが、これを従来の計算方法によって計上すれば四七五億円となる。しかし、農林関係五公団への融資の二四年度末残高二〇五億円を控除したのである。これは、公団融資は形式上は短期資金の運用であるが、実質上は公団が存続する限り予算上定められた公団借入金の高を限度として預金部融資を必要とするので、長期資金の性格をもつものであるという理由で前年度剰余金繰越原資から控除し、別途、既運用回収金の中に、農林五公団への貸付金返済予定額三二億余円が計上された。

また、運用計画では、地方公共団体事業資金三七〇億円のみが計上され、残額は調整準備金として保留された。地方資金への三七〇億円の融資は、年度当初司令部で承認した二五年度地方債起債枠の全額である。したがって調整準備金五九三億余円が、前年度同様運用計画が確定するまで短期運用にあてられることになった。

右の当初計画は、二五年九月五日開催の第二回運用審議会に諮って若干の改訂が加えられた。それは、大蔵省が司令部に申請していた預金部による公募地方債の肩代り資金三〇億円(後述八七ページ参照)融資が承認されたので、

これを運用計画に追加するためである。一方、原資計画では、預金部所有の小額勸業債券（保有価額五〇九万余円）を勸業銀行からの買入消却の要請を容れて売却するため、回収金に五〇〇万円を追加し、あわせて郵便貯金と簡易生命保険預金の年間推計を調整計上した。

(2) ドッジ交渉と二五年度計画の確定

二五年一〇月来日したドッジは、池田蔵相との会談を重ねる中で、朝鮮動乱勃発後の経済情勢に対応する財政金融政策を検討した。その際預金部資金運用計画は、債務償還政策、特需対策、見返資金運用計画などとともに総合対策の一環として検討されることになった。次章で述べるように、ドッジ提案による預金部改組が大筋で合意に達した一〇月三〇日の第二回ドッジ・池田会談に際して、大蔵省銀行局が作成した昭和二五年度と二六年度の預金部資金運用計画がドッジに提出されている。⁽¹⁷⁾この銀行局作成になる一〇月三〇日付の二五年度の資金運用計画案には、地方新起債引受四二〇億円、見返資金保有国債肩代り二七〇億円、国民金融公庫貸付金一〇億円、厚生福祉施設資金融資二〇億円、金融債引受一〇〇億円（農林債券三〇億円、商工・興業・勸業債券各二〇億円、北拓債券一〇億円）が新たに計上されていた。この計画がドッジと池田の両者によって最終的に煮詰められたのは、預金部改組問題に結着が付き、かつ、二五年度補正予算、二六年度予算をめぐる折衝が事実上終了したのち、二五年一二月の月初であった。

一二月二日のドッジ・池田会談では、見返資金と預金部資金の運用計画が、債務償還政策とともに議題となり、ドッジによって二五年度および二六年度の運用計画に裁定が下された。会談に同席した渡辺財務官の同日付の「日誌」は、これについて左のように記している。⁽¹⁸⁾

見返資金及預金部の運用計画

(イ) 見返の公企業投資は二六年度は輸出銀行と農林金融会計とを除いて預金部に廻すこととし公共事業費は結局みとめられなかつた

た

(ロ) 国鉄電通の二五年度公債肩替り二七〇億は実行することとし見返はその財源で私企業投資をふやす 但し既に発表済のもの以上に産業投資をふやす案も出たが一々司令部の許可をうける産業投資より預金部で金融債を引受ける方が好ましいので預金部で本年度二〇〇億来年度四〇〇億の金融債を引受けることとした

(ハ) 電力は本年度一五〇億を一〇〇億にへらし来年度分を一五〇億とした

(ニ) 債務償還は本年度はそのままとし繰越す 来年度は計上しない

(ホ) 一般会計債務償還は預金部所有国債をかへす

(ヘ) 預金部指定預金は本年度内に回収し一般会計指定預金は来年度回収しその金で一般会計が預金部所有の糧券を買ふこととする

翌一二月三日、渡辺財務官がドッジおよび司令部のマーケット、リード等と会い、前日の池田・ドッジ会談で了承された見返資金および預金部の二五・二六両年度の資金運用計画について確認したが、そのうち、預金部資金については表4-8のように決定された。新規地方起債の増枠や、国民金融公庫への貸付、厚生福祉施設資金の融資はドッジの承認を得ることができなかったが、年来の懸案であった長期資金の金融債への運用について、二五年度に二〇〇億円、二六年度に四〇〇億円の引受が認められ、預金部資金の対民間投資への道を開いた。

また、債務償還政策は朝鮮動乱後の新情勢に対処し、当初予算で計上された債務償還費一二八六億円のうち、二四六億円が警察予備隊および海上保安庁の強化のための経費に移用され、また、特需の伸長等の結果起こるインフレへの警戒のため、第一・四半期にとられた民間への資金還流をねらう債務償還政策は改められ、第二・四半期以降日銀および国庫所有国債の償還に重点が置かれることになった。ドッジは、債務償還の残額は保留して二六年度に繰越すが、預金部保有国債の償還は実行し、一方で、見返資金が二四年度に引き受けた電気通信事業費支弁のための国債一

表4-8 昭和25・26年度資金運用計画（ドッジ折衝結果）
（単位：億円）

区 分	1950—51	1951—52
A 原 資		
1. 預金増加	75.2	72.9
2. 回 収	55.8	30.5
一般会計による債務償還	30.0	—
食糧証券の一般会計への売却	—	15.0
金融機関預け金の引上げ	14.0	—
そ の 他	11.8	15.5
3. 過年度繰越	26.3	69.3
合 計	157.3	172.7
B 運 用		
1. 国 債	27.0	32.0
見返資金からの肩代り	27.0	—
住宅公庫	—	5.0
通信事業	—	13.5
国有鉄道	—	10.0
郵政事業	—	0.5
国有林野	—	3.0
2. 地 方 債	41.0	40.0
新規起債	37.0	40.0
銀行保有分の購入	4.0	—
3. 金 融 債	20.0	40.0
合 計	88.0	112.0
C 翌年度繰越	69.3	60.7

出所：「渡辺武日誌」昭和25年12月2日（大蔵省資料 Z508-2B）。

二〇億円および国有鉄道事業への貸付一五〇億円計二七〇億円を預金部に肩代りさせ、それを得た財源により、見返資金の私企業投資を増額することとしたのである。

こうして、二五年度の資金運用計画はドッジ交渉を通じて大枠が確定され、一月一八日に開催された第三回資金運用審議会にはかつて決定された⁽¹⁹⁾（前掲表4-7）。この最終計画と表4-8との相違は、一般会計による債務償還を三〇〇億円から二

七三億円に訂正し、原資総額を一五四六億円（短期資金を含む）と推定した点のみであり、審議会席上における説明によれば、金融債二〇〇億円の算定根拠は、原資総額から地方債四一〇億円（金融機関手持地方債の購入を含む）、見返資金保有国債肩代り二七〇億円、食糧証券六六六億円（年度末の糧券発行残高を一一八〇億円と見込み、市中保有約一二〇億円以外は、全額見返資金と預金部の余裕金で消化する計画）に充当して、なお生じる余裕金の二〇〇億円を金融債に割当て

たものであった。

こうして二五年度の資金運用計画に計上された額は、金融債への二〇〇億円等を含め八八〇億円となり、原資との差額約四五〇億円は調整準備金として保留された。

一方、原資計画では回収金に新たに国債償還金二七三億円が追加され、また公団貸付金返済を五六億余円追加したほか、簡易生命保険、厚生保険預金の増加を見込んで総額一三三億円弱となった。

(3) 運用実績

二五年度預金部資金の運用実績を前掲表4-7によって見ると、まず原資面では、最終計画額一三二九億余円に対して実績額は二四六億余円増加して一五七五億余円となった。実績額が増加した主な原因は、前年度剰余金繰越原資が大幅に計画額を上回ったことにある。計画額では二七〇億余円と見込んでいたが、二四年度の運用額が計画額を大幅に下回ったために二五年度へ繰り越す資金は、予測をはるかにオーバーすることとなった。この結果二五年度実績では、前年度繰越原資は四七七億余円と計画額を二〇七億余円も上回った。二五年度の実績額が計画額を上回った分が二四六億余円であるから、これはほとんど繰越原資の増加によるものといつてよい。このほか簡易生命保険、郵便年金、厚生保険の各預金も計画額を上回ったが、原資の中心である郵便貯金の実績は、計画額を約七〇億円下回ったのが特徴である。

次に運用面では計画額に対して四六六億余円減じて八六二億余円となった。計画額を下回った運用項目は金融債への運用であり、その実績は計画額に対して二〇億余円の減であった。また計画額に計上された調整準備金四四九億余円もほとんど未運用のまま残された。

この結果、二五年度における原資超過額は七一三億余円となった。このうち一一億九九〇〇万円は短期融資され

表4-10 昭和25年度金融債預金部引受計画

(単位：百万円)

項	目	12	1	2	3	計
興 銀	発行総額	2,700	2,630	2,585	2,600	10,515
	預金部引受	1,000	2,000	2,000	2,000	7,000
	預金部引受率%	37	76	77	77	66
勸 銀	発行総額	1,500	2,000	2,000	2,000	7,500
	預金部引受	500	1,400	1,400	1,400	4,700
	預金部引受率%	33	70	70	70	62
北 拓	発行総額	—	—	300	—	300
	預金部引受	—	—	200	—	200
	預金部引受率%	—	—	66	—	66
農 中	発行総額	400	500	500	500	1,900
	預金部引受	200	300	300	300	1,100
	預金部引受率%	50	60	60	60	58
商 中	発行総額	900	700	700	700	3,000
	預金部引受	500	500	500	500	2,000
	預金部引受率%	56	71	71	71	67
計	発行総額	5,500	5,830	6,085	5,800	23,215
	預金部引受	2,200	4,200	4,400	4,200	15,000
	預金部引受率%	40	72	72	72	65

(注) 借換分および農中割引債は含まず。

出所：前表と同じ、113ページ。

金融債の引受または買入の条件は一般市場の条件を基準とし、とくに預金部について不利な条件とせず、原則として発行の際の市中応募価格を基準とし、経過利子を勘案した価格とするこ
 とになっている。なお当時の金融債は三年ものが最長であったが、金融債の預金部引受を機会に長期資金源を確保するという意味から長期債を育成し、さしあたり五年もの程度のもが発行

億円が適当となり、残額の五〇億円は既発行の市中手持金融債の買入にあてられる。こうして放出された預金部資金が、さらに社債の消化に振り向けられ、間接的に民間の長期建設資金供給に役立つことが配意された。なお新規債引受と既発債買入の配分は、金融市場の状況により二〇〇億円の枠内で調整されることとした。

また新規債引受予定額一五〇億円は、表4-10に掲げたように、興業債券七〇億円、勸業債券四七億円、北拓債券

二億円、農林債券一一億円、商工債券二〇億円と割りふられ、既発債買入五〇億円は主として興業債券を予定した。

表4-9 金融債発行計画中預金部引受予定額 (昭和25年12月—26年3月)

(単位：百万円)

	12	1	2	3	計
A発行総額	5,800	6,200	6,500	6,200	24,700
B借換額	300	370	415	400	1,485
C発行純額	5,500	5,830	6,085	5,800	23,215
D内預金部引受額	2,200	4,200	4,400	4,200	15,000
E市中引受額	2,800	1,630	1,685	1,600	7,715
F償還額	293	8	126	248	676
G発行純増加額(C-F)	5,206	5,822	3,959	5,552	22,539
H発行残高	54,043	59,865	65,824	71,376	71,376
I預金部保有残高	2,463	6,663	11,063	15,263	15,263
J預金部保有率I/H%	4	11	17	21	21

(原注) 農中割引債(6月物)は含まず。

出所：大蔵省理財局「資金運用審議会議事録」昭和25年度、114ページ。

三 金融債への運用開始

た公団貸付金である。しかし長期運用資金としては、原資総額一五七五億余円のうち約半額にあたる七一三億余円が未運用のまま残されて、次年度に繰り越されたことになる。この繰越原資は二三年度一一八億円、二四年度四七七億円、二五年度七一三億円と次第に増加していった。ドッジ・ラインのもとで預金部資金の内部蓄積は、二五年度にピークに達したのであった。

長期資金の金融債への運用は、ドッジ交渉を通じ、預金部の資金運用部への改組を前提にして二五年度から認められ、一月二日のドッジ・池田会談によって、二五年度中に二〇〇億円の枠が承認されたことは前述した。

二五年度の金融債への運用計画は、第三回運用委員会での説明によれば、次のようにたてられた。表4-9にみるように、二五年一月二月以降年度末までの金融債発行見込は二四七億円、うち借換分約一五億円を除くと二三二億円と見込まれる。このうち、市中消化可能額を無理のない程度で約八〇億円と見込むと預金部引受は一五〇

できるようにしたいと大蔵省側は考えていた。

二五年度の預金部資金による金融債引受実績は約一八〇億円で、その内訳は、興業債券八三億円、勸業債券六五億円、北拓債券四億円、農林債券一四億円、商工債券一四億円であり、年度内の金融債発行総額六一〇億円に対して二九・五%を占めた(九〇三ページ表514)。

四 地方資金の諸問題

(1) 地方財源補填のための短期融通

政府はシャープ勧告に基づく中央地方を通じる総合的な税制改革の重要な一環として、第七国会に新「地方税法案」を提出したが、この国会では国税関係法案だけが通過成立して「地方税法案」は廃案となった。地方税関係については、旧税法による徴収停止の法律案は成立したが、そのあとこの法律を存置したまま、「地方税法案」が不成立となったため、地方団体は新年度に入っても主要税目について、ほとんど徴収の途が閉ざされてしまった。政府はこの異常な事態に対処するため、地方財政平衡交付金を繰上交付するとともに、爾余の不足資金については、大蔵省預金部資金の短期融通によって財源確保の措置を講ぜざるをえなかった。

「地方税法案」の不成立による地方公共団体の歳入不足額は、四月―七月の四カ月間に約七七〇億円に達するものと見込まれた。この不足額は、当面、五〇〇億円を地方財政平衡交付金で、残額二七〇億円を預金部資金の短期融通で賄う計画がたてられ、司令部の了解を得て実行された。

(2) 起債枠の拡大と公募既発債の肩代り

ドッジは、インフレーション抑制の見地から二五年度の地方債の起債枠について、二四年一月三日付のメモで「地方債新規発行に対する預金部の引受額は三七〇億円を超えてはならない」と指示した。⁽²¹⁾そのため司令部は三七〇億円以上の起債枠を承認しなかったが、地方団体の起債要望額は二五年五月において一一〇七億円に達し、起債枠は要望額の三〇%にも満たなかった。⁽²²⁾

そこで大蔵省は七月一日、預金部資金の地方債引受を五〇〇億円(A案)あるいは四二〇億円(B案)に増額する案を司令部に提出した(八五七ページ表416)が認められず、同時に提出した既発行公募地方債の借換資金融資二五億円は承認され、その際了解として金額は二五億円に限らなくてもよいとされた。そこで、預金部当局は、既発行債肩代り資金三〇億円の運用計画を第二回運用審議会に諮って決定した。⁽²³⁾

これは、地方公共団体が預金部または簡易生命保険および郵便年金特別会計以外の借入先から、その融通条件よりも不利な条件で公募しあるいは借入れた地方債のうち、借入先に期限前償還を行なう希望のあるものに対し、総額三〇億円を限度として、利率年六・五%、借入日から起算して四年以内据置一五年以内(とくに長期の事業には五年以内据置二〇年以内)という条件で、預金部が肩代りし、地方財政負担の軽減を図った措置である。

ドッジ交渉に際し、大蔵省は再び新規起債枠四二〇億円への拡大を提案したが(八六四ページ)認められず、既発公募債の肩代り資金の一〇億円追加が認められたに止まった。

(3) 融資条件の緩和

昭和二五年度には地方債の融通条件の緩和が実施された。地方債の融通条件は、二二年度以降、預金部特別会計の経理改善の観点から、償還期間の短縮および融資利率の引上が行なわれてきた。二三年度に発行された地方債の融通条件は、利率年九・二%ないし九・六%であり、償還期間も従来の半分に短縮され、最長一〇年以内とされていた。

表4-11 地方公共団体に対する短期資金融通利率（昭和22年—25年）

昭和	日	歩	年利換算 (%)
22.	7. 31以前	9厘	3.285
22.	8. 1—23. 1. 31	1銭5厘	5.475
23.	2. 1—23. 7. 13	1銭9厘	6.935
23.	7. 14—23. 12. 14		
	収 益 事 業	2銭5厘	9.125
	そ の 他	2銭3厘	8.395
23.	12. 15—24. 3. 31	2銭5厘	9.125
24.	4. 1—24. 12. 31	2銭6厘	9.49
25.	1. 1—25. 3. 31	2銭4厘	8.76
25.	4. 1—25. 5. 31	2銭2厘	8.03
25.	6. 1—25. 7. 31	2銭	7.3
25.	8. 1以降	1銭8厘	6.57

出所：大蔵省理財局「資金運用審議会議事録」36ページ。

減額は、利子支払額約七億円、償還期間延長による元本償還額の減少額約六億六〇〇〇万円になると見込まれた。²⁴⁾

また、二五年度には地方公共団体に対する短期資金の融通利率も引き下げられた。表4-11に見られるように二二年八月以降短期資金融通利率は毎年引き上げられた。二二年八月に三・二八五%から五・四七五%（年利換算）に引き上げられたが、二四年四月には九・四九%にまで上昇した。預金部資金運用委員会において、地方団体代表の強い不満があったにもかかわらず、利率引上が続けられたのは、預金部特別会計の収支を改善するためであった。しかし、預金部資金は増加の傾向にあり、預金部特別会計の経理もかなり改善される見込みがでてきたので、地方財政の負担を軽減し、預金部資金の利用を便ならしめるために、二五年から利率の引下が行なわれるに至った。まず二五年一月から八・七六%、四月から八・〇三%と二回にわたって引き下げられたが、さらに二五年六月一日以降の融通分からは七・三%に、八月一日以降の融通分からは六・五七%へと引下が実施されることとなった。

これは、当時の金融市場の状況から、必ずしも不利な条件ではなかったが、従前の預金部融資から見ると条件は非常に悪化したのである。二四年度は利率は若干引き下げられ九%ないし九・四%であり、償還期間は緩和され最長二〇年以内延長された。二五年度の条件変更は、預金部特別会計の収支悪化に対応して厳しい条件で発行された二三・二四年度の地方債について、二五年度下期の償還分から一律に利率を年六・五%に引き下げ、また二三年度の地方債の償還期間を延長して二四年度分と同じく二〇年以内とすることとされた。この措置によって二五年度における地方公共団体の負担軽減

は七・三%に、八月一日以降の融通分からは六・五七%へと引下が実施されることとなった。

- (1) 『国の予算』昭和二五年度、五ページ。
- (2) 理財局資金課「預金部資金運用審議会議事録」昭和二四年度、第四分冊。
- (3) 大蔵省資料Z五一一二八一。
- (4) 「昭和二十五年度預金部資金運用計画（昭二五、四、一一）」（同前）、表4-4に掲げたものとは運用計画は全く同じであるが、原資計画において(2)回収が若干減額され、(3)前年度剰余繰越原資が増額となって、原資計画合計が一三二、一一八百万円となっており、運用総計二二〇、〇〇〇百万円との差額一二、一一八百万円が翌年度繰越剰余原資となっている。
- (5) 大蔵省資料Z五一一二八一。
- (6) 昭和二五年度第二回審議会の席上における口頭説明。なおそこでは「この案は前年度末には既に関係方面に持ち込みました」と説明されている。三月一七日付案がまず司令部に持ちこまれたものと思われる（大蔵省理財局「資金運用審議会議事録」昭和二五年度、三八ページ）。
- (7) 同前。
- (8) 大蔵省資料Z五一一二八一。
- (9) 前掲「議事録」昭和二五年度、三八ページ。
- (10) 大蔵省『財政金融統計月報』第三〇号、八二ページ。
- (11) 前掲「議事録」昭和二五年度、三八ページ。
- (12) 同前、四一ページ。
- (13) 大蔵省資料Z五一一二八一。
- (14) 「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月一〇日（大蔵省資料Z五〇八一—二B）。
- (15) 前掲「議事録」昭和二五年度、五一—二二ページ。
- (16) 同前、二九—四八ページ。
- (17) 「ドッジ・ペーパー」(13)「大蔵省資料Z七一一—三二七」。
- (18) 「渡辺武日誌」昭和二五年一二月二日（大蔵省資料Z五〇八一—二B）。

- (19) 同前、一二月三日(同前)。
- (20) 前掲「議事録」昭和二五年度、九五—一〇〇、一〇六一—一〇七ページ。
- (21) 同前、一〇七—一〇八ページ。
- (22) 『昭和財政史——終戦から講和まで——』第一六卷「地方財政」、四二三ページ。
- (23) 前掲「議事録」昭和二五年度、八ページ。
- (24) 同前、三一、三九、四五—四六ページ。

第五章 預金部から資金運用部へ

第一節 預金部の資金運用部への改組

一 預金部改組に関するドッジ提案

ドッジの三度目の来日を前にして、大蔵省は年来の懸案である預金部の長期資金の民間投資を實現し、民間の資金需要に応じるために、貯蓄性資金を主とする預金部資金を金融債、社債等に運用することを要請する文書を起案し、ドッジの承認を期待していたことは既に述べたところである(八五七―六一ページ)。

二五年一〇月七日来日したドッジは、この問題に多大の関心をよせ、預金部資金に関する資料の提出を求めた。一〇月一〇日、ドッジに注文の資料を届けた渡辺財務官は、資料の説明を行なったが、その際ドッジは、「預金部の金を使へといふ Pressure が大きいから早くこれ(鉄道・通信事業に対する見返資金貸付の預金部肩代り——引用者)を實行したらよいと思ふ」「日本の windfall 預金部、復金等の問題を綜合して解決案を考へたい」と述べた。⁽¹⁾

続いて、一〇月二五日に行なわれた第一回のドッジ・池田会談においてドッジは、不足している産業資金の供給について、要約次のように問題を提起した。⁽²⁾ 資金需要は大きい、それは銀行の貸出に依存している。そこで、資金需要に応じて、インフレ的でない形で資金総額を大きくし、銀行の蒙る圧力を軽減する必要がある。この場合、公的資金の産業資金への供給総額を拡大し、それに見合う財源の努力目標を拡大することは、政府にとって実質的な利益となると考える。とくに政府は、民間の産業資金のために活用すべき貯蓄資金の限度を、できるだけ大きくする必要に迫られている。そのため、預金部資金としては、預金の安全性確実性を損うことなしに資金が運用され、同時に興銀債、勸銀債を吸収する方法を見つけることが問題となる。そうすれば、貯蓄が民間事業資金貸付にまわされることになろう。

そしてドッジは、続けて預金部資金の安全性を保持する手段として、次のような新提案を行なった。⁽³⁾ 預金部を投資仲介機関とし、そこに投資した郵便貯金、年金、簡易保険等の各資金は、政府から証券 Debt Certificate を受けとる。預金部はその証券に応じて利益金を各資金に分ける。こうして預金部は、一定の制限のもとに、国債、地方債のほか金融債への投資を認めることにする。

これはいうまでもなく、従来から日本側が要望していた預金部資金による産業資金供給に対し、ドッジが預金部の改組を条件にして金融債への運用を認めたものであった。

このドッジ構想を基にして、大蔵省と司令部の間に協議が続けられ、一〇月三〇日、第二回ドッジ・池田会談が予定されていたその日の朝、司令部のリード財政課長と渡辺財務官の間で、預金部改組案につき大体の意見の一致を見た。⁽⁵⁾ 次いで午後のドッジ・池田会談に大蔵省側がまとめた次の文書が提出された⁽⁵⁾ (訳文引用者)。

預金部資金制度改革案(一九五〇年一〇月三〇日)

【序言】

資金運用部特別会計 Trust Fund Special Account という名称の特別会計を、現在の預金部資金のみならず、すべての他の政府資金をも引受ける目的で設置する。預金部という名称を資金運用部 Trust Fund に変更する。

資金運用部は、ここに預託される資金に対して資金運用部証券 Trust Fund Certificates を発行する。資金運用部は、この証券に一定利率の利子を支払い、さらに資金運用部特別会計に剰余金が生じた場合には、預託された資金に対して若干の配当を行なう。

「改革案の要点」

- 1 郵便貯金の法的な保管責任を単一の官庁に委ねるために、郵便貯金特別会計が郵政省の管轄下に設置される。
- 2 郵便貯金、簡易保険、厚生保険等の国民の貯蓄資金の預金に対しては、資金運用部は各預託資金の法的保管者に対する資金運用部証券を発行する。この証券は、各預入資金ごとに異なった利率をもつ利付証券とする。
- 3 資金運用部証券は市場性をもたないものとされ、政府によって保証される。
- 4 資金運用部による資金運用は、次の基準によって行なわれるものとする。
 - (a) 簡易保険、厚生保険、船員保険等の長期資金は、総額の少くとも九〇パーセントを、国債あるいは地方債に投資する。
 - (b) 郵便貯金および他の同種の貯蓄性預金については、総額の少くとも六〇パーセントを、国債および、あるいは地方債に投資する。保管金、供託金についても同じ。
 - (c) 資金運用部特別会計の積立金および前掲(a)(b)項のうち、国債および、あるいは地方債に投資した剰余は、金融債、長期銀行預金 Long-term bank deposit および大蔵大臣により指定される他の長期運用項目に投資することができる。
 - (d) 資金運用部の一時余裕金および前掲(a)(b)項以外の預金は、大蔵大臣の指定する短期運用項目に投資することができる。
 - (a) から(d)までは、優先順位の高い順に並べられており、必要な場合には、(c)(d)の資金も国債および、あるいは地方債に投資することができる。

- 5 食糧管理、郵政事業、公団等の預金の保管方法は、従前どおりとする。
- 6 資金運用部にいくらかの利益金が生じた場合には、その一部は積立金として蓄積されるが、残余は特定の基準による配当金の形で資金運用部証券に分配される。
- 7 閉鎖機関の未確定勘定の資金は、資金運用部に預金し、この預金に対しては、2の基準に基づいて、資金運用部証券を発行する。

池田蔵相は、ドッジに右の文書と資金運用計画案を提示し、改組問題について協議した。その際ドッジは、次のように見解を述べている。⁽⁶⁾

預金部改組案は運用制限、金融債をもちうる範囲を限定する方法がよい、Reserve をおくことは結構である。金融債以外に社債その他に出すのはよくない、Cash 及政府短期証券をもつ部分があってもよい。

その後、ドッジおよび司令部と大蔵省の間で、資金運用部証券に付する利子の利率、資金運用部特別会計に生じる赤字補填のための一般会計からの繰入れ等、細目にわたる協議が行なわれた。⁽⁷⁾この過程で、一〇月三〇日付「改革案」の内容も多少修正されたが、大綱においては当初のドッジ提案を基本として改革構想が練り上げられ、十一月二一日、「預金部資金の使用」と題するドッジから池田大蔵大臣あての文書をもって、預金部資金改組の大綱が示され、一般に発表されたのである。これが次に示すいわゆる「ドッジ書簡」といわれる文書である(訳文引用者)。

預金部資金の使用(ドッジから池田大蔵大臣宛、一九五〇年十一月二二日)

預金部の資金源は日本国民大衆の貯蓄、保険および厚生のための蓄積から、就中郵便貯金、簡易生命保険、厚生および失業支払金から構成されている。

これらの資金は比較的小額の預金ないし支払金で構成されるのであるから、数多くの預金者および保険加入者に安全を保証し、その保護をはかるものである。

これらの資金の運用について、これを規制するなんらかの原則があるとするならば、それは個々の資金の所有者の絶対的安全をはかることである。

預金部に集められた日本国民の貯蓄は、その投資を国および地方政府の借入金、公債に限定することによって保護されてきた。このことは賞讃されこそすれ、決して非難されるべきものではない。注目すべきことは、この政策に対する不満が、預金者からではなく、資金需要者の側から起きていることである。

長期投資の需要者は、これら資金を産業に対する直接貸付に運用し、事業の拡張ならびに改善その他これに準ずる目的のためにあてなければならないと主張している。

もしかかる貸付が預金部資金からなされると、復興復旧のために苦闘し、かつ、とくに極東において明瞭な非常に混乱した世界情勢のすべての不安定要素の影響を受ける経済の中では、私企業投資に伴うあらゆる危険に個々の預金者を曝すことになるだろう。

このように個人の貯金からなる貯蓄資金が多額に存在しているのに、通常長期証券への投資にはその一部が使われているのが現状であるが、このことが理屈に合わない需要や期待をよび起こしている。たしかに企業は現在の債務負担を借り換えるため、あるいは事業計画をさらに推し進めるのに必要な金融的手段を獲得するため、直接この多額の金にありつきたいと願っている。しかしこの種の貸付あるいは証券は、いかに注意深く選択をしても、資金の性質にふさわしくない過度の投資危険を負担することになる。

この資金の所有者すなわち預金者、保険加入者等が安全をはかるという意図をもって、貯蓄の場所として預金部を選んだということは、意味のあることである。彼らは商工業の証券あるいは社債等に直接自分で投資することもできたわけである。自由意思で安全性を選んだという事実が、その資金の安全を期する必要性を強調するものである。

他方この資金は、国民の貯蓄集積としてはもっとも大きなものである。それ故にこの資金は、健全な長期証券の資金源としては、とくに適したものと通常考えられている。

資金が預金者等によって安全であるべきであるという性質と、その資金の可能な用途との間のこうした矛盾が、一つの投資問題をひきおこしている。

これら預金部資金の限られた一部を、国債または地方債以外の健全な目的のために利用することが望ましいと認めたらうで、この目的を達するため、一つの案が司令部によって検討され、了承された。法律改正に必要な細目は、今後なお詰められねばならないが、この改組案の大綱は次のとおりである。

法律の改正を行なって、預金部は大蔵省資金運用部に改められる。

資金運用部はその受け入れる金額に対して、一定の利率を付した資金運用部証券を発行する。この資金運用部証券は、資金運用部に集中される諸原資の唯一の投資先である。

資金運用部は受け入れたすべての資金の管理者であり、また投資者でもあって、現在ならびに将来のすべての投資を掌握する。

資金運用部は、諸原資の側からの常時あるいは不時の、いかなる現金払要求にも応じることができ、現金準備ならびに短期投資を保有する。なお、これらの諸原資は、資金運用部証券を資金運用部に提出することにより、現金を取得することができる。

資金運用部は諸原資を保有し、経理し、投資する政府機関として、新しく設ける法律の規定に基づいて、損失はすべて政府によって補填される。こうすることによって、資金運用部が発行し、諸原資が保有する資金運用部証券が保護される。

こうして、資金運用部は今まで預金部に蓄積された資金の受託者となる。政府保証によって裏付けられることにより、受託された諸資金の損失は防止される。こうした保証がなされたうえで、資金運用部はその一部資金を、日本経済の発展に役立つ安全かつ建設的な用途に使用することを許される。

これは、金融債をある限度で取得するという方法により行なわれる。資金運用部の吸収する金融債は、その総額においても限定されるが、また、発行銀行ごとにも限度が設けられる。かつ、金融債のために運用し得る資金は、資金運用部の蓄積資金の範囲内で、現金準備、短期投資および国債・地方債投資に必要な金額を超える部分に限られる。金融債の吸収は、資金の用途およ

び範囲を広く分散するのみならず、通常の金融リスクを銀行が中間において負担することで資金を保護し、かつ諸資金が民間金融機関という通常のルートを通じて活用されるという利点を有する。

最大の安全性を確保するためには、資金運用部の投資は、法律により慎重に選定、限定することが必要である。諸資金の投資はその源泉のいかんによって左右されてはならない。必要にして建設的であり安全な目的ではなくて、政治的な用途に資金を運用することは認められない。

資金運用部の本務は、少額預金者を保護し、彼らに安全と保証を与えることにあるのであって、これらの資金の一部を自己の営業の目的あるいは利益のために使用する機会を虎視したんと狙っている者に信用を供与してはならない。

資金運用部の損失に対する政府保証と、その諸原資に対して資金運用部が発行する新形式の資金運用部証券との組合せによって、従来預金部に蓄積された資金を、金融債を通じ十分な安全性をもって広範囲にわたり運用することが可能となろう。

「ドッジ書簡」を受けとった大蔵事務当局の印象として、当時の預金部資金課長高橋俊英が「実を言うと、最初もらったときには、何かピンと来なかった。(中略——引用者)預金者の保護ということを非常に力説しておる。この点については安全を強調するのあまり、石橋をたたいて渡る以上の感じを受けた」と語っているように、預金部改組案とはいえ、「ドッジ書簡」の基調と大蔵省側の意図とは多少へだたりがあった。預金部改組を産業資金の投資拡充に重点をおいて考えていた大蔵省に対して、「ドッジ書簡」は依然として終戦直後の司令部覚書の線を維持し、金融債への運用を認めるにあたって、預金者保護の立場から、従来の制度を全面的に改組しようとするものであった。もっとも、「書簡」の中で強調されている資金の統一的運用については、両者の結論は一致しており、これに伴って簡易保険の独立運用が認められなくなるが、これについては後述にゆずることとする。

二 「資金運用部資金法」の成立

(1) 制定の経過

「ドッジ書簡」の趣旨にそって預金部を改組するため、大蔵省では法案（資金運用部資金法）の作成作業に入ったが、この過程で当初の提案は、司令部との折衝を通じて一部修正された。主要な点は次のとおりである。第一に、名称は英文では「Trust Fund Bureau」が使われていたが、これを日本名に直訳せず、運用面を重視して資金運用部とした。第二に、運用証券方式を改め、預託制度を採用した。この点について当時の事務当局者は、「そういう特殊なサーチフিকেートを出す、いろいろな技術的な問題がありました。国債なのかと思って研究してみますと、債券ではないということになるのです。預託証書みたいなものになってしまう。それならば預託金ではないかというので……制度改正をしたわけです」と述べている。また、運用証券の利子は司令部提案によれば国債と同じ水準にするとされていたが、当時の国債利子五・五％をすべての預託金に付することはコスト面で問題があったので、預託期間の長短によって金利差を設け、最低三カ月三・五％、五年以上五・五％と修正した。第三に、金融債の融資制限については、金融債の発行ごとに発行高の五割以下に抑えるというのが提案であったが、これを六割に引き上げ総残高で五割を超えないという二重の制限をつけることにより、融資限度を多少緩和した。

次に日本の政府部内で問題になったことは、「ドッジ書簡」に示されている政府資金の統合に関するものであった。というのは、簡易保険資金の独立運用については以前から郵政省の強い主張があり、さらに二四年には衆参両院の決議、これを受けた閣議決定などがあったからである。この経過については項を改めて詳述するが、「資金運用部

資金法案」を政府部内でまとめる際にも、政府資金の統一運用については郵政省から反対意見が出され、また同法案が国会に提出された際にも議論の焦点になった。だが、司令部の強い指示があつて、政府資金の統合原則は資金運用部の新しい柱におり込まれることになった。⁽¹¹⁾

「資金運用部資金法」は第一〇国会において成立し、昭和二六年三月三十一日法律第一〇〇号として四月一日から施行された。これと同時に、「資金運用部特別会計法」（同日法律第一〇一号）も制定された。

(2) 資金運用部制度の特色

資金運用部制度が旧来の預金部制度と異なつたところは、次のような諸点である。

第一は、政府資金の統合運用の制度を確立したことである。「預金部預金法」では郵便貯金の預入は強制しているが、それ以外の預金については、それぞれの法律勅令に基づいて預入する資金を受け入れるのであつて、強制的な預託ではなかった。「資金運用部資金法」は、郵便貯金はもとより、各特別会計の積立金はすべて資金運用部に預託しなければならぬと規定し（同法第二条）、各特別会計の余剰金も、資金運用部への預託以外には運用することができないと規定している（同法第三条）。また、国庫余剰金の資金運用部預託についての規定を設けたのも新しい制度である。

政府資金のうち例外とされたのは、見返資金、郵便貯金の日常の払戻に必要な資金、資金運用部自身の積立金、損益計算上の積立金で現金とならないもの、簡易生命保険および郵便年金の契約者貸付金、国債整理基金特別会計の国債保有等、当然除外すべきものだけである。

第二は、資金の安全を保証する制度を設けたことである。前述の資金の統合自体が資金の安全確保のための一つの手段と考えられていたが、さらに一般会計による損失補償が法的に規定されている。すなわち、資金運用部の運用資

産に価額の減損を生じ、決算の剰余または積立金で償却できないときは、一般会計から繰入を行なって補填することを規定し（「資金運用部特別会計法」第四条）、また決算上の不足すなわち赤字を積立金で補足できないときは、やはり一般会計から繰り入れて補足することを規定した（同会計法第九条）。これにより資金運用部の預託金の元利金支払は、完全に担保されることになったが、さらに直接国民から金を預かる特別会計と預金者との関係でも、受託金の安全を保証する必要から、「郵便貯金法」「簡易生命保険法」および「郵便年金法」中に、それぞれ郵便貯金、保険金および年金等の支払は国が保証する旨の規定が新たに設けられた。

第三に、長期金融に適合した預託金制度を定めたことである。この預託金は、すべて三カ月以上の長期預託金に限るものとされている。旧来の預金部が受け入れていた各特別会計等の預金には、短期浮動性の預金、銀行の当座預金に相当するものも混入していたが、資金運用部は長期投資を本旨とするものであり、また各会計の日常支払資金まで受け入れると、一般国庫とのけじめがつかなくなるから、計画的に安全性のある資金だけを預託金として受け入れることに改められた。三カ月以下の短期のものはまず国庫金としてプールされたうえで、国庫余裕金の定期預託が行なわれることになる。

また、預金利子については、従来の預金部資金はその取扱が一様でなかった。すなわち、通例年三%の利率を付す六カ月の定期預金と、日歩三厘の普通預金との二種があったが、簡易保険、郵便年金および厚生保険等には特別の利子を付すこととし、郵便貯金の場合は、利子のほかに経費を預金部が負担するといういわば直営的な制度をもっているという状態であった。資金運用部は、各会計の資金の投資の仲介機関として設けるといふ構想に基づくもので、ドッジの提案では、運用証券を発行して各会計に売るといふ方式であったことは前に述べたとおりである。これが定期預託方式に変わっただけであるから、預託金利子については、預託期間による差異はつけるが、源泉の如何による差

別をなくして利率を一定にした。すなわち、五年以上の預託金の利子（五・五%）を最高とし、三カ月以上一年未満のもの（三・五%）を最低として、利率は四段階に分けられた（同法第四条）。最高利率の五・五%は当時の国債利子に準じて決められたものである。

なお、郵便貯金には新たに特別会計が設けられ、資金運用部は他の預託金に対すると同様、利子のみをこれに支払うこととなった。

第四は、運用範囲の法定および対象の限定である。「資金運用部資金法」は第一条で、「その資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与」しなければならないという「預金部資金法」と同じ趣旨の根本原則を掲げただけでなく、旧制度では「預金部資金運用規則」で定められていた運用の具体的な範囲を法律で定めた（同法第七条）。この規定に認められた運用は、

- 一 国債又は国に対する貸付
- 二 公社、公庫、公団、輸出銀行又は開発銀行の発行する債券又はこれに対する貸付
- 三 地方債又は地方公共団体貸付
- 四 土地改良区、水害予防組合等、特別法人であり且つ特別の法律そのものによつて債券発行能力を与えられているものの発行する債券又はこれに対する貸付

五 金融債

であつて、純粹に対民間投資といえるのは、金融債だけであるが、金融債が加えられた事情については、前に述べたとおりである。

しかし、対政府関係投資についても、預金部制度下の運用範囲（とくに終戦以前のもの）に比べれば、厳選されてい

る。預金部制度下の「地方資金」という言葉は、地方債のみならず、広く地方の産業の開発助成のため、「運用規則」に規定される「公共組合其ノ他ノ営利ヲ目的トセサル法人ニシテ大蔵大臣ノ定ムルモノ」(第一条第三項)に対し、融通される資金を総称するものであった。預金部が引き受けた特別銀行または金庫の債券には、この種の資金の經由貸のための紐付債券が多かったのである。つまり、現在の公庫や特別会計が融資しているような分野まで預金部が担当していたと言えよう。「資金運用部資金法」は、地方資金に関して、運用範囲を地方公共団体および土地改良区・水害予防組合等特定された法人に限定し、それ以外の公共組合や非営利法人は融資の対象から除外している。また、預金部は、「特別ノ法令若ハ行政官庁ノ命令ニ依リ設立セラレタル銀行其ノ他ノ会社、金庫、営団若ハ此等ニ準スル者」(運用規則第一条四項)というかなり融通性に富んだ対象に融資し得ることになっていたが、資金運用部の場合には、政府機関と金融機関のみであり、金融機関でも貸付は認められず、金融債に限られる。結局、国(政府関係機関を含む)および地方公共団体以外に対する資金運用部の運用対象は、限定された特別法人と金融債のみに限られ、一般的民間産業資金の供給は、開発銀行、輸出銀行および公庫等の政府関係機関を通じるもの以外は、金融債引受↓債券発行民間金融機関というルートを通じるのみである。これにより、もし融資が貸倒れになった場合、責任は融資を受けた金融機関にあり、資金運用部としては何も責任はなく、ただ債券の償還を要求すればよい、それができなければ、一般会計が資金運用部の赤字を補填するという仕組みができたわけである。

しかも、金融債に対する運用はとくに厳格であって、その運用額は資金運用部資金の総額の三分の一を超えてはならず、また、一金融機関の発行する金融債の五割もしくは一金融機関の一回に発行する金融債の六割を超える割合の金融債の引受、応募または買入を行なってはならないという制限のほかに、市中消化分と異なった条件で引受や応募・買入をしてはならないという制限もつけられている(同法第七条)。ここには、預金部が行なったような紐付融資は

できない建前となっているのである。

第五は、資金運用部資金運用審議会の設置である(同法第八―一四条)。審議会は、大蔵大臣の諮問に応じ、資金運用部資金の運用の方針および条件その他、運用に関する重要事項を調査審議するほか、大蔵大臣は毎年度運用計画を定め、審議会に付議しなければならない。預金部制度のもとでもこのような機関として、預金部資金運用審議会が設けられていたが、その組織および権限は、「預金部資金運用規則」で規定され、かつ大蔵大臣を会長とし、大蔵大臣の監督に属するものであったのに対し、資金運用部資金運用審議会は、法律によってその組織、権限が規定され、大蔵大臣の諮問機関ではあるが、内閣総理大臣を会長とし、大蔵・郵政両大臣を副会長とする等の点において異なっている。

三 簡易保険・郵便年金の独立運用問題

預金部の資金運用部への改組にあたって、簡易生命保険及郵便年金関係資金は、他の政府資金と統合され、資金運用部資金として統一運用されることに決められた。これらの資金は、すでに預金部に統合され、統一運用されてきたが、これを独立運用すべきであるという意見は政府部内に根強く、簡保資金の運用問題はとくに戦後になって懸案となっていた。そこで、ここではこの問題の経緯をふりかえってみることにする。⁽¹⁾

(1) 終戦までのとりきめ

簡易保険制度はすでに大正五年から、郵便年金制度も大正一五年から始められたものであるが、両資金は設置以来、預金部資金とは別箇に運用されていた。すなわち、両資金と預金部資金との関係は次のように定められていた。

(一) 余裕金は、簡保資金については全部、郵便年金資金については一部を公債に運用できるほか、全部預金部へ預金する。

(二) 積立金は、契約者に対する貸付、地方公共団体に対する融通または国債、社債、株式に対する投資に運用することとし、これらに運用しない分は預金部へ預金する。

事実、簡保資金は昭和四年から社債への運用をはじめ、一五年には株式にも投資し、預金部資金の運用範囲より広範であった。このような分離運用は昭和一七年まで続けられた。

ところが、戦時体制のもとで、社会保険の積立金を戦争目的に動員するという要請から、簡保・年金資金も他の社会保険積立金と同じく預金部に統合されることになった。すなわち、昭和一八年一月一八日付の大蔵次官および逓信次官の協定（「簡易生命保険積立金及郵便年金関係資金預金部預入ニ関スル基本協定」）は、資金の統合について左のとおりとらきめた。⁽¹³⁾

- 一 昭和十八年度以降簡易生命保険積立金及郵便年金関係資金ニシテ新ニ運用スベキ金額（回収金ヲ含ム）ハ左ニ該当スルモノヲ除キ之ヲ大蔵省預金部ニ預入スルコト
 - (イ) 契約者貸付ニ要スル資金
 - (ロ) 地方公共貸付ニ要スル資金但シ其ノ額ハ最近ニ於ケル簡易生命保険積立金並ニ郵便年金関係資金中地方公共貸付ノ為ニ運用シタル額ノ占ムル実績比率ヲ基礎トシ尙資金統制計画ノ線ニ沿ヒ且今後ニ於ケル地方公共資金融通ニ対スル大蔵、逓信両省ノ資金ノ総合的運用ヲモ考慮シ適宜大蔵、逓信両省間ニ於テ協議決定スルモノトスルコト
 - 右逓信省ニ於テ担当スル地方公共貸付資金ノ融通利率其ノ他ノ条件ハ原則トシテ一般ノ預金部地方資金ノ融通利率其ノ他ノ条件ト同一トスルコト
- 二 現在簡易生命保険及郵便年金積立金ヲ以テ所有スル株式ニ対スル未払込金ノ徴収又ハ増資新株ノ割当アル場合ニ於テハ逓信

省ニ於テ其ノ払込ヲ行フコトトシ之ニ要スル資金ハ既往運用資産中ヨリ国債等ヲ大蔵省預金部ニ肩替シ其ノ代金ヲ以テ之ニ充ツルモノトスルコト

三 第一号ノ預金ニ対シ大蔵省預金部ハ簡易生命保険及郵便年金各特別会計ニ於テ必要トスル運用利廻ニ基キ算定シタル金額ヨリ第一号ノ預金以外ノ資産ヨリ生ズル運用収入額ヲ控除シタル金額ヲ利子トシテ附スルコト

右必要運用利廻ノ算定ニ際シテハ現状ヲ基礎トシ長期継続契約者ニ対スル貸付金ニ付テモ一定ノ率ヲ確保スルモノトスルコト
 新種保険ノ創設又ハ現行制度ノ変更等ヲ為シ之ニ伴ヒ積立金ノ必要運用利廻ヲ変更セントスルトキハ事業経営上ノ必要ト一般金利ノ趨勢トヲ勘案シ逓信大臣之ヲ決定スルモノトスルコト但シ此ノ場合ニ於テハ予メ大蔵大臣ニ議スルコト

四 簡易生命保険積立金及郵便年金関係資金ノ預金部預入ニ伴ヒ預金部資金運用委員会ノ構成ニ所要ノ整備ヲ加フルト共ニ簡易生命保険積立金運用委員会ニ就テモ所要ノ調整ヲ加フルコト

五 本協定ハ大東亜戦争中ニ於ケル臨時的措置ナルコト

この協定に達するまでには、統一運用を主張する大蔵省と分離運用を主張する逓信省側との鋭い意見の対立があったが、これは戦時体制下のやむをえぬ措置であること、協定を戦時中の「臨時的措置」とすることで両省の折り合いがつけられたものである。したがって、逓信省側は戦争が終わったら、再び分離運用に戻ることを期待していた。

(2) 戦後における独立運用再開への運動

この協定は終戦により一たん失効したが、昭和二一年一月二九日の司令部覚書（本書七三二ページ）により、簡易保険・郵便年金積立金の分離運用は、契約者に対する小口の貸付のほかは全面的に停止され、資金はすべて大蔵省預金部に預入することを命ぜられた。この覚書は戦時中の大蔵・逓信両省の協定よりも厳しいもので、簡易保険・郵便年金積立金の地方債に対する運用をも禁止し、すべて預金部で運用することを命じていた。

しかし、この覚書が出された後も、簡易保険および郵便年金関係資金の逓信省による直接運用の再開運動は精力的

に続けられ、二二年半ば過ぎから活発化した。逓信省は司令部民間通信局 Civil Communication Section あるいは経済科学局と直接折衝を行ない、逓信省による直接運用再開を認めるように働きかけを行なった。また、地方公共団体は、極度の地方財政難緩和の一方策として、二つの積立金の地方資金融通再開を熱望していた。昭和二二年一月には、府県知事会議が「簡易生命保険及郵便年金積立金の地方公共団体に対する融資の再開についての懇請」を同会議の一致した申合せに基づき、司令部に提出した。次いで翌二三年五月になると、全国都道府県議会議長会、全国市長会議、全国町村長大会があいついで同様の趣旨の決議を行ない、国会、関係各大臣、地方軍政部等に対する請願・陳情を続けた。このような地方公共団体からの請願を受けて、第二国会において衆・参両院は、積立金運用の再開要望の請願を地方財政難打開の上から妥当なものとして採択議決し、「国会法」第八一条に基づいてこの請願を内閣に送付した。芦田内閣は二三年八月末の閣議において、この問題を取り上げ、関係各大臣をもって組織する小委員会において審議することとした。この小委員会の審議によって、大蔵・逓信両大臣がマーケット経済科学局長に会見し、積立金運用について懇請する運びとなったが、マーケットは帰米中であつたため、会見は実現しなかつた。

こうした事態の推移と並行して、大蔵・逓信両事務当局の間でも折衝が続けられた。逓信省は両積立金の直接運用再開について、次の点を主張した。⁽¹⁴⁾

- 一 独占を廃止された簡易生命保険及び郵便年金事業は、独立採算制の立前から、資金の運用を契約の募集、維持等の業務と総合して事業の効率的運営を図るとともに、積立金の運用による利子収入の増加を期する要がある。
- 二 簡易生命保険及び郵便年金事業の普及は、所謂資金の地方還元を負うところが大であるから、地方公共団体に対する貸付を直接行う必要がある、資金難の地方公共団体においても逓信省による運用再開を希望している。
- 三 簡易生命保険及び郵便年金事業従業員には、事業の自主性喪失による勤労意欲の低下が認められ、事業の普及に支障がある。

る。

二四年一月、逓信省は右の見解のもとに大蔵省に同意書の提出を求めたが、大蔵省は逓信省の主張に対して次のように反駁し、積立金の直接運用に反対の意見を表明している。⁽¹⁵⁾

- 一 資金の運用を契約の募集、維持等の業務と総合して事業を運営することは、真に適正且つ能率的運営が期せられるならば望ましいことである。
- 二 預金部資金の運用は、現在連合国最高司令部の指令によつて、国又は地方公共団体等に対する融通及び復金債に対する投資に限られているので、逓信省が直接運用できることになつても、預金部とは異なる特別の運用方法が許可されることは見込まれない。したがつて積立金の運用による特別の収入増は望みえない。
- 三 昭和二十四年度においては国債はアメリカ援助見返り資金によつて賄われ、復金債の発行はないので、預金部資金は地方債を全額引受けてもなお余りがあるので連合国最高司令部の了解をえて産業金融に振向けたい。その際簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金及び余裕金は、経済安定九原則に則る総合的均衡財政の確立を目標とする昭和二十四年度予算の編成に当つて、厚生年金特別会計と同じように地方起債の見合いに立てた経緯もあるので、預金部の産業金融が許可されても特別の収入増を図るため簡易生命保険及び郵便年金関係資金を産業金融に振向けることは適當でない。
- 四 預金部は現在資金の大部分を右指令の範囲内において有利な地方債に融資しており、その運用による利益によつて、簡易生命保険及び郵便年金事業費を適正且つ必要のものである限り責任をもつて賄っている。
- 五 資金の地方還元は、事業の普及発展に資することはいうまでもなく、又資金の性質上地方還元をすることが望ましい。郵便貯金、簡易生命保険等零細な資金を運用する預金部としては、夙に資金の地方還元を預金部融資の基本方針の一つとしている。即ち資金の大部分を地方公共団体に融資し、融資は一部郵便貯金成績によつて行つてゐる。今後簡易生命保険及び郵便年金についても資金の地方還元政策を適用することによつて事業の普及に資したい。

六 尚地方公共団体は逓信省による運用再開を切望しているというが、右は運用再開により地方貸付資金が増加するものとの誤解に基くものである。

七 自ら集金したものは必ずしも自らの手で運用すべきものとは限らない。自ら運用すべきか、他の適当な機関で運用すべきかは、財政金融の大局的立場に立つて解決することが望ましい。政府関係資金は統合して総合財政金融政策に即応した効率的運用をすることが必要であり、担当者は金融財政の衝に当る大蔵省を適当とする。殊に地方公共団体に対する融資については銀行等の資金と預金部資金の総合調整を図ることが望ましい。

八 逓信省による運用の再開は政府関係資金の運用が二元的となり、手続も繁雑となり、官庁事務の簡捷化に反するのみならず、借入側も多大の迷惑を蒙り、又借入側の間に公平を欠き実情に即しない融資をするおそれがある。

簡易保険および郵便年金関係資金の運用について、司令部覚書通り預金部において統一運用を続けるのが適當であるとする大蔵事務当局の意見は、分離運用を要望する幾多の請願や陳情、国会の決議などの中でほとんど孤立していたといつてよい。司令部のなかでも、民間通信局(CCS)は逓信省の意見に協力的であり、経済科学局(ESS)でも最初の覚書を出した当時とは状況が変化していることを認め、分離運用についての意見は統一されていなかった。こういう状況であったから、芦田内閣に代った第二次吉田内閣は、二三年一二月の閣議で再びこの問題を取りあげ、「逓信省が直接運用する様に政府の方針を定め、取急ぎ関係筋に対して懇請する」ことが決定された。さらに第三次吉田内閣に変わった後も、二四年五月には衆・参両院で再び前回と同趣旨の決議が行なわれ、これを受けて同年九月の閣議では、政府としても簡易保険・郵便年金の直接運用を認めてほしいという申請書を司令部あてに提出する閣議決定を行なった。

ドッジによって預金部改組の提案が出されるまでの状況は、このようなものであった。そこでドッジが預金部の改組にあたって、この問題をどう判断するかが注目された。この中で前述のように、ドッジははじめから単一機関による政府資金の統合運用を強く主張し、「ドッジ書簡」の中でもこの趣旨が強調された。大蔵当局はこの意向をもとにして、政府資金の統合運用を第一の柱として、「資金運用部資金法」を作成したのである。しかし、同法案が第一〇国会に提出されると、両資金の直接運用問題に国会の論議は集中した。結局、法案は原案通り国会を通過したが、法案可決後、参議院において、「資金運用部資金法による簡易生命保険および郵便年金積立金の運用に関する決議」が採択された。これに対し、池田蔵相は「本法は臨時的の措置であり、決議の趣旨を尊重して、将来善処する」旨を表明し、問題の決着は再び後に残された。

簡易生命保険および郵便年金の積立金の資金運用部からの分離運用は、講和発効後早速とりあげられ、「簡易生命保険及び郵便年金積立金運用法案」が政府提案として二七年五月、第一三国会に提出され、成立した(昭和二七年六月二五日法律第二一〇号)。同法によって、二八年四月から簡易保険および郵便年金の積立金は郵政大臣が管理運用し、融資に至るまでの余裕金を資金運用部に預託しうるよう制度改正が行なわれた。

(1) 「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月一〇日(大蔵省資料Z五〇八一—二B)。

(2) Conference, Mr. Dodge-Mr. Ikeda, October 25, 1950. (「ドッジ・ペーパー」(4)・大蔵省資料Z七一一—二)。

(3) 「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月二五日(大蔵省資料Z五〇八一—二B)。なおこの部分は、司令部がまとめた会談記録(注(2)で引用)には掲載されていない。「渡辺武日誌」の要約は、前後の部分がほぼこれと同義なので、ドッジ新提案の核心は、司令部の記録から削除されたものと思われる。

(4) 同前、昭和二五年一〇月三〇日。

(5) Proposed Reorganization of Deposit Bureau Fund System, October 30, 1950. (「ドッジ・ペーパー」(4)・大蔵省資料Z七一一—三)。

(6) 「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月三〇日。

(7) 同前、十一月一日、同一三日。

- (8) From J. M. Dodge to Mr. Ikeda—Minister of Finance, Subject: The Use of Deposit Bureau Funds, 21 November, 1950. (「ドッジ・ノート」(13)・大蔵省資料Z-7411-13)。
- (9) 高橋俊英口述「資金運用部資金の今昔」(「戦後財政史口述資料」第四分冊) 二四、二六ページ。
- (10) 同前、二七—二八ページ。
- (11) 同前、二九—三〇ページ、なお高橋はその中で次のように述べている。
「大蔵大臣もドッジ氏がそういっただけでは困る。書き物を一札ください。そうしないと——これは話はさかのぼるけれども、実は閣議で、前に国会の決議があったという理由で判を押させられている。日本政府は独立運用を認めるのだという方針で司令部と折衝するという閣議決定に、自分は判を押させられている。今になってドッジ先生がそうおっしゃったという、これを閣議に持って行って、口頭だけでひっくり返すというのは困る。証拠書類をくれということだったらしいのですが、そんなわけで書き物をくれた。これで司令部という力によって、問題を一応片付けることができるようになった。」
- (12) 以下の記述は、「簡易生命保険及郵便年金関係資金の通信省による直接運用の再開について」(二四、四、二八、預金部資金課) (大蔵省資料Z五二六一〇—一九) による。
- (13) 同前。
- (14) 同前。
- (15) 同前。

第二節 昭和二六年度の資金運用

一 資金運用計画と運用実績

昭和二六年度の資金運用計画は、新たに制定された「資金運用部資金法」に基づいて策定された初めての計画であるが、その大綱は、既に二五年一月二日、ドッジ交渉を通じて定められていた(八六六ページ表4-8)。この計画は、その後の情勢により後述のように司令部の要請で若干変更が加えられ、二六年四月二四日開催された第一回資金運用部資金運用審議会⁽¹⁾に諮って決定された。二六年度においては、この当初計画に対して、二六年七月、一〇月、一月の三回にわたって計画の追加変更が加えられた。計画の改訂推移と運用実績を対照して、表5-1に掲げておく。

(1) 当初計画

第一回審議会に諮って決定された当初計画と、二五年一月二日のドッジ裁定の計画との相違は、運用計画については、金融債への運用がドッジにより四〇〇億円を認められていたのに対し、二七五億に減らされたことである。これに、前年度の運用残二〇億円を加えて、二六年度の運用計画には二九五億円が計上された。その他の計画はすべてドッジの指示どおりであった。このように、金融債への運用枠が減らされたのは、司令部の指示によるものであった⁽²⁾。すなわち、ドッジによって資金運用部資金と同時に承認された見返資金の運用計画がその後追加変更され、船舶関係

表5-1 資金運用部資金運用計画額・実績額（昭和26年度）

（単位：百万円）

区 分	当 初 計 画 額 (26. 4. 24)	第1次改訂計画額 (26. 7. 18)	第2次改訂計画額 (26. 10. 19)	最 終 計 画 額 (26. 12. 6) (A)	実 績 額 (B)	増 減 (B-A)
I 運 用 の 部						
1. 国債の応募・買入	14,000	14,100	14,000	14,000	13,500	△ 500
(1)電気通信事業特別会計	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	—
(2)郵政事業特別会計	500	500	500	500	—	△ 500
(3)代物弁済受領分	—	100	—	—	—	—
2. 電気通信事業特別会計貸付金	—	—	2,500	2,500	2,500	—
3. 農林漁業資金融通特別会計貸付金	—	—	3,000	3,000	3,000	—
4. 国有林野事業特別会計貸付金	3,000	3,000	—	—	—	—
5. 日本国有鉄道公社貸付金	10,000	10,000	15,000	15,000	15,000	—
6. 住宅金融公庫貸付金	5,000	5,000	8,000	8,000	6,000	△ 2,000
7. 国民金融公庫貸付金	—	—	2,000	2,000	2,000	—
8. 交通債券の応募・帝都高速度交通営団貸付金	—	800	800	800	794	△ 6
9. 地方公共団体貸付金	40,000	40,000	50,000	54,700	54,662	△ 39
10. 金融債の応募・買入計	29,500	29,700	29,700	30,000	30,033	33
11. 運用余力見込	101,500	102,600	125,000	130,000	127,489	△ 2,511
合 計	52,900	52,100	53,200	48,200	54,051	5,851
合 計	154,400	154,700	178,200	178,200	181,540	3,340
II 原 資 の 部						
1. 郵便貯金・郵便振替貯金預託金	40,000	40,000	46,000	46,000	45,117	△ 883
2. 簡易生命保険・郵便年金預託金	20,000	20,000	23,000	23,000	28,528	5,528
3. 厚生保険預託金	12,000	12,000	15,000	15,000	16,199	1,199
4. 船員保険預託金	—	—	—	—	213	213
5. 郵政事業預託金	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	—
6. 国庫余裕金預託金	12,000	12,000	15,000	15,000	5,000	△ 10,000
7. その他の預託金	△ 12,400	△ 12,400	△ 7,000	△ 7,000	3,522	10,522
計	75,100	75,100	95,500	95,500	102,079	6,579
8. 既運用回収金	15,000	15,300	18,400	18,400	17,084	△ 1,316
(1)貸付金返還金	3,500	3,500	4,600	4,600	3,913	△ 687
(2)証券償還金	400	700	2,700	2,700	1,973	△ 727
(3)農林関係公団貸付金返還金	11,100	11,100	11,100	11,100	11,199	99
9. 収支差額	—	—	—	—	—	—
10. 前年度より繰越原資	64,300	64,300	64,300	64,300	64,348	48
合 計	154,400	154,700	178,200	178,200	183,512	5,312

(注) 国庫余裕金預託金の実績額は、本表記載の50億円のほか、27年3月31日預託され翌4月1日払い戻しになった800億円があるが、これは除外してある。

出所：大蔵省理財局「資金運用部資金運用審議会議事録」昭和26年度、第1回、15—16ページ、同第2回より第6回まで、31、50—51、68—69ページ、大蔵省理財局「資金運用部資金運用報告書」昭和26年度。

および開発銀行出資のため運用額が増加した。これに対し司令部は、資金運用部資金、見返資金など政府資金の民間への還流は、政府資金を通じて適度に規制しなければいけないという観点から、見返資金の投資の増額分だけ資金運用部資金の金融債への運用計画を減額し、二六年度分としては予定を一二五億円減額して二七五億円しか金融債の応募または買入を承認しないということになったのである。

一方、原資計画も、前年末以降の情勢を反映して若干の改訂が加えられた。すなわち、郵便貯金その他の預託金の増加は七五一億円と見積もられた。このうち郵政事業預託金三五億円は、二六年度から郵便貯金の会計が独立会計となり、その資金あるいは余裕金が預託されるものである。なお、改組後の資金運用部は、従来預金部が取り扱っていた公団預金、保管金、供託金等を受け入れず、これらは日本銀行に預託されている国庫金勘定の一般部当座預金に移された。また各特別会計等の預金も三カ月以上の定期的なもの以外は、同様に受け入れないこととなった。そして一般部当座預金がこれらの預金等を受け入れ、当座預金に余裕が見込まれるとき、資金運用部に対して国庫余裕金の預入を行なうこととなった。そのため、原資計画では国庫余裕金預託金の増加を一二〇億円見込み、その他の預託金の一二四億円の減少を見込んだのである。また、既運用回収金は一五〇億円と見積もられ、預金増加、既運用回収金、前年度繰越原資を合わせて、原資の合計は一五四億円とされた。これに対し、運用は政府および政府関係機関に三二〇億円、地方債四〇〇億円、金融債二九五億円、合計一〇一五億円であって、運用余力の見込は五二九億円と、以前同様多額の余裕金を抱えることとなった。

なお、二六年度に政府資金によって直接、間接に供給される長期産業資金は、一般会計、見返資金、資金運用部資金および新設の開発銀行の融資を含めて九九六億円と見込まれ、二五年度に比べて三六〇億円の増加となった。³⁾ 資金運用部による金融債引受二九五億円は、その約三〇パーセントにあっている。

(2) 第一次改訂計画

当初計画は第二回審議会（昭和二六年七月一八日）において、新規融資の追加などのために、計画項目の一部が改訂された（表5-1-1）。

改訂の第一は、帝都高速度交通営団に対する貸付金八億円が計上されたことである。同営団は、当初建設工事費を見返資金からの借入金と交通債券の市中引受によって賄っていたが、見返資金の新規融資二億五〇〇〇万円が打ち切られることになり、同営団法の一部を改正して同営団が資金運用部資金の融資を受けられるよう措置し、所要資金の一部を資金運用部資金に依存するようになったものである。同営団への融資を見返資金から資金運用部資金へ切り換えたのは、司令部の示唆によるものであった。同営団の二六年度の資金所要額は一五億三〇〇〇万円と見込まれていたが、そのうち資金運用部からの融資は八億円、うち四億円が交通債券の引受応募、残りの四億円が証書貸付の形で融通された。同営団への融資資金は、留保されていた運用余力見込額のうちから回されている。⁽⁴⁾

改訂の第二は、資金運用部所有の低利（三%ないし五・五%）興業債券額面総額二億一〇〇万円の繰上償還金をもって新規発行の興業債券に乘換応募することに伴うものである。新規興業債券の発行条件は、利率八・五%、発行価格は額面一〇〇円につき一〇〇円、償還期限五年で、第二・四半期中に応募を実施することとされた。これによって原資の証券が増加され、運用項目では金融債二九五億円にこの分だけ追加運用されることになった。⁽⁵⁾

第三は、閉鎖機関となった戦時金融庫および国民更生金庫から、戦時金融債券五五〇〇余万円、更生債券五八〇〇余万円、合計一億一三〇〇余万円の価額を、資金運用部が国債をもって代物弁済を受けることに伴うものである。これによって原資の証券償還金および運用項目の国債買入にそれぞれこの資金が追加計上されることとなった。これらの結果、改訂された資金運用計画の規模は一五四七億円となった。

(3) 第二次改訂計画

二六年度運用計画は、第三回運用審議会（二六年一〇月一九日）において大幅に追加変更されることになった。これは二六年度補正予算の編成に関連して行なわれたものである。二六年度補正予算は、同年九月サンフランシスコ平和条約調印を終えた直後、講和後の諸情勢に備えて編成されたいわゆる独立準備予算であったが、補正の規模は大きく、二四年度当初予算以来縮小の過程をたどってきた財政規模は、二六年度補正予算によって膨張に転ずることとなった。とりわけこの予算においては出資および投資追加額八〇〇億円が計上され、当初予算額七七八億円は一五七八億円と倍増するに至ったが、八〇〇億円のうち二〇〇億円が、日本輸出銀行、日本開発銀行および農林漁業資金融通特別会計、国民金融公庫、住宅金融公庫等の融資金力増強のための出資追加であった。二六年度補正予算におけるこのような投資計画を受けて、資金運用部資金も追加運用されることになったのである。

この追加計画では、まず原資面で郵便貯金・郵便振替貯金預託金六〇億円、簡易生命保険・郵便年金預託金三〇億円、厚生保険預託金三〇億円、国庫余裕金預託金三〇億円、その他預託金五四億円、合計二〇四億円の預託金が追加計上され、既運用回収金については、旧国有鉄道特別会計への貸付金償還一一億円、政令による国債償還二〇億円、合計三一億円が追加計上されている。これにより総額二三五億円の原資増加が見込まれたが、この増加原資は次のように運用されることになった。第一には、電気通信事業特別会計への貸付二五億円が計上された。これは当初計画で計上されていた国有林野事業特別会計への貸付三〇億円が、同会計の国有林の払下代金の収入増加により不要となったので、これを取りやめる代わりに新たに貸し付けることにしたもので大都市の電話施設に要する資金の一部に充てられる。第二は、農林漁業資金融資特別会計に対する貸付三〇億円である。これは土地改良・農林漁業者の共同施設等に要する資金で、補正予算による一般会計から同会計への出資三〇億円との歩調を合わせて融資されることになっ

表5-2 資金運用部資金通条件（昭和26年度）（単位：億円、％）

項 目	金 額	利 率	償 還 期 限
国債の応募又は買入			
電気通信事業特別会計	135	5.5	15年以内
郵政事業特別会計	5	5.5	〃
電気通信事業特別会計貸付金	25	6.0	15年以内(含3年以内の据置期間)
農林漁業資金通 〃 〃	30	6.0	15年以内
国有林野事業 〃 〃	30	5.5	〃
日本国有鉄道公社貸付金	100	5.5	〃 (含3年以内の据置期間)
	50	6.5	〃 (〃)
	50	5.5	18年以内
住宅金融公庫貸付金	30	6.5	〃
国民金融公庫貸付金	20	6.5	5年以内(含1年以内の据置期間)
地方公共団体貸付金	547	6.5	20年以内(含5年以内の据置期間), ただし、長期事業は25年以内(据置 期間に特例を設けられる)
金 融 債	300	8.5	(市中消化と同一とする)
交通債券	4	8.5	(〃)
帝都高速度交通営団貸付金	4	8.5	25年以内(含5年以内の据置期間)

出所：大蔵省理財局「資金運用部資金運用審議会議事録」昭和26年度，第5回，80ページ。

た。第三は、日本国有鉄道公社に対する追加貸付五〇億円である。当初計画では一〇〇億円の融資が決定されているが、さらに車輛の整理、電化施設等に要する資金として追加融資された。第四は、住宅金融公庫に対する追加融資三〇億円である。同公庫に対しては当初計画で五〇億円の融資が決定されているが、補正予算により一般会計から三〇億円の出資が予定されるに伴って、資金運用部資金からも追加融資することになったものである。第五は、国民金融公庫に対する貸付二〇億円である。同公庫に対しては補正予算により一般会計から二〇億円の出資が予定されたが、これに対応して同公庫の運用資金の充実のため融資されたものである。第六は、地方公共団体に対する追加融資一〇〇億円である。当初計画では地方公共団体への融資は四〇〇億円が計上されていたが、今回さらに公共事業等に要する資金として一〇〇億円が追加された。

この改訂計画によって計画額に二三五億円が追加され、計画額の規模は一七八二億円となった。なお前回の一部改訂で運用計画に計上された戦時金融庫および国民更生金庫からの代物弁済として受領した国債一億円余は、その性質上運用計画の別枠として取り扱われることになり、この運用計画では運用および原資よりその分が除外された。

(4) 第三次改訂計画

第四回運用審議会（昭和二六年一月六日、持ち回り審議）に提案された運用計画の第三次追加変更は、ルース台風災害復旧資金を融資するためのものであった。この計画変更では計画総額一七八二億円には変更はなく、運用余力見込額から五〇億円が運用項目に回され、地方公共団体貸付金四七億円、金融債三億円が追加されることとなった。いずれもルース台風災害復旧関係資金であり、金融債の引受は農林債券二億五〇〇〇万円、商工債券五〇〇〇〇万円に応募するものであった。

この計画改訂が二六年度の最終計画となった。

(5) 運用実績

二六年度の実績額を計画額に比較すると、まず原資の部では計画額一七八二億円に対して実績額は一八三五億余円で、五三億余円上回った（表5-1）。このうち各種預託金は六五億余円の増を示したが、既運用回収金は一三億余円の減であった。とくに二六年度には前年度に続いて郵便貯金・郵便振替貯金預託金の実績額が計画額より減少したのが目立っている。これに対して運用の部では実績合計額は一八一五億余円とされているが、二六年度からは計画額にも実績額にも、実際には運用されない運用余力見込額が含まれるようになったので、実際の運用実績はこれを除いて見る必要がある。運用余力見込を除いた実際の運用額は、計画額では一三〇〇億円であったが、実績額は一二七四億余円となった。計画額より減少した主な運用項目は、郵政事業特別会計発行の国債の引受五億円、住宅金融公庫貸付金二〇億円、地方公共団体貸付金三八五〇万円であった。ま

表5-3 金融債に対する四半期別運用計画 (単位：百万円)

区 分	第1四 半 期	2・四	3・四	4・四	年度計	
興業債券応募	3,600	3,200	2,900	3,000	12,700	
勸業債券応募	2,200	2,300	2,100	2,100	8,700	
同 買入	100	100		100	300	
北拓債券応募	250	250	250	250	1,000	
農林債券応募	1,000	800	600	800	3,200	
同 買入	200	100			300	
商工債券応募	450	360	450	470	1,730	
計	応募	7,500	6,910	6,300	6,620	27,330
	買入	300	200		100	600
	合計	7,800	7,110	6,300	6,720	27,930

出所：大蔵省理財局「資金運用部資金運用審議会議事録」昭和26年度，第1回，41ページ。同第2回～第6回，16, 60, 70, 77ページ。

た運用余力見込額は計画額では四八二億円が見込まれたが、二六年度経過中に運用原資が増加したため、実績額では五四〇億五二一万余円を計上することとなった。そしてこのうち五四〇億円が二七年度の長期運用資金の原資として翌年度に繰り越された。結局、二六年度の運用実績で見ると、運用資金の総額一八一五億余円のうち七〇・三%が運用されたことになる。

二 資金融通条件

資金運用部資金の長期資金融通条件は、運用計画が決定される際、合わせて運用審議会に諮られたが、それを一表にまとめる。と、表5-12のとおりである。利率は金融債等の八・五%が最高で、他は五・五%から六・五%である。

八厘の違約金を徴収する条件が付され、さらに金融情勢の変動に応じ、審議会に諮問して違約金の利率が変更されることになっている。

また、住宅金融公庫貸付は当初償還期限を一五年以内としていたが、第二回審議会で一八年内に条件を緩和した。

三 金融債への運用

二六年度の金融債への運用計画は、当初計画で二七五億円（二五年度分の繰越二〇億円を除く）であったが、第二・四半期に低利興業債券の新規発行債への乗換分二億円、最終計画ではルース台風災害復旧資金のための農林債券、商工債券引受分三億円が追加され、合計二八〇億円となった。

この金融債の運用計画は、二六年度には毎四半期ごとに作成され、運用審議会に諮られたが、それを表5-13にまとめて掲げておく。ただし、金融市場等の状況により必要があるときは、金融債の種類別の金額の範囲内で、応募および買入の金額を適宜調整しうるものとされた。資金運用部資金で引き受ける金融債は、一回ごとの発行の六割以下という制限があり、四割は市中消化を必要としたので、市中消化力の乏しい社債、金融債、あるいは一時に市中消化力を超えて多額の金融債を発行しようとする場合、資金運用部で市中手持ちの既発債を買い入れ、その資金で新規発行の金融債を消化させるというようにして、金融債の発行を増やし、市中消化の促進をねらうこととした。

表5-4 金融債引受実績（昭和25・26年度） (単位：億円)

債 券 名	昭和25年度		昭和26年度	
	発行 総額	内預金 引受	発行 総額	内資 運用 金部 受
興業債券	324	83	353	147
勸業債券	157	65	150	90
北海道拓殖債券	16	4	18	10
農林債券	52	14	64	36
商工債券	51	14	69	18
東銀貿易債券	10	0	0	0
合計	610	180	654	300

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，64ページ。

なお、二五年度から繰り越した二〇億円については、表5-13とは別枠で、市中金融機関の保有する金融債を二〇・三三億円以内において買上げることとし、この買上げ資金は、当面の緊急施策である船腹

表5-5 短期資金運用実績

区分	23年度 末残高	昭和24年度		
		運用	回収	年度末残
食糧証券・外為証券	20,545	367,059	361,514	26,090
割引復興金融債券	4,054	4,749	8,803	—
他会計への貸付	1,669	3,473	3,076	2,066
地方公共団体への貸付	21,108	50,386	53,373	18,121
政府関係機関への貸付(公団を除く)	—	—	—	—
特別法人への貸付	875	116	(305)699	292
公団への貸付	—	141,530	121,027	20,503
金融機関預け金	—	15,827	1,850	13,977
合計	48,251	583,140	550,343	81,049

(注) 1. 大蔵省銀行局「預金部資金運用報告書」昭和24年度, 同25年度, 大蔵省
 2. 特別法人への貸付は預金部特別損失処理による切捨額で内書で
 3. 昭和25年度「報告書」は公団融資を短期運用からはずしてあり, 運用,
 4. 昭和25年度「報告書」はa)のうち, 6,746百万円を地方資金起債前貸の

(昭和24—26年度)

(単位:百万円)

25			26		
運用	回収	年度末残	運用	回収	年度末残
230,657	206,164	50,582	438,681	359,216	130,047
—	—	—	—	—	—
2,066	2,066	2,066	1,749	2,066	1,749
115,403	a)133,524	—	58,301	58,301	—
—	—	—	25,300	25,300	—
—	(9)174	118	300	303	115
…	…	11,199	7,900	19,099	—
16,515	30,492	—	—	—	—
(364,640)	(372,420)	63,966	532,232	464,285	131,912

理財局「資金運用部資金運用報告書」昭和26年度により作成。
 ある。

回収額が不明なため, かつこの計数は公団融資分を含めない合計額。

長期への振替未済額として年度末残高に計上してあるが, 回収額に含めた。

四 短期資金の運用

(1) 短期運用に関する「決議」の決定

確保のため、船舶改造および買船に要する資金への融資にあて
 ることとする紐付融資の形式をとって、金融債を発行しない市
 中金融機関からの造船資金融資の円滑化を図った。⁽⁸⁾
 二五年度、二六年度の金融債引受実績は、表5-4のごとく
 で、二六年度の資金運用部引受金融債は三〇〇億円で、発行総
 額の四六%にあたっている。二五年一二月以来の金融債への運
 用によって、二六年度末の資金運用部の金融債保有残高は、四
 八〇億余円となった。その内訳は概算で勸業債券一五五億円、
 興業債券二三〇億円、北拓債券一四億円、農林債券五〇億円、
 商工債券三二億円である。二六年度の資金運用部資金による応
 募または買入金融債の利率は八・五%であった。

資金運用部への改組直後、二六年度第一回の運用審議会にお
 いて、資金運用部の短期運用の方針を定めた「決議」を決定し
 た。これは、預金部時代のやり方を踏襲したもので、その内容

は旧制では「一年以内を期限とする」を新制では「当該年度内
 に償還せられる」貸付等とする等、若干の修正があった。「決
 議」は左のとおり。⁽⁹⁾

資金運用部資金の短期運用に関する資金運用部資金運用審
 議会の決議(昭和二六年四月二四日第一回資金運用部資金
 運用審議会決議)

- 大蔵大臣は、資金運用部資金に一時余裕がある場合においては、
 左に掲げる方法により短期運用することができる。但し、年度中
 の運用の実績は、翌年度の本審議会に報告しなければならない。
- 一 一年以内に期限の到来する国債の買入、又は一年以内に売もど
 すことができる条件が付してある利付国債の買入
 - 二 特別会計に対する貸付で当該年度内に償還せられるもの
 - 三 資金運用部資金法第七条第三号に規定する法人(法律の定める
 ところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得な
 ければならない法人)に対する貸付で、当該年度内に償還せられ
 るもの
 - 四 地方公共団体(地方公共団体の組合を含む。)に対する国又は
 都道府県の補助金若しくは平衡交付金を見返りとする貸付、又は
 地方税、使用料、負担金、分担金等を見返りとする貸付で当該年
 度内に償還せられるもの

五 資金運用部資金法第七条第七号に規定する法人（特別の法律により設立された法人〔第三号に掲げる法人を除く。〕で、国、第三号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行し得る法人）に対する貸付で当該年度内の収入で償還せられるもの

六 大蔵大臣が本審議会に諮問して決定した長期の債券又は貸付金の前貸として行う短期の貸付

(2) 短期資金運用実績

昭和二四年から二六年度は、預金部資金のうち資金運用部資金に多額の余裕金が出て、それが短期運用に回されたのが特徴であった。

二三年度から二四年度にかけての復金債への短期運用、地方財政窮乏化対処策としての地方資金への短期運用、二四年度から二五年度へかけての公団融資および金融機関への預け金については、すでにそれぞれ本文で触れたところであるが、最後に、この時期の短期資金の運用実績を表5-15にまとめて掲げた。

各年度とも余裕金の大きな部分を政府短期証券へ運用している。なお、金融機関への市中預託は資金運用部になってからは認められず、それに替わって国庫余裕金の市中預託が頻繁となった（本書一八八―八九ページ参照）。

二六年度末の短期資金運用残高のうち、食糧証券は七七〇億円、外為証券は五三〇億円であり、その合計が全体の九八・六％を占めている。

(1) 「資金運用部資金法」に基づいて、「資金運用部資金運用審議会令」（昭和二六年四月一八日政令第一〇八号）が公布され、大蔵大臣の要請に基づいて会長（総理大臣）が審議会を招集することになった。第一回審議会の構成は次のとおり、会長 吉田茂（総理大臣）、副会長 池田勇人（大蔵大臣）、田村文吉（郵政大臣）、委員 野村秀雄（地方財政委員会委員長）、舟山正吉（大蔵事務次官）、葛西嘉資（厚生事務次官）、大野勝三（郵政事務次官）、福島正雄（経済安定本部副長官）、池田直（会計検査院事務総局次長）、一万田尚登（日本銀行総裁）、小汀利得、河上弘一、石坂泰三（大蔵省理財局「資金運用部資

金運用審議会議事録」昭和二六年度、第一回、二二ページ）。

- (2) 同前、一八一―一九ページ。
- (3) 『国の予算』昭和二六年度、一一二ページ。
- (4) 前掲「議事録」、二六年度、第二回、二二二ページ。
- (5) 同前、昭和二六年度、第二回、一五二ページ。
- (6) 同前、昭和二六年度、第三回、四八―五四ページ。
- (7) 同前、昭和二六年度、第四回、六七ページ。
- (8) 同前、昭和二六年度、第一回、四二―四三ページ。
- (9) 同前、四七ページ。

付 属 資 料

一 物価統制令……………九二

二 臨時物資需給調整法……………九五

一 物価統制令（昭和二十二年三月三日公布ポツダム勅令第一八号）

物価統制令

第一条 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

第二条 本令ニ於テ価格等トハ価格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、修繕料其ノ他給付ノ対価タル財産的給付ヲ謂フ

第三条 価格等ニ付第四条乃至第七条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

価格等ニ対スル給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於ケル当該価格等ノ統制額トガ異ル場合ニ於テハ当該給付ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外当該給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

第四条 主務大臣ハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

第五条 第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ（以下統制団体ト称ス）ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ構成員（構成員ガ統制団体ナル場合ハ其ノ構成員ヲ含ム以下同ジ）ノ給付ニ対スル価格等ノ額ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ当該給付ニ対スル価

格等ノ統制額トス同条ニ規定スル場合ヲ除クノ外事業ノ統制ノ為ニスル経営ヲ目的トスル会社、組合其ノ他之ニ準ズルモノ（以下統制機関ト称ス）ガ命令ノ定ムル所ニ依リ当該統制機関ノ給付ニ対スル価格等ノ額ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合亦同ジ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ価格等ノ額ヲ変更シテ前項ノ認可ヲ為スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地区ヲ定メ第一項ノ統制額ヲ以テ認可ニ係ル統制団体ノ構成員以外ノ者又ハ統制機関以外ノ者ガ其ノ地区内ニ於テ為ス同種ノ給付ニ対スル価格等ノ統制額ト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ処分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ額ノ変更アリタルトキハ前項ノ統制額ハ当該変更額ニ変更セラレタルモノトス

第六条 第四条ノ規定ニ依リ指定セラレタル額アル価格等ニ付前条ノ規定ニ依リ認可ノ為サレタル場合又ハ同条ノ規定ニ依リ認可セラレタル額アル価格等ニ付第四条ノ規定ニ依リ指定ノ為サレタル場合ニ於テハ後ニ為サレタル認可又ハ指定ニ係ル額ヲ以テ当該価格等ノ統制額トス但シ後ニ為ス指定ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第七条 価格等ニ付他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官庁ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ処分アリタル額アルトキハ之ヲ当該価格等ノ統制額トス

前項ニ規定スル額ガ特定ノ者ノ為ス給付ニ対スル価格等ニ限リ適用アルモノナル場合ニ於テハ同項ニ規定スル額ハ主務大臣ニ於テ別段ノ定ヲ為ス場合ヲ除クノ外当該特定ノ者以外ノ

者ノ為ス同種ノ給付ニ対スル価格等ニ付テモ亦其ノ統制額トス

第一項ノ他ノ法令ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 第四条ノ指定、第五条第一項ノ認可並ニ同条第三項及前条第一項ノ処分ハ此等処分実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

一 注文生産品ノ価格ニ付生産者ガ生産ニ著手シタルモノ
二 其ノ他ノ価格ニ付買主其ノ他ノ支払者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

三 運送賃、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付（価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以下同ジ）ニ対スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

四 運送賃、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ対スル給付ヲ為ス者ガ当該財産的給付ニ対スル給付ニ著手シタルモノ

五 保管料、保険料又ハ賃貸料ニ付支払者ガ履行遅滞ニ在ルモノ

第九条 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三条ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第十条 第三条ノ規定ハ契約ノ当事者ニシテ営利ヲ目的トシテ当該契約ヲ為スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セズ但シ当該契約ヲ為スコトガ自己ノ業務ニ属スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第十一条 何人ト雖モ暴利ト為ルベキ価格等ヲ得ベキ契約ヲ為シ又ハ暴利ト為ルベキ価格等ヲ受領スルコトヲ得ズ
何人ト雖モ不当ニ高価ナル価格等ヲ得ベキ契約ヲ為シ又ハ不

当ニ高価ナル価格等ヲ受領スルコトヲ得ズ

第十二条 何人ト雖モ正当ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ当リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金銭以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第十三条 何人ト雖モ正当ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ニ対スル給付ニ関シ対価トシテ金銭以外ノモノヲ受クルノ契約ヲ為シ又ハ之ヲ受領スルコトヲ得ズ

第十四条 何人ト雖モ業務上不当ノ利益ヲ得ルノ目的ヲ以テ物ノ買占又ハ売借ヲ為スコトヲ得ズ

第十五条 主務大臣ハ価格等ニ関スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ対シ価格等ノ額ノ表示ニ関シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十六条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ対シ価格等ノ額ヲ届出ヅベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ物品ノ規格、品質、販売方法、販売場所等ニ関シ制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得

第十八条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ原価ニ関シ計算ヲ為サシムルコトヲ得

第十九条 主務大臣ハ価格等ニ付統制額ノ改訂アリタル場合ニ於テ其ノ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者ヨリ統制額ノ改訂ニ因ル差益ノ全部又ハ一部ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ在庫ニ納付セシムルコトヲ得

第二十条 主務大臣ハ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者

ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ為ス給付ニ対スル価格等ニ付特別ノ割増額ヲ附スベキコトヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ前項ノ者ヨリ其ノ割増額ニ相当スル金額ノ全部又ハ一部ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ国庫ニ納付セシムルコトヲ得
第二十一条 主務大臣ハ前二条ニ規定スル者ニ対シ第十九条ノ差益又ハ前条ノ割増額ニ相当スル収入ノ経理ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十二条 第十九条又ハ第二十条ノ規定ニ依リ納付スル金額ハ所得税法ニ依ル所得、法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ付之ヲ当該差益又ハ割増額ニ相当スル収入ノ生ジタル年又ハ事業年度ノ必要経費又ハ損金ニ算入ス

第二十三条 第十九条又ハ第二十条ノ規定ニ依ル納付金ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得但シ先取特権ノ順位ハ国税ニ次グモノトス

第二十四条 物価ニ関スル重要事項ハ物価安定委員会ノ議ヲ経ベシ

物価安定委員会ノ組織及権限ハ別ニ之ヲ定ム

第二十五条 物価秩序ノ保持ニ当ラシムル為物価監視委員ヲ置ク

第二十六条 物価監視委員ハ其ノ職務執行上必要ナル事項ニ関シ質問ヲ為シ又ハ報告ヲ徴スルコトヲ得

第二十七条 物価監視委員其ノ職務ヲ行フニ因リ本令違反ノ犯罪アリト思料スルトキハ告発ヲ為スベシ
第二十八条 物価監視委員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第二十九条 前四条ニ掲グルモノヲ除クノ外物価監視委員ニ関スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第三十条 行政官庁必要アリト認ムルトキハ物価ニ関シ報告ヲ徴シ、帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一条 主務大臣ハ本令ニ定ムル職権ノ一部ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）又ハ当該主務大臣ノ所轄スル官衙ノ長ニ委任スルコトヲ得
第三十二条 本令ノ施行ニ関スル主務大臣ハ大蔵大臣トス
第三十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ違反ニ係ル価格等ノ金額ト統制額ニ依ル価格等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ト三倍ガ十万円ヲ超ユルトキハ罰金ハ当該差額又ハ金額ノ三倍以下トス

一 第三条ノ規定ニ違反シタル者
二 第九条ノ規定ニ違反シタル者

第三十四条 第十一条第一項又ハ第十二条乃至第十四条ノ規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十五条 前二条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六条 第十一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 二 第十七条ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者
- 三 第二十一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 四 第三十条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿ノ作成ヲ為サズ若ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者
- 五 第三十条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十八条 当該官吏、物価安定委員会ノ委員其ノ他ノ職員若ハ物価監視委員又ハ此等ノ職ニ在リタル者本令ニ依ル職務執行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十九条 第二十六条ノ規定ニ違反シ物価監視委員ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス

第四十条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十七条第一号乃至第四号又ハ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

第四十一条 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十一条第二項、第十三条及第三十六条ノ規定、第三十四条及第三十五条中第十三条ノ規定ニ関スル部分並ニ第四十条中第十三条ノ規定ニ違反スル行為及第三十六条ノ違反行為ニ関スル部分ハ昭和二十一年三月十一日ヨリ之ヲ施行シ第二十四条乃至第二十二

- 九条及第三十九条ノ規定、第三十八条中物価安定委員会ノ委員其ノ他ノ職員若ハ物価監視委員又ハ此等ノ職ニ在リタル者ニ関スル部分並ニ第四十条中第三十九条ノ違反行為ニ関スル部分施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四十二条 価格等統制令ハ之ヲ廃止ス
- 第四十三条 旧令第七条第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指定ハ之ヲ当該価格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ其ノ者以外ノ者ノ当該指定ニ係ル地区ニ於テ為ス同種ノ給付ニ対スル価格等ニ付為シタル統制額ノ指定ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ統制額ノ指定ト看做サルル指定ニ於テ価格等ノ額ガ特定ノ者ノ為ス給付ニ限り適用アルモノト為サレ居ル場合ニ於テハ当該指定ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ其ノ者以外ノ者ノ当該指定ニ係ル地区ニ於テ為ス同種ノ給付ニ対スル価格等ニ付為シタル統制額ノ指定ト看做ス

本令施行ノ際第四条ノ規定ニ依リ主務大臣統制額ノ指定ヲ為シタル場合ニ於テハ当該指定ニ係ル価格等ニ付テハ前二項ノ場合ニ於ケル統制額ハ当該指定ニ依ル統制額ニ改訂セラレタルモノト看做ス

第四十四条 旧令第三条第一項又ハ第四条ノ四第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ認可ハ之ヲ当該価格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ為シタル統制額ノ指定ト看做ス

前項ニ規定スル認可ニ係ル価格等ノ額ニ付旧令第三条第二項又ハ第四条ノ四第三項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル処分アル場合ニ於テハ当該処分ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第四条

又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ当該処分ニ係ル者ノ為ス給付ニ対スル価格等ニ付為シタル統制額ノ指定ト看做ス

前条第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四十五条 旧令第二条第三項但書（同令第四条ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指示ハ之ヲ当該価格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ為シタル統制額ノ指定ト看做ス

第四十三条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四十六条 旧令第七条第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指定アル場合ニ於テ当該価格等ニ付同項但書ノ規定ニ依リ行政官庁ノ許可アルトキハ当該許可ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第三条第一項但書又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ当該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

第四十七条 旧令第三条第一項又ハ第四条ノ四第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ認可アル場合ニ於テ当該価格等ニ付同令第二条第一項但書又ハ第四条ノ四第一項但書ノ規定ニ依リ行政官庁ノ許可アルトキハ当該許可ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第三条第一項但書又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ当該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

第四十八条 旧令第二条第三項但書（同令第四条ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指示アル場合ニ於テ当該価格等ニ付同令第二条第一項但書（同令第四条ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ行政官庁ノ許可アルトキハ当該許可ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第三条第一項但書又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ当該價

格等ニ付為シタル許可ト看做ス

第四十九条 前二条ニ規定スル場合ヲ除クノ外価格等ニ付旧令第二条第一項但書ノ規定ニ依リ行政官庁ノ許可アル場合ニ於テハ当該許可ニ係ル額ハ当該価格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ指定シタル統制額ト看做ス

第四十三条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十条 旧令ハ本令施行前ニ為シタル行為ニ関スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

二 臨時物資需給調整法（昭和二十一年一月一日公布法律第三二号）

臨時物資需給調整法

第一条 主務大臣は、産業の回復及び振興に關し、経済安定本部總裁が定める基本的な政策及び計画の実施を確保するため、左に掲げる事項に關して、必要な命令をなすことができる。

一 経済安定本部總裁が定める方策に基く物資の割当又は配給

二 経済安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資の使用の制限又は禁止

三 経済安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資の生産（加工及び修理を含む。以下同じ。）若しくは出荷若しくは工事の施行又は物資の生産若しくは出荷若しくは工事の施行の制限若しくは禁止

四 経済安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足す

る物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸与

政府は、勅令の定めるところにより、前項第三号に掲げる物資の生産若しくは出荷若しくは工事の施行又は第四号に掲げる事項に関する命令により生じた損失を補償する。

第一項の規定による命令をなす場合における担保権の処理その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の命令は、経済安定本部総裁の同意を得てこれをなすものとし、且つ同様の条件の下にある者には、差別なく適用されるものとする。

第二条 主務大臣は、前条第一項第一号の割当の実施について必要且つ適当と認めるときには、民主的に組織された産業団体に、その構成員の議決に基いて、その構成員及びその構成員以外の同業者で物資の割当を請求する者に対する物資の割当を行はせることができる。

前項の産業団体は、主務大臣が、告示により、これを指定する。

第一項の産業団体の組織その他の事項に関し必要な事項は、勅令でこれを定める。

第二項の規定により指定された産業団体から、第一項の規定により物資の割当を受ける者は、遅滞なくその旨を物資需給調停委員会に申し出ることができる。この場合には、物資需給調停委員会は、事案について公正な調査及び審議を行つた上、公益に適した決定をなすことを要する。

物資需給調停委員会に関し必要な事項は、勅令でこれを定める。

第四項の決定にその産業団体が従はない場合は第二項の規定により指定された産業団体の行ふ物資の割当を経済安定本部総裁が定める方策に適合させるために必要がある場合には、主務大臣は、その産業団体に対して、その行ふ物資の割当の決定の変更を命ずることができる。

第三条 主務大臣は、第一条の規定の適用に関して左に掲げる事項につき、関係事業者又は前条第二項の規定により指定された産業団体から報告を取ることができる。この場合において、報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときは、主務大臣は、当該官吏に事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に臨検し、業務の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

一 物資の割当又は配給

二 物資の使用

三 物資の生産若しくは出荷又は工事の施行

四 物資又は設備の状況

前項の規定により、当該官吏が臨検検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係者の要求に応じて、これを示さなければならない。

第四条 第一条第一項の規定による命令に違反した者は、これを十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

をした者

二 第三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四条第一項又は前条第一号の違反行為をしたときには、行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年四月一日又は経済安定本部の廃止の時の何れか早い時に、その効力を失ふ。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなほその効力を有する。

この法律の効力を失ふ際における損失の補償、担保権の処理その他必要な事項に関する経過規定は、勅令でこれを定めることができる。

昭和財政史——終戦から講和まで—— 第10巻 定価13000円

昭和55年3月31日発行

編者 大蔵省財政史室

発行者 中井義行

発行所 東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社

郵便番号 103 電話03(270)4111(大代表) 振替口座東京3-6518

©1980 <検印省略> 落丁・乱丁本はお取替えいたします。 3333-6240-5214
Printed in Japan